_	里.	~ 稻
電話	有	税
番		理
号)	名	士:

	1M 3/4 IIII E	納税地	[(〒 −	)					個人番号	(マイ	ナンバー	)	1	
		住所等	)							I I		1 1	1 I 1 I	-
	年月目提出	氏名						職業			電話番号			
	令和6年分月	听得和	说及び復興特	別所得	税に	つし			うり 更正(		求をし	ます。		
	求の目的となった 告又は処分の種類						通知を	受けた	したロ、火 : 日又は請 事実が生じ	求の		年	月	目
理日	正の請求をする 由、請求をするに った事情の詳細等													
添	<u></u> 付した書類													$\overline{}$
		,		a so Charter de	l. m. (			ta ata di .		1.3.2.	45 P.T. 5	- 2 2 2 2 2	· · · · · ·	
清 —	文額の計算書(記載に当 	たって			守另1月 	待根	100確定	E甲告(	ク手引きな	さとを				$\overline{}$
総			請求	額	H	1M	<u>(</u> (A) 1:	- <del>*</del>	する金	婚		請求	額	円
合		-+				税			9 る <del>金</del>  す る 金					
課し税		-							する金					
の		-				額			計 計	103				
所得						配		<u>当</u>	控	除				
金 額		(1)			$\longrightarrow$	(	特定	増	等 の 控 改 築 等	§ )				
**		2							等特別主等特別主					
<u>*</u>	<u> </u>	3	<u> </u>						特別控					
	社会保険料控除	1 ~ 1				差	引	所	得 税	額				
	小規模企業共済等掛金     控除       生 命 保 険 料 控除       地 震 保 険 料	5				災	- 害	減		額				
カュ	寡婦・ひとり親、ムセロヘ	6				再		引 所		額				
'	勤労学生、障害者 <sup>控除</sup> 配偶者 (特別) 控除	7							別税額技				人	
差	扶 養 控 除	8		人		再	々 差	- 引	所 得 税	額				
_	基礎控除								得 税     折 得 税					
カュ	4から9までの計	10							· 別所得税					
れ	雑損物の	(1)				外			控除					
"	医療費 (特例) <sup>控际</sup> 寄 附 金 控 除					源		徴		額				
金額	合 計	(13)				申	告	納		額				
東所	①に対する金額	14	·	. (	000	予(	定	納	税	額				$\dashv$
得	② に 対 す る 金 額	15			000			фh	第 2 期 2 める税金					
っ 金 る額	@ 1- 11 1- 7 A #E	16			000	界:税	3期分(	/)	寸される	В				
* (	 ②、③の各欄は、「分離短! 「一般株式等の譲渡所得等 「上場株式等の分離配当所?	」 <u>」</u> 朝譲渡 」、「	上場株式等の譲	期譲渡所 渡所得等	得」、	(還f 第	tの場合 3 期:	の第3 a d d の わ の ま	金 朝分の税額 △を記載) 说 額 の 差	C 差額				
	山林所得」、「退職所得」 (銀行等の預金口座)	を記載	えしてください。		l				<ul><li>A + B</li><li>みを希望する</li></ul>					$\dashv$
量位する	銀	行	本品	・支店	貯金	: 口座	の		, こ (() エ / "&			録に同	意する	
き受	金庫・組 農協・漁			張所・支所		子 番 E 巴尔		戸田り	>差団-ナッル		受取器	録済みの	口应た	-
取場る所		番号			(四)1	之/可等	2の窓口	文拟りる	- 希望する場	ਭਾਜ਼ਾਂ <i>)</i> 	座		ロ座を 用する ———	
<b>逆整</b>	通信日付印の年月日確	認	整理番号	番号码	確認	<b></b> 身元	確認 確	認書類						重番号
儿童色	WEIT H 11116 15 1 21 H			'				個人番号	<del>け</del> カード /	通知	カード・	運転免許	F証 ├─^	

#### 考 方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条 から第 153 条の 6 までに規定する更正の請求をする場合(東 日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法第 21 条において、所得税法 第 152 条から第 153 条の 6 までを準用する場合を含みます。 以下同じです。)に提出するものです。
- 2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5
- 3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基 づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理 由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである 場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。 なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照して ください。
- (1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号(マ イナンバー)を記載します。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その 控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作 成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措 置を講ずる。) など、個人番号の取扱いには十分ご注意 ください。

- 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請 求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、 「令和〇〇年分確定申告」、「令和〇〇年分決定通知」 などと記載します。
- 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求 の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的とな った申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日 又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が 国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153 条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の 理由となった事実の生じた日を記載します。
- 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳 細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至っ た事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しま すが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付 してください。
- 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類 名を記載します。

- 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となっ た年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き (以下「確定申告の手引き」という。) などを参照して ください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金 の受取りに当たって、
  - ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行 等の名称、預金の種類及び口座番号を、
  - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合 は、貯金総合通帳の記号番号を、
  - ③ 登録されている公金受取口座への振込みを希望され る場合は、「公金受取口座」の「利用する」欄の□に チェックを、

記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(納税 管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に 限ります。) への振込みをご利用ください。

- (注1) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを 希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を 記載してください。
- (注2) 「利用する」欄の□にチェックした場合、銀行 等の名称、預金の種類、口座番号及び貯金総合通 帳の記号番号の記載は不要です。

なお、預貯金口座が記載されている場合は、記 載された内容に基づき振込みの手続を行います。

「公金受取口座」の「登録に同意する」欄には、記載 した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合に □にチェックを入れます。

公金受取口座の利用に当たっては、確定申告の手引きを ご覧ください。

- 5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土 地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲 渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等 のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算 書」の付表として使用し、更正の請求書に添付してください。
- (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- (2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土 地・建物用】
- (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本 人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

## 

「更	正の請求をする理由	日、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】
C	事業所得の金額に	こついて誤りがあった場合
	更正の請求をする理由、請求	事業所得の必要経費(地代家賃:事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、
	をするに至った事情の詳細等	事業所得の金額が過大となっていたため。
	添付した書類	決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
$\circ$	医療費控除につい	って控除額に誤りがあった場合
	更正の請求をする理由、請求	令和×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市×−×−×)へ支払った医療費(○
	をするに至った事情の詳細等	○○円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
	添付した書類	令和×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(○○○円)
$\circ$	社会保険料控除に	こついて控除額に誤りがあった場合
	更正の請求をする理由、請求	令和×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたた
	をするに至った事情の詳細等	め。
	添付した書類	令和×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
$\circ$	扶養控除について	C 控除額に誤りがあった場合
	更正の請求をする理由、請求	特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、
	をするに至った事情の詳細等	扶養控除額が過少となっていたため。
	※ 控除対象扶養籍	見族の個人番号を記載する必要はありません。
$\circ$	住宅借入金等特別	控除について控除額に誤りがあった場合
	更正の請求をする理由、請求	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていた
	をするに至った事情の詳細等	ため。
	※ 仕」 た 書 粨	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借
	添付した書類	入金の年末残高等証明書

# 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書

氏 名

(令和 年分)

この計算書は、変動所得又は臨時所得があり、これらについて平均課税を適用する場合の税額を計算するために使用します。 変動所得又は臨時所得の平均課税は、本年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額(本年分の変動所得の金額が 前々年分及び前年分の変動所得の金額の合計額の50%以下である場合には、本年分の臨時所得の金額)が本年分の所得金額 (分離課税とされる所得や山林所得、退職所得を除きます。)の20%以上である場合に適用できます(詳しくは『変動所得・臨時所 得の説明書』を参照してください。)

得の説明書」を参照してください。)。 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩(申告書第三表(分離課税用)は⑱)までの記入が終わったら、この計算書で、変動所得及び臨時所得がある場合の特別の計算をして、課税される所得金額に対する税額を求めます。

#### 1 変動所得・臨時所得の金額

変	種		目	A	収	入	金	額	B	必	要	経	費	© 専 (É	従 者  色申告	控 皆のみ	除 額 記入)	所得金額(青色甲告者は青色甲) (A-B-C)
動								円					円				円	円
所																		
121	本 年	分	0)	変 動	所	得の	合言	計 額	Ī								1	
得				1	の	う	ち	7	維	所	得	12	係	る	金	額	2	
臨	種		H	A	収	入	金	額	B	必	要	経	費	© 専	従 者  色申告	控 皆のみ	除額 記入)	所得金額(青色甲告者は青色甲) (A-B-C)
時								円					円				円	円
art.																		
所	本 年	分	0)	臨時	所	得の	合言	計 額									3	
得				3	0	う	ち	7	維	所	得	K	係	る	金	額	4	

- 1 変動所得の「種目」の各欄には、漁獲、のり、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝、印税、原稿料、作曲料などと書きます。
- 2 臨時所得の「種目」の各欄には、権利金、補償金、契約金などと書きます。

#### 2 平均課税の税額の計算等

2 +	- 均球化の代例の目昇守				
変平動均	(1) 前々年分又は 前々年分の変動所得の金額	5	H	<b>●</b> ↓∫	前々年分又は前年分の申告で平均課税の適用 を受けたかどうかにかかわらず、各年分の変
動額の	前年分に変動所前年分の変動所得の金額	6		<b>↓</b>	動所得の金額を書いてください。
所の 得計	$(1 - (5 + 6) \times \frac{1}{2})$	7	•	4	(5+6)×½の金額が赤字の場合には、①の 金額を転記してください。
の算	(2) (1)以外の場合 本年分の変動所得の金額 (上の①の金額)	7		4	なお、 $(5+6) \times \frac{1}{2}$ の金額が①の金額を超える 場合は、この算式を使用せずに、⑦の欄を空欄の ままとし、 $8$ の欄に $3$ の金額をそのまま転記し
平	均 課 税 対 象 金 額 (3) + ⑦)	8	_		てください。
課	税される所得金額	9	-		<b>申告書第一表</b> の「 <b>その他</b> 」欄の⑭に転記してください。
調所整語	(1) ⑨の金額が⑧ 調整所得金額 (⑨-(⑧×½)) の金額を超える (⑨-(®×½)) (※ 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10	(1,000円未満の端数切捨て)	4	申告書第一表の「税金の計算」欄の③(申告書 第三表(分離課税用)は例)の金額を転記して
所金	場合 (9 - 10)	11)		L	ください。
金額・額・	調整所得金額 ( $9 \times \frac{1}{5}$ )   100	10	(1,000円未満の端数切捨て)		
特計別算	特別所得金額   (⑨ - ⑩ )	11)			確定申告の手引きの税金の計算の課税される
税	調整所得金額⑩に対する税額	12	•	<b>4</b> √	所得金額に対する税額で求めた税額を書いて ください。
額の	平 均 税 率	13	%	<b>←</b> {	$\frac{@}{@} \times 100$ (小数点以下切捨て)を書いてください。
計	特別所得金額⑪に対する税額 (⑪×⑬)	14)	H	<b>\</b>	申告書第一表の「税金の計算」欄の③(申告書 第三表(分離課税用)は劒)に転記してください。
算	税 額 の 計 ( ⑫ + ⑭ )	15	J		
S 0	大の該当する欄を書いてください。				申告書第一表の「その他」欄の⑥に転記してく ださい。
変動	(1) ④ に 金 額 の あ る 場 合 (上の④の金額)	16	Ħ		また、上の①の金額が $0$ 円の方は、その「区分」欄に「 $3$ 」を書いてください。それ以外の方は、「区分」欄は書きません。
臨時	(2) (1)に該当しない方で③に金額のある場合 (上の③の金額)	16			申告書第一表の「その他」欄の⑮に転記してく ださい。
所得	(3) (1)、(2)に該当しない方で②に金額のある場合 (上の②の金額)	16			また、上の②の金額が0円の方は、その「区分」 欄に「2」を書いてください。それ以外の方は、 「区分」欄は書きません。
金額	(4) (1)、(2)、(3)以外の場合…申告書第一表の「そ	の他」	欄の⑥は書きません。	→[	申告書第一表の「その他」欄の⑥に転記し、 その「区分」欄には「1」を書いてください。

06.11

## 肉用牛の売却による所得の税額計算書(兼確定申告書付表)

令和6年分 **氏 名\_\_\_\_\_** 

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び回の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法

- ② 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
  - 2 免税対象飼育牛とは、上の①及び回の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている 肉用牛及び売却価額(税抜)が100万円未満(その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未 満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満)の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で 計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の倒までの記入が終わったら、「2 税額の計算」欄で、申告書第一表 の「税金の計算」欄の⑬に記入する金額を求めます。

#### 1 申告書に記載する農業所得

第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

提

出

用

		A 収入金額	B 必要経費	● 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額(A-B-C)
農業所得	1	円	円	円	円
①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得	2	内			
① - ②	3				(青色申告者は青色申 告特別控除後の金額)

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「**青色申告決算書**(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「**収支内訳書**(農業所得用)」から転記します。)。
- 2 ②欄には、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「⑪収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
- 3 ③欄の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「**所得金額等**」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。 ③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ <u>この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所</u> 得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又 は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注 意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

#### 2 税額の計算

差引所得税額	(赤字のときは0) 円	← 【 <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の⑪の金額 を書いてください。
災 害 減 免 額 (④ に 対 す る 軽 減 額)	5	◆──{ <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の⑫の金額 を書いてください。
再差引所得税額 (4) - ⑤)	6	● 申告書第一表の「税金の計算」欄の❸の金額を書いてください。
令和6年分特別税額控除	7	◆──{ <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の⑭の人数 と金額を書いてください。
再 々 差 引 所 得 税 額 ( ⑥ - ⑦ )	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額等	9	「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に 内書きした収入金額を書いてください。
9 × 5 %	(1)	
災害減免額 (⑩に対する軽減額)	00	
(i) – (i)	(1)	
<u>8</u> + <u>@</u>	③ 申告書第一表⑮へ転記	

○この計算書を使った方は、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の⑮の金額の頭部に「ட と書いてください。 また、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法25」と書いてください。

# 肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表)

令和6年分 氏 名\_\_\_\_

控

用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び回の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法 第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ② 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
  - 2 免税対象飼育牛とは、上の⑦及び回の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている 肉用牛及び売却価額(税抜)が100万円未満(その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未 満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満)の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額等」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の倒までの記入が終わったら、「2 税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の倒に記入する金額を求めます。

#### 1 申告書に記載する農業所得

		A 収入金額	® 必要経費	● 専従者控除額 (白色申告者のみ記入)	所得金額(A-B-C)
農業所得	1)	円	円	円	円
①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得	2	内			
① - ②	3				(青色申告者は青色申 (告特別控除後の金額)

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「**青色申告決算書**(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「**収支内訳書**(農業所得用)」から転記します。)。
- 2 ②欄には、上の⑦及び回の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「⑥収入金額」欄の内書には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
- 3 ③欄の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄及び「**所得金額等**」欄の農業に転記してください。青色申告者で③欄の金額が黒字の場合は、「**所得金額等**」欄に青色申告特別控除後の金額を記入してください。 ③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
- ※ この特例の適用により所得税の免除等の対象となる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額(②欄の「所得金額」欄の金額)については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

#### 2 税額の計算

差 引 所 得 税 額	(赤字のときは0) 円	← 目 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑪の金額を書いてください。
災 害 減 免 額 (④ に 対 す る 軽 減 額)	5	■ <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の⑫の金額 を書いてください。
再差引所得税額 (金一多)	6	■ <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の鍛の金額を書いてください。
令和6年分特別税額控除	7	■ <b>申告書第一表</b> の「 <b>税金の計算</b> 」欄の⑭の人数と金額を書いてください。
再 々 差 引 所 得 税 額 ( ⑥ - ⑦ )	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額等	9	
⑨ × 5 %	100	
災 害 減 免 額 (⑩ に 対 す る 軽 減 額)	10	
(ii) – (ii)	@	
8 + 12	③ 申告書第一表⑮へ転記	

○この計算書を使った方は、**申告書第一表**の「**税金の計算**」欄の⑮の金額の頭部に「ட と書いてください。 また、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法25」と書いてください。 令和

#### 氏 名

この計算書は、各種の所得の損失額(赤字)を他の各種の所得の黒字から差し引く(以下「損益の通算」といいます。)際に、 赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します(**申告書第四表(損失申告用)**を使用して申告する方は、この計 算書は使用しません。)。

# 1 経常所得の損益の通算

(					T	111
Α	経	常	所	得	10	L3
(						J

・ 申告書第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の金額の合計額を書きます(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)。

# 2 譲渡・一時所得の損益の通算

所	得	0.	> 種	類	A	差	۶I	金	額	<u>(B)</u>	通算	後	⑤特	別控	除	( <b>9</b>	D譲渡	・一時所得の通算後
	譲	短期	総	合				書	通	Ĵ		Π	9		[1]	譲渡	(3)	円
В		Æ	分 (特定 <del>i</del>	離 (長額)	Δ											·一時	4	
	渡	期	総	合					算	3			⊕		H	得の	(5)	
	. •			時					(Ž)	(赤*	PのときはO)		<b>9</b>			通算	<u>(6)</u>	

1 「④差引金額」の「総合」欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など(※)」を差し引いた後の金額を書きます。

「④差引金額」の「分離(特定損失額)」欄には、「居住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金額(以下「特定損失額」といいます。)について、損益の通算の特例の適用を受ける場合にその赤字の金額を書きます(詳しくは、税務署にお尋ねください。)。

- ※ 譲渡資産の取得費(既に必要経費などに算入した金額を除きます。)から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。
- 2 「一時」の②は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは 0)を書きます。
- 3 「譲渡」の「⑥特別控除額」の⑤及び⑤は、次により書いてください。
- i 『®通算後』の⑦と②の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と①の金額(赤字のときは 0)を書きます。
- ii 「®通算後」の⑦と④の合計額が50万円を超える場合…… ⑨・Φの順に、それぞれ⑦と④の金額を書きます。 ただし、⑤と⑦の合計額は50万円が限度となります。
- 4 「一時」の「©特別控除額」のΦには、「一時」の②が50万円までの場合にはそのΦ額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。

# 3 損益の通算

																Т						γ					:				$\overline{}$
所	得	. (	の	種	頮	(A)	通	算	前	. Q	)第	1 2	欠 通	重筹	後	(	(c) 第	2 %	重	算.	後	Œ	)第3	次)	通算	〔後	Ē	所	得	金	額
A	経	ŕ	ř	所	得	(Ī)			FI	第					Πį	第				P	3	ţ,				円	(ID	:			PH
	譲	短期	総		合	(3)				1						2					┦.	3					12				
В		艮	分 (特:	定損生	離 :額)	4	Δ			次						次					] '	, 					Ō				
	渡	期	総		合	(9)				通						- <b>/</b>					7,0	k	9				100	(9)	+10)	×0.5	, ]
	_				時	<b>©</b>				算						通							10								
С	111				林				>	<u>(Ž</u> )						算					j	₫ '	-				6				
D	退				職										>	8	(赤字の	りとき	it 0)	)	)	<b>F</b>					16				
唐	导金	額(	の合	計額	<b>(</b> (	かり	5 (B) <b>3</b>	きでの	合	計物	FÉ)				·												17)				

- 1 「④通算前」の①、③から⑥は**、「1 経常所得の損益の通算**」及び 「**2 譲渡・一時所得の損益の通算**」より転記し ます。
- 2 「山林」の⑦及び「退職」の®は、山林所得(赤字の場合には金額の頭部に△を付します。)及び退職所得(赤字のときは0)を書きます。
- () 申告書への転記については、裏面を読んでください。

# 捐益の通算の計算書の書き方

#### 1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

(1) 「①通算後」の「譲渡」の各欄

[③差引金額]の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます (「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「④差引 金額」の金額をそのまま転記します。)。

- ・ 「③差引金額」が赤字と黒字の場合…「④差引金額」の 赤字を「総合」、「分離(特定損失額)」の順に、「総合」の 黒字と通算します(「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長 期」の順に通算します。)。
- (2) 「⑪譲渡・・時所得の通算後」の各欄
  「⑩ほ鶯絲(※)」の「鷺湾」の光字フゖ男字と「一時

「®通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の 通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「®通算後」の金額から「◎特別控除額」を差し引いた金額になります。

#### 2 「3 損益の通算」の各欄

- (I) 「B第1次通算後」の各欄
  - イ 「④通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「④ 通算前」の金額をそのまま転記します。
  - ロ 「④通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。
  - ハ 「④通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をA の黒字と通算します。
- (2) 「⑥第2次通算後」の各欄
  - イ 「⑧第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「⑧第1次通算後」の金額をそのまま転記します。
  - ロ 「13第1次通算後 | のA、Bが赤字でCが黒字の場合… A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通 算します。
  - ハ 「⑧第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合… Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一 時」の順に通算します。
- (3) 「⑪第3次通算後」の各欄
  - イ 「◎第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、『経常所得』、「譲渡』、「山林」の順にDの黒字と通算します。
  - ローイ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「⑥第2次通 算後」の金額をそのまま転記します。
- (4) 「①所得金額」の各欄
  - イ 「①第3次通算後」の①と⑩の金額の合計額が黒字の場合…「①所得金額」の⑪には、②と⑩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「①第3次通算後」の金額を転記します。
  - ローイ以外の場合…「①所得金額」に「①第3次通算後」の 金額を転記します。

#### 3 申告書への転記

- (1) 申告書第一表
  - イ 「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩

申告書第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩には、 損益の通算前の金額を書きます(『所得税及び復興特別所得 税の確定申告の手引き』参照)。

- ロ 「収入金額等」欄の分、②及び「所得金額等」欄の⑪
  - i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合

③の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄の⑦に、⑤ の金額を「収入金額等」欄の②に、③と⑤の金額の合計額 を「所得金額等」欄の②にそれぞれ転記します。

#### ii i 以外の場合

⑨の金額を**申告書第一表**の「**収入金額等**」欄の②に、 ⑫の金額を「**収入金額等**」欄の②に、⑫と⑭の金額の 合計額を「**所得金額等**」欄の⑪にそれぞれ転記します。

ハ「収入金額等」欄の受及び「所得金額等」欄の⑫ ⑩の金額を 申告書第一表 の「収入金額等」欄の受 に、⑪と⑫と⑭の金額の合計額を「所得金額等」欄の ⑫にそれぞれ転記します。

(2) 申告書第三表 (分離課税用)

「所得金額等」欄の⑰及び⑱

⑤の金額を**申告書第三表 (分離課税用)** の「**所得金額**」欄の⑦に、⑯の金額を「**所得金額**」欄の⑱にそれぞれ転記します。

# 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、**裏面**) を参照してください。

( この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申 告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、 所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所 得等の説明書』を参照してください。

事業所得用 譲渡所得用 雑 所 得 用

令和 年分

氏 名\_

					A	B	©	合 計 (&から©までの計)	
取	種			類				(GW-DOT CONI)	
引	決	斉 年	月	日					
内内	数			量	枚	枚	枚		
容	決	音 の	方	法					
総	差金等 利益又	三決済に係 に損失の	系るり額	1	H	H	円	円	
収	譲渡に	よる収入s (※)	金額	2					
金金	その	他の収	八八	3					,     日告書第三表(分   離課税用)は「収
額	(1)+3)	計 )又は(②+	+3)	4					入金額」欄の (申告書第四表(損 → 失申告用)は「1 損失額又は所得金
17	手	汝 料	等	5					額」欄 のFの@収   入金額) に転記し   てください。
必	②にも	系る取得	- 費	6					
要	そ			7					
経	他			8					(黒字の場合は、申 ( 黒字の場合は、申 ( <b>告書第三表(分離</b>
費	の 経			9					課税用)の「所得金額」欄ので(申告書第四表(損失申告用)は「1損失
等	費	、 (⑦から( (までの)	計 9 計	10					額又は所得金額」 欄のFの⑲)にそ のまま転記し、赤 字の場合は、申告
,,	(5+10)	計 スは(⑤+⑥	+(10)	11)					書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄ので(申告書)第四表(損失申告
	所 (4)	金 額 -①)	į	12					用)は「1 損失額 又は所得金額」欄 のFの⑲)に「0」 と書いてください。

06.11

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による

) ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、①本年の⑫欄の合計額が黒字のときに 前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_

譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
① ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き (△印) してください。◎ ④からⓒの各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

# 「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれか当てはま るものを 団んでください。

事業所得用 譲渡所得用 維 所 得 用

氏 名 国税 太郎

	_	_	_	_			(A)		(	3	C	)	(Aか	う ら©まっ	計での計)		
取	種				類	0	0	00	00	00	00	00					
引	決	済	年	月	日	××	. ×	< · ××	00.0	00.00	۵۵۰ ۵	۵.۵		/			
の内	数				量		4	0		10 枚		30 <sup>枚</sup>					
容	決	済	の	方	法	1:	t	切	仕	切	仕	切					
総	差金利益	会等決 を又は	:済に :損失	係るの額	1	2,	620,	O00	△ 30	O, 000	90,	000	2,	410,	000		
収	譲渡	Eによ。	る収入 ※)	金額	2												
入金	そ	の他	のり	又入	3												(申告書第三表(5 離課税用)は「4
額	(1)+	i ⊦③) 又	計 .は(②	)+3)	4	2,	620,	000	△ 30	0, 000	90,	000	2,	410,	000	-	入金額」欄の( (申告書第四表(持 ) 失申告用)は「 損失額又は所得会
必	手	数	料	等	5		166,	000	8.	3, 000	240,	000	4	489,	000		額」欄 のFの&」 入金額) に転記 てください。
必	24	に係ん	る取っ	得 費	6												
要	そ	消	費利	包等	7		16,	600		8, 300	24,	000		48,	900		
経	の他				8												<ul><li>∫ 黒字の場合は、F</li><li>告書第三表(分割</li></ul>
費	の 経				9												課税用)の「所名金額」欄の物(申名書第四表(損失り告用)は「1損
Q.	費	小 (で ま	)から での	計 ⑨)	10		16,	600		8, 300	24,	000		48,	900		額又は所得金額欄のFの®)にそのまま転記し、例字の場合は、申告
等	(5)+1		† :(5+@	5)+(10)	11)		182,	600	9	1, 300	264,	000		537,	900		書第三表(分離 税用)の「所得3 額」欄ので(申告 第四表(損失申告
	所 (	得 ④-	金 着 ①)	頂	12	2,	437,	400	△ 39	1, 300	△ 174,	000	1, 0	872,	100	-	用) は「1 損失者 又は所得金額」 の F の (空) に「0 と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による

- ※) カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による 譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。 ② ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。 ③ ④から⑥の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。 ③ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、①本年の⑫欄の合計額が黒字のときに 前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_申告書 付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。
- 事業所得用又は雑所得用としてこの明細書を作成する場合は次によります。 ②から©の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
- 「種類」欄には、 先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
- 商品先物取引等

差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東商バージガソリン、堂島とうもろこし、NYMEX原油のように記載してください。
○ 金融商品先物取引等

- 産金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大阪ミニ225、大阪TOPIX、大阪長国OP-c、大阪日経225OP-p、大阪 NYダウ、大阪金(標準)、為替証拠金米ドル/円、円3か月金利、円3か月金利OP、CME日経225先物(円建て)のように記載してください。
- カバードワラントの取得 カバードワラントの差金等決済を行った金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び商品名を記載し てください。
- 「決済年月日」欄には、 先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
- 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
- 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してく 5
- 6 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の 額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤書き(△印)してください。 7 「手数料等」③欄には、手数料等の額を記載してください。 (注)事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び⑥欄への記載は必要ありません。

- カバードワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて 記載するほか、次によります。
  「譲渡による収入金額」②欄には、カバードワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
  「手数料等」⑤欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。

- 「②に係る取得費」⑥欄には、その譲渡に係る購入価額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

# 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

4	ᇚ
11	

氏 名

# 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

- ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目 が記載されたものをいいます。
  - (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者 の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険
- 者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2)	(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補塡される金額
円	Ø	円	4	円

医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますの でご注意ください。

# 2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、 「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補塡される金額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
	2 の 合 計	<u> </u>	<b>(9</b> )	<b>(1)</b>
- ·	= # A A =1	<b>(</b> ∅+७)	円  (①+	① 円

医 僚	また 費の合計			B
3 控除額の計算				
支払った医療費	(合計) 円	Α	<b>-</b>	
保険金などで 補塡される金額		В	-	
差引金額 ( A - B )	(マイナスのときは0円)	С		□告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。
所得金額の合計額		D	<b>-</b>	(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 - 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
D×0.05	(赤字のときは0円)	E		・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の
回と10万円のいずれか 少ない方の金額		F		「4繰越損失を差し引く計算」欄の函の金額を転記します。
医療費控除額 (〇一万)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G		■ 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療 費控除欄に転記します。

# ■ 医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。** 

## ■ 医療費通知に記載された事項

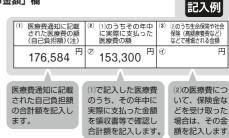
医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

- ※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。 (例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
  - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- ※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。
- (1)「医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)」欄
  - 自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。
  - ※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。
- (2) 「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額|欄
  - (1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。
  - ※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。
- (3)「(2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補塡される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補塡される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補塡される金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。



## 2 医療費(上記●以外) の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書 1 枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

- (「**●医療費通知に記載された事項**」に記入したものについては、記入しないでください。)
- (1) 「医療を受けた方の氏名」欄
  - 医療を受けた方の氏名を記入します。
- (2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄 診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の 名称を記入します。
- (3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

- (4) 「支払った医療費の額」欄 医療費控除の対象となる金額を記入します。
- (5) 「(4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補塡される金額」欄 上記●(3)と同様です。

例)国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療:6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 5月28日 診療:5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 ○△病院計:12,000円 通院費計:1,560円

- ※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いすれも 通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- ※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。
- ※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費 控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。



(1) 医療を受けた方の 氏名	(2)病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補塡される金額
国税 太郎	○△病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑ その他の医療費	1,560	

# ■ 添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」(添付)
- 医療費通知(原本※)「● 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限ります。(添付)
  - ※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管する必要があります。

<ul><li>◎ 寝たきりの人のおむつ代</li><li>※ 介護保険法の要介護認定を受けている一定の要件を満たす方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。</li></ul>		医師が発行した「おむつ使用証明書」
◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金	<b>)</b>	温泉療養証明書
◎ 指定運動療法施設の利用料金	<b>)</b>	運動療法実施証明書
◎ ストマ用装具の購入費用	<b>)</b> [	ストマ用装具使用証明書
○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用	<b> </b>	医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、 医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用	<b> </b>	<b>処方箋</b> (医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)
◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅瘠養の介護費用	<b>    </b>	在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

# 令和 年分 医療費控除の明細書 【内訳書】 (次 葉)

<u> </u>

「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

# 2 医療費(上記1以外)の明細(つづき)

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補塡される金額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □ 介護保険サービス □ 医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
儿	\	計		

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記2に係る領収書等は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

# ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。○左記1、2に係る領収書等は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

# 令和 \_\_\_\_ 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

<u>1主 P/T                                   </u>		<u>⊏</u>	<b>占</b>	
1 中生オスナの健康の				
1 申告する方の健康の		<b>グプタグへの取組</b> 	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		√検診 □(	)	
(2) <b>発 行 者 名</b> (保険者、勤務先、市区町村、 医療機関名など)				
※取組に要した費用は、控除対象	象となりません。			
2 特定一般用医薬品等	等購入費の明細 「薬	『局などの支払先の名称』で	とにまとめて記入する <i>こ</i>	とができます。
(1) 薬局などの支払先の名称		医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
			P.	
			  A	В
合		計		
3 控除額の計算				
支払った金額(合意	計) 円	A -		
保険金などで補塡される金額	7+70 k # (+ 0 m)	В		
(A - B)	イナスのときは0円)	С	_	
医療費控除額 (C) - 12,000円)	高8万8千円、赤字のときは0円)	D 申告書:	<u>第一表</u> の「所得から差し引かれ 転記し、 <u>「区分」の□に「1」と</u> 試	1る金額」の医療費控 2入します。

# 重要なお知らせ

令和3年分の確定申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から当該書類の提示又は提出を求める場合が ありますので、当該書類はご自宅等で保管してください。

# ■ セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例)の適用を受ける場合に使用します。 この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご留意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費及び令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する一定の医薬品の購入費をいいます。

# 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※ 下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

(2)「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

# 2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。 領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。 複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

循収書の表示例 国税薬局 東京都千代田区霞が関米\*\*\* 登録番号:TXXXXXXXXXXXXXX 語収書 XXXX年11月4日(土) 12:00 ★セイムEX ズツウヤク60 ¥1.273 ★カクティ盲腸薬MN 小計 4点 ¥3,222 ¥3,222 Ħ 内消費税 (10%) お預り ¥4,000 ¥778 お釣り ★印まセルラメディケーション税制対象商品です

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するととも に購入金額の合計を記入します。

# 記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 <sup>™</sup>	円
□□ドラッグストア	0000,000,00000,000	} 13,753	
//	000,000,0000,0000		
			名称が枠内に記入しきれな このように記入します。

# ■ 5年間保管が必要な書類

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- ◎ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- ◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- ◎ 特定健康診査の領収書又は結果通知表

(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 (「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- ※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 特定一般用医薬品等の領収書

# 令和 \_\_\_\_ 年分 セルフメディケーション税制の明細書(次 葉)

氏 名	
-----	--

「2 特定一般用医薬品等購入費の明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に記入します。

# 2 特定一般用医薬品等購入費の明細(つづき)

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
		円	円
<i>/</i> ]\	計		

○この明細書は、申告書と|緒に提出してください。○左記2に係る領収書等は確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

令和 06 年分(特定増改築等)住宅借入金等	特別控除額の計算明細書
1 住所及び氏名	整理
住所	番号
電話番号 ( )   フリガナ	フリガナ
氏 名	氏名 氏名
2 新築又は購入した家屋等に係る事項	
家屋に関する事項 土地等に関す	
古 住 開 始 年 月 日 〇 令和	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
契約日 区分 介 平成 中成 中 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中 市 中	契約日 ② 平成
補助金等控除前の   切   切	増改築等の費用の額(ツ)
交付を受ける田棚助金等の額田	門交付を受けるター
取得対価の額分 (②-③(ダー③))	
総(床)面積の	
*・小数点以下第2位まで書きます。	申
の (床)面積	中
不 動 産 番 号 家屋	土地
4 家屋や土地等の取得対価の額	<del>-</del>
あ な た の 共 有 持 分 ① ** * * * * * * * * * * * * * * * *	
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
※共有でない場合は、切、切、力を置いてくたさい。	
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	
あなたの持分に係る取得対価の額等 (② - ③ )	m t
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税	田・田の、ボトトンのサー港の基本では10サー港の株業がセナーより組入。
なし又は5% 8% 10% 消費報額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	プ 大衆のパリスルが中国成本権の場合人は19歳末期の大衆支援後を有りる機能に、 区 窓上住宅等である新発住生なは質算事機性に入居したとき等は、右の欄に
7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ⑥ 住 宅 の み	等のみ   ⑥住宅及び土地等   囿増改築等
新菜、購入及び増改菜等に係る 住宅借入金等の年末残高 分	
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の狙の割合)	
※選曹儀務がな場合にほ100,00%と参きます。 住宅借入金等の年末残高 ((付表)の36の金額)	
※進年質務かない場合には、⑤の金銭を含ます。	
少ない方の金額       B 住 用 割 合 (***)	
※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑧ × ⑨ )	
住宅借入金等の年末残高の合計額(②の⑩+②の⑩+③の⑩+④の⑩)  ※ ①の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。	
3 13 2 1 1 1 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	適用を受ける場合のみ書いてください。)
次の2欄から6欄に補助金等控除後の金額 を書いてください。これらの金額が50万円 を超えるときに特定増改集等住宅低入金等	等の費用の額 4 特定断熱改修工事 5 特定多世帯同居改修 4 の 費 用 の 額 5 工事等の費用の額
特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控用の裏面を参照してください。	
特定耐久性向上改修   特定の増放等工事の費用の合計額   図   あるたでの持分   本会にの持分   本会にのようにのようにのようにのようにのようにのようにのようにのようにのようにのよう	に係る特定の 事の費用の額 メカロの⑪) 多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高
	(Dと®のいずれか全い方の金館で最高260万円、 ただし、任名の増収整等 特別を実際的国政修 工事等に係るものを除きます。)が特定取得 (後三面夢頭に譲刺しな場合は、熱の3万円。)
9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び会	金額を転記します。
<ul><li>※次に該当する場合に、書いてください。</li><li>同一年中に8%及び10%の消費税 8%·10% 家 屋:1 @7は②の全額 (の)</li></ul>	
同一年中に8%及び10%の消費税 率が含まれる家屋の取得等又は 増改築等をした場合は、右の欄に	四 重複適用を受ける場合は、右の 文字に○をした上で、二面の②
同一年中に8%及び10%の消費税 率が含まれる家屋の取得等又は 増改業等をした場合は、右の欄に 〇をした上で、10%に係る部分の 金額等を書いてください。	文字に○なしたとで 二面の@
同一年中に8%及び10%の消費税 率が含まれる家屋の取得等又は 地改築等をした場合は、右の欄に ○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	円 文字に○をした上で、二面の窓 の金額を転記してください。 23 00
同一年中に8%及び10%の消費税 率が含まれる家屋の取得等又は 増改業等をした場合は、右の欄に ○をした上で、10%に係る部分の 金額等を書いてください。	☆ 文字に○をした上で、二面の②

次の該当する質式のうた いずれか一の質式により計算します

ſ	主宅借	入	金等の年	末残高	の合計額	<u>*</u> —і	面	の⑪の金額を	を転	記	します。			(1)					
番号		)	居住の用り	こ供した	日等	算式等		(特定増改築等) 宅借入金等特別控 00円未満の端数切	除額	番号		居住の用	に供しア	た日等	算式等	住(1	(特定増改築等 宅借入金等特別招 00円未満の端数切	2除額	 
		認定	令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	20	(最高31万5千円)	円 0 0		高齢者等居	令和2年1		文築等が特定取得に該: 最高1,000万円)	当するとき				匫
		長期優	令和6年12 月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高35万円)	円 0 0	7	住改修工事 等に係る特 定増改築等	月1日から	19の金額(	) × 0.02 + (a - (9) × 0.01 =	:	20	(最高12万5千円)	円 00	提
1		良住宅又	た場合	ı	中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	00	ļ.	住宅借入金 等特別控除 を選択	の間に居住		築等が特定取得に該当 最高1,000万円) )	しないとき		( H sha osetini)		出   用
	認定住	は認定低	平成27年1 月1日から 令和3年12 月31日まで		号等が(特別)特定 当するとき	①×0.01=	20	(最高50万円) (最高30万円)	00				19の金額(	) × 0.02 + (a) - (9) × 0.01 =	:	20	(最高12万円)	円 00	
	宅等の 新築取 得等に	炭素住	の間に居住の用に供した場合		得等が(特別)特定 当しないとき	①×0.01=	20	(最高50万円)	円 00 円		断熱改修工	令和2年1		文築等が特定取得に該 最高1,000万円) )	当するとき		(最高12万5千円)	円	ĺĘ
2	係る住 宅借入 金等特	宅	令和4年中に 居住の用に供 した場合		得等が(特例)特別 に該当するとき 令和6年中に特例	①×0.01=	20	(最高24万5千円)	円 00 円	8	事等に係る 特定増改築 等住宅借入	月1日から 令和3年12 月31日まで	19の金額(	) × 0.02 + (a - 19) × 0.01 =		20	(MINITE/J ()   [])	0 0	面は
	別控除 の特例 を選択	EH水準省	令和4年1 月1日から 令和6年12	新築住宅 又は買取	対象個人以外が入 居 令和4年中若しくは	①×0.007=	20	(最高31万5千円)	00		金等特別控 除を選択	の間に居住 の用に供し た場合		築等が特定取得に該当 最高1,000万円) )	しないとき		(最高12万円)	円	面
3		エネ住宅	月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高21万円)	00		多世帯同居	令和2年1月	③の金額( ■ 1 日から	)×0.02 +(②-⑩)×0.01= う和3年12月31日まで		20		00	ح ا
		(※5)	た場合	I	中古住宅 令和6年中に特例	①×0.007=	20	(最高21万円)	00	9	改修工事等 に係る特定 増改築等住 宅借入金等	の用に供した ①の金額(最 ③(	に場合		1,44-7,1		(最高12万5千円)	円	緒に
		エネ基準	令和4年1 月1日から 令和6年12	新築住宅 又は買取 再販住宅	対象個人以外が入居 令和4年中若しくは 令和5年中に入居	①×0.007=	20	(最高28万円)	00		特別控除を選択	19の金額(	) + (a - 19)	令和6年中にその他の		20	(最高40万5千円)	00	提出-
4		適合住宅(	月31日までの間に居住の用に供し	Тужда-С	令和5年中に人居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高21万円)	00		震災特例法	令和4年1 月1日から 令和6年12	新築住宅 又は買取 再販住宅	令和4年中若しくは令	① × 0.009=	20	(最高45万円)	00	してく
L		* 5	た場合	ī	中古住宅	①×0.007=	20	(最高14万円)	00	10	長火行列伝 (※6)の住 宅の再取得 等に係る住	月31日までの間に居住	1720	和5年中に入居又は令 和6年中に特例対象個 人が認定住宅等に入居	① × 0.009=	20	(最高27万円)	00	だ
			令和4年1 月1日から 令和6年12	新築住宅 又は買取 再販住宅	令和6年中に入居 令和4年中又は		Ē	(最高21万円)	00		寺に保る住 宅借入金等 特別控除の 控除額の特			:宅又は増改築等 	① × 0.009=	20	(最高60万円)	00	ر \ د ا
	その他の 宅に係る 宅借入金	ん 会 会 等	月31日まで の間に居住 の用に供し た場合		令和5年中に入居	①×0.007=	Ľ	(最高14万円)	00		例を選択	までの間に 令和4年中に	居住の用に		① × 0.012=		(最高60万円)	00	
5	特別控制 適用(1: 4 又は)	から 7 か	平成27年1		宅又は増改築等 事等が(特別)特定取	①×0.007=	Ľ	(最高40万円)	00	11	/ (亩ァド戻 <i>ト</i>	居住の用に供した場合	取得に該当		①×0.012= T百)	20		0.0	
	ら11のいれかをi する場合	選択合を	月1日から 令和3年12 月31日まで の間に居住	得に該当す		①×0.01=	Ľ	(最高20万円)	00	[	転居年	月 日 平成	年	月 日 再居住	開始年月日	平原令和	10 平 月	Н	
_	除きま~	す。)	の用に供した場合 令和4年中に	得に該当し	ないとき	①×0.01=		(最高40万円)	00	╢	居住の用に供して期間の家屋の	の用途 🔲	賃貸の用 空家 *医住の田に	<sup>〒☆和</sup> 年 月 □ その他( 供した場合の再適用】		☆和	年 月 用に供した場合の	日 ) 適田1	-
6			居住の用に供 した場合		事等が(特例)特別特 (当するとき	①×0.01=	20		0.0		その家屋に係る 増改築等) 住宅	借入金	再び居住の	用に供したことによ 増改築等)住宅借入	再び月	号住の	刊に供した場合の3 9用に供したことに』  家屋に係る (特定増改	th.	

**※** 1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。

**※** 2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

等特別控除の適用

金等特別控除の再適用を受ける

- 特例対象個人については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- (特例) 特別特例取得及び(特別) 特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照して ください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例) 特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の 取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。 **※** 7

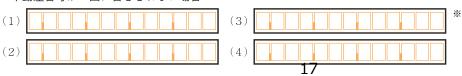
#### ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の 年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特 定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又 は住宅の増改築等に係る明細書の②欄に記載します。

各明細書の控除額(②の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に 23 重複適用を受ける場合 0 0 係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します

②欄の金額を一面の③欄に転記します。

## ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合



※ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の 対象となる家屋や土地が複数ある場合で、 一面の「不動産番号」欄に書ききれない 家屋や土地の不動産番号を記載します。

住宅借入金等特別控除の適用を受ける

_1_住所及び氏名	
電話番号 ( )	(共有者の氏名)
フリガナ	フリガナ
氏 名	氏名
2 新築又は購入した家屋等に係る事項 家屋に関する事項 土地等に関す	る事項 3 増改築等をした部分に係る事項
民 供 問 始 年 日 口 ② 平成	居住開始年月日 ス 平成
型	・フリー・フロボ
契約区分  分   ◯ 令和・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
補助金等控除前の取得対価の額()	増改築等の費用の額
交付を受ける 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	門交付を受ける 例補助金等の額例
取 得 対 価 の 額 (⑦ - ⑤ ()) (⑦ - ⑤ () (② - ⑥ ()) (② (② - ⑥ ()) (② (○ ())) (② (○ ()) (○ ()) (○ ()) (○ ()) (○ ()) (○ ()) (○ ()) (○ (○ ()) (○	門 増改築等の費用の額 チ ( ∅ - ୭ )
総(床)面積の	m ②のうち居住用部分の金額 ②
***	1 増改業等をした (分) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
の(床)面積	- 【家屋の総床面積】
不 助 産 番 号 家屋	土地
4 家屋や土地等の取得対価の額	ul. 4/8
あなたの共有持分 ()	地 等 ( ) 合 計 ( ) 増 改 築 等 ( ) /
**共和の場合のみ合い(ださい。  ** ( ① × ④ の ① )	$ \begin{array}{c c} & & & \\ \hline & & \\ \hline & & \\ \hline & & \\ \hline \end{array}          $
<ul><li>※共有でない場合は、③ ⑤ . 多を書いてください。</li></ul> <li>②</li>	P P
住宅取得等資金の贈与の 特例を受けた金額等	H
あなたの持分に係る取得対価の額等	н
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 複奏が10%の場合に③○に含まれる 通費額及び地方調整額の合計額	円 夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、区 設定住宅等である新発住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税	
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 開業が10%の場合に②。②に含まれる 情報報報及び地方消費税額の合計額 契約書等に記載された消費税額 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ① 土 地	円 夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、区 設定住宅等である新発住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 開発制度が10%の場合に適ごに含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ② ① 土 地 参	円 夫婦のいずれかが印蔵未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、   窓定住宅等である新奏住宅又は買取事販住宅に入居したとも等は、右の欄に   分   該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 構築が10%の場合に⑤。⑤に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 契約書等に記載された消費税額 2%的書等に記載された消費税額 2%的書等に記載された消費税額 2%的書等に記載された消費税額 2%的書等に記載された消費税額 2%的書等に係る住宅借入金等の年末残高 金 住宅 密 の み ① 土 地 3	円 夫婦のいずれかが印蔵未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、   窓定住宅等である新奏住宅又は買取事販住宅に入居したとも等は、右の欄に   分   該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 機率が10%の場合に⑤・⑤・②に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ② 土 地 等 に 係る住宅借入金等の年末残高 ② 住 宅 の み ② 土 地 等 に 係る は 宅 の み ② 土 地 等 に 係る は 宅 の み ② 土 地 等 に 係る は 宅 の み ② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 夫婦のいずれかが印蔵未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、   窓定住宅等である新奏住宅又は買取事販住宅に入居したとも等は、右の欄に   分   該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 環境が10%の場合に⑤.⑤に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ② 上 地 第 章 集 表 第 集 最 及 び 間 改 等 の 年 末 残 高 分	円 夫婦のいずれかが印蔵未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、   窓定住宅等である新奏住宅又は買取事販住宅に入居したとも等は、右の欄に   分   該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8 % 10 % 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された利力で表) 位 住 宅 告入金等の年末残高 (五 住 宅 告入金等の再末残高 (五 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書きます。 (付)表)の頃の金額(約書)、(対)を (付)表)の頃の頃の音(対)を (付)表)の頃の音(対)を (付)表)の頃の音(対)を (付)表)の頃の音(対)を (付)表)の頃の音(対)を (対)を (対)を (対)を (対)を (対)を (対)を (対)を (	円 夫婦のいずれかが印蔵未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、   窓定住宅等である新奏住宅又は買取事販住宅に入居したとも等は、右の欄に   分   該当する数字を書いてください。詳しくは、控用の裏面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 機率が10%の場合に⑤.①に含まれる 消費税額及び地方消費税額の合計額 契約書等に記載された消費税額 契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額) 10% 第集 購及び贈改業等に係る 区 住 宅 の み ① 土 地 第 任 宅 の み ② 土 地 第 任 宅 借入金等の年末残高 (付表)の頃の割合(対表)の頃の割合(対表)の頃の割合(対表)の頃のの金額(対表)の頃の金額を持ます。 (日 宅 借入金等の年末残高 (付表)の頃のの金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の頃の金額(対表)の場と書きます。 ② ・・ 第 2 ・ 第 2 ・ 第 3	円 大穏のいずれかが9歳末禱の場合又は10歳末禱の抹養親族を有する場合で、  図 設住化名等である前条住名又は11歳前男政化化に入居したとき等は、名の欄に 分 歳当する数字を書いてください。詳しくは、控用の東面を参照してください。  分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ② 土 地等に係る住宅借入金等の年末残高 ② 住 宅 作入金等の年末残高 ③ (付表)の3の割合) ※連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の3の割合) ※連帯債務に係るあなたの負担割合 (在宅借入金等の年末残高) ② で ・	円 大穏のいずれかがの魔末溝の場合又は印魔末溝の状養親族を有する場合で、  図 設定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、名の欄に 分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住 宅 の み ② 土 地等に係る住宅借入金等の年末残高 ② 住 宅 の み ② 土 地 等に係る住宅借入金等の年末残高 ② 住 宅 の み ② 土 地 等に 作るあなたの負担即合 (付表)の狙の割合) 参連帯債務に係るあなたの負担即合 (付表)の狙の割合) 参連帯債務に係るあなたの負担即合 (信 で 債 大金等の年末残高) ② ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 夫場のいずれかが90歳未満の場合又は10歳未満の扶養親族を有する場合で、  図 設定住宅等である新築住宅以は1項取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に   分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額 (投約表)の項の割合(代付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (付表)の項の割合((付表)の項の割合) (可能)の可能)の一個、「(対表)の項ののと書きます。 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	田 大穏のいずれかが卵像末満の場合又は印像末満の状金親族を有する場合で、図 選性化等である新発性を入口見取用販性化に入屋したとき等は、名の欄に 分 歳当する数字を書いてください。許しくは、控用の裏面を参照してください。 分 (①住宅及び土地等 (① 増 改 築 等 円 円 次
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 横摩が10%の場合に⑤・⑤()に含まれる 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費税額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 (契約書等に記載された消費税額) 4 生宅借入金等の年末残高 (区 住宅借入金等の年末残高 (付表)の頃の割合・⑥ 連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の頃の割合・⑥ 連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の頃の割合・⑥ 連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表)の頃の割合・⑥ 2 生宅借入金等の年末残高 ((付表)の頃の金額) 2 地 方 の金額 ((付表)の頃の割合・⑥ 2 地 方 の金額の金額 ((付表)の頃のの金額) 2 地 方 の金額 ((付表)の頃の過と書きます。 8 生 日 日 割 合 (多)の以ずれかり (8) × ⑤) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	円 大場のいずれかが90歳未満の場合又は10歳未満の状き親族を有する場合で、  図 設定住宅等である新築住宅以は10歳の再販社宅に入居したとき等は、名の欄に 分
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② (付表)の頃の創合) ※ 進帯債務に係るあなたの負担創合 ((付表)の頃の金額) ※ 北 方 の 金 額 ② ・	円 大場のいずれかが卵像末端の場合又は回線末端の状き親族を有する場合で、  区   設定住宅等である新発性を入口見な再販社をに入屋したとき等は、右の側に   分   一   一   一   一   一   一   一   一   一
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② (付表)の頃の創合) ※ 進帯債務に係るあなたの負担創合 ((付表)の頃の金額) ※ 北 方 の 金 額 ② ・	日 大穏のいずわかが吸寒末帯の場合又は回線末帯の状発観旅を付する場合へ   図   密住化名等のお金線性を又は買取再販性名に入風したとき等は、名の欄に   分   一   一   一   一   一   一   一   一   一
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② (付表)の頃の創合) ※ 進帯債務に係るあなたの負担創合 ((付表)の頃の金額) ※ 北 方 の 金 額 ② ・	円 大場のいずれかが卵像末端の場合又は回線末端の状き親族を有する場合で、  区   設定住宅等である新発性を入口見な再販社をに入屋したとき等は、右の側に   分   一   一   一   一   一   一   一   一   一
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費税額及び地方消費税額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額) 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ① 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② 住宅借入金等の年末残高 ② (付表)の頃の創合) ※ 進帯債務に係るあなたの負担創合 ((付表)の頃の金額) ※ 北 方 の 金 額 ② ・	日 大型のようなの意味着の場合では、原生に大きない。   日 大型に住宅するおの意住を等である新発性名又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に   分   京   京   京   京   京   京   京   京   京
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費額及び地方前費報節を計算を紹介合計額 (契約書等に記載された消費税額) 10% 消費額及び地方前費報節の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 10% 消費額及び地方前費報節の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 200 年末残高 (主 代 代 大 金 等の年末残高 (主 代 代 大 金 等の年末残高 (行 表)の頃の金額( (付 表)の頃の金額( ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	日 大穏のいずれかが卵底末端の場合又は印成末端の状を親族を有する場合で、  区 窓上住宅等である蘇発住で入口買取用販性宅に入風したとき等は、名の欄に 会当な数字を参いてください。  日   中 改 築 等   日 改 築 等   日 内 の
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (契約書等に記載された消費税額 (投稿)の頃の割合 (任名借入金等の年末残高 万	等のみ (⑥住宅及び土地等 (田) 増 改 築 等 円 円 で で で で で で で で で で で で で で で で で
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 消費額及び地方前費税額の合計額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に記載された消費稅額 (契約書等に認 (契約書等に認 (契約書等に認 (契約書) (投) (投) (投) (投) (投) (投) (投) (投) (投) (投	等のみ (⑥住宅及び土地等 (田) 増 改 築 等 円 円 で で で で で で で で で で で で で で で で で

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住	主宅借	入	金等の年	末残高	の合計額	ж —i	面	の⑪の金額を	転訂	2	します。			(1)					
番号		J	居住の用り	こ供した	:日等	算式等		(特定増改築等) 宅借入金等特別控 00円未満の端数切割	原観 ▮	番号		居住の用	に供した	2日等	算式等	(1	(特定増設 生宅借入金等 100円未満の	特別控隊	余額 iで)
		認	令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	20	(最高31万5千円)	円 00		高齢者等居	令和2年1	①の金額(お	築等が特定取得に記 最高1,000万円)	核当するとき				
		定長期優	令和6年12 月31日まで の間に居住	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高35万円)	円 00	7	向師有守店 住改修工事 等に係る特 定増改築等		(a)( 19の金額(	) ) × 0.02 + ((a) - ((9)) × 0.01		20	(最高12万5		円 0 0
1		良住宅又	の用に供した場合		中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 0 0	1	住宅借入金 等特別控除 を選択	の間に居住の用に供した場合	①の金額(1	築等が特定取得に該 最高1,000万円)	当しないとき				
	認定住	人は認定	平成27年1 月1日から 令和3年12 月31日まで		得等が(特別)特定 当するとき	①×0.01=	20	(最高50万円)	円 0 0		2 KH/	75-707 🖂		) ) × 0.02 + ((a) – (9) × 0.01		20	(最高12万円		円 0 0
	総定任 宅等の 新築取 得等に	低炭素住	の間に居住の用に供した場合		得等が(特別)特定 当しないとき	①×0.01=	20	(最高30万円)	円 0 0			令和2年1	①の金額(計	築等が特定取得に記 最高1,000万円)	<b>核当するとき</b>				
2	付る住 宅借入 金等特	宅	令和4年中に 居住の用に供 した場合		得等が(特例)特別 に該当するとき	①×0.01=	20	(最高50万円)	円 0 0	0	断熱改修工 事等に係る 特定増改築	月1日から 令和3年12 月31日まで	②( 19の金額(	) ) × 0.02 + ((a) - (9) × 0.01		20	(最高12万 5		円 0 0
	型サヤ 別控除 の特例 を選択	ZEH水準	令和4年1月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	20	(最高24万5千円)	円 0 0	0	等住宅借入 金等特別控 除を選択	の間に居住の用に供した場合	①の金額(	築等が特定取得に該 最高1,000万円)	当しないとき				
3	-C 1924/	平省エネ住宅	令和6年12 月31日まで の間に居住	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高31万5千円)	円 0 0			75-707 [3]	②( 19の金額(	) ) ×0.02 + ((a) - (9) × 0.01		20	(最高12万円		円 0 0
		名(※5)	の用に供した場合		中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 0 0	9	多世帯同居 改修工事等 に係る特定 増改築等住	の用に供した		和3年12月31日まで )	での間に居住				
		省工ネ基	令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 0 0	Ð	宅借入金等 特別控除を 選択	······a( 19の金額(	) + ( ( ( ( ( ) - ( ( ) ) ) )	×0.02 ×0.01 =		20	(最高12万 5		円 0 0
4		→基準適合住宅(※5	令和6年12 月31日まで の間に居住	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高28万円)	円 0 0			令和4年1月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中にその他の 住宅に入居又は令和6 年中に特例対象個人以 外が認定住宅等に入居	10×0.009=	20	(最高40万 5		円 0 0
		光(※5)	の用に供し た場合		中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 00	10	震災特例法 (※6)の住 宅の再取得	令和6年12 月31日まで の間に居住	再販住宅	令和4年中若しくは行 和5年中に入居又は行 和6年中に特例対象個 人が認定住宅等に入居	11 × 0.009=	20	(最高45万円		円 0 0
			令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に入居	①×0.007=	20	(最高14万円)	円 0 0	10	等に係る住 宅借入金等 特別控除の	の用に供し た場合	中古住	宅又は増改築等	①×0.009=	20	(最高27万円		円 0 0
	その他( 宅に係)		令和6年12 月31日まで の間に居住	再販住宅	令和4年中又は 令和5年中に入居	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 0 0		控除額の特 例を選択	平成27年1 までの間に		。令和3年12月31日 供した場合	①×0.012=	20	(最高60万円		円 0 0
5	宅借入会 特別控制 適用(1:	余の	の用に供し た場合	中古住	宅又は増改築等	①×0.007=	20	(最高14万円)	円 0 0	11		令和4年中に 居住の用に供 した場合	住宅の取得 取得に該当	等が(特例)特別特例 するとき	① (1)×0.012=	20	(最高60万円		円 0 0
	4又は ら11のい れかをi	ハず 選択	平成27年1 月1日から 令和3年12 月31日まで	住宅の取得 得に該当す	事等が(特別)特定取 るとき	①×0.01=	20	(最高40万円)	円 00	г	(再び居住 転 居 年 )	日日平成	供した。 <sub>年</sub>	ことに係る事	<b>項)</b> :開始年月日	平)		月	
	する場合除きまっ		内が日ませ の間に居住 の用に供し た場合	住宅の取得に該当し	事等が(特別)特定取 ないとき	①×0.01=	20	(最高20万円)	円 00	ħ	程度の用に供して 期間の家屋の	ていない	任代の田	円成 年 月 □ その他(		11/2	年	月	日 )
6			令和4年中に 居住の用に供 した場合		事等が(特例)特別特 後当するとき	①×0.01=	20	(最高40万円)	円 00		その家屋に係る 増改築等) 住宅 等 特 別 控 除る	。 (特定 【再7 :借入金 □	再び居住の り、(特定は	— 供した場合の再適用】 用に供したことによ 曽改築等)住宅借入	再び)   割めつ	居住の てその	<b>用に供した</b> り か用に供した。 か家屋に係る (特	ことにより 寺定増改築	り、 等)
×	€ 1	20相	の金額を	- 一面の	20欄に転記し	ます。				L	マーカ かり上 欧リ	7.超用	金等特別控	除の再適用を受ける	住宅付	晋人金	会等特別控除の	適用を受け	†&

- ※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※3 特例対象個人については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※4 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例) 特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例) 特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。
- ※7 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

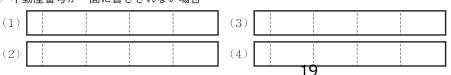
#### ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑫欄に記載します。

重複適用を受ける場合 名明細書の控除額(②の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に ② 円 係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。 ② 0 0

※ ②欄の金額を一面の③欄に転記します。

#### ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合



※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、 一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

三面住

# 令和 06 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

〒 -   住所	整理
電話番号 ( )	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。
フリガナ	フリガナ フリガナ
氏名	氏名
2 新築又は購入した家屋等に係る事項 家屋に関する事項 土地等に関す	
契約日 契約区分 分 分 令和	
補助金等控除前の  ⑦	
交付を受ける田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	P
取得対価の額分	門増改築等の費用の額(子)
	(② - ③ )
***TYMENT # 2 Ex ( E 2 x )	
つち居住用部分の (床)面積	
不 動 産 番 号 家屋	
4 家屋や土地等の取得対価の額	H. H
t t t t 0 0	地 等 © 合 計 D 増 改 築 等 F F F F F F F F F F F F F F F F F F
※共有の場合のみ書いてください。	$\begin{pmatrix} & & & & & & \\ & & & & & & \\ & & & & & $
( ② , ② , ④ ) × ① *共有でない場合は③ ③ 多を書いてください。	
住宅取得等資金の贈与の②	
あたかの持分に係る取得対価の額等	<del>╚┋┩╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒╒</del>
	<del>╵╴┇╌╵</del> ╌╵ <del>┈</del> ╏╌╌╵┈┇╌╵┈╏┈┩╌╎┈╏┈┈┼┈╏┈┼┈╏┈┼
5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税 なし又は5% 8% 10% 間費税額及び地方消費税額の合計額 10%	
<ul><li>── (契約書等に記載された消費税額)</li></ul>	
7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高	等のみ ⑥住宅及び土地等 即増改築等 で
新菜、購入及5/增改菜等に係る 住宅借入金等の年末残高 分	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (6)	
※選帯(務がない場合には100,00%と書きます。 住宅借入金等の年末残高 (付表)の低の金額)	
※進電債務がない場合には、 のの金額を書きます。  ① と ⑦ の い ず れ か	
※90%以上である場合には、100.0%と書きます。 9	
住宅借入金等の年末残高の合計額(②の⑩+①の⑩+①の⑩+①の⑩) ※ ①の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額①」欄に転記します。	
	適用を受ける場合のみ書いてください。)
次の空欄から喧欄に補助金等控除後の金額 (2) 高齢者等居住改修 (3) 断熱改修工事を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改条等住宅借入金等	事等の費用の額 (14) 特定 断熱 改修工事 (15) 特定多世帯同居改修 第 の 費 用 の 額 (15) 工事等 の費用の額
特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控用の裏面を参照してください。	
特定耐久性向上改修  工事等の費用の額   (②+⑭+⑤+⑥)   (③スは)	みに係る特定の 事の質用の額 ③×Dの③) ●世帯同居改修住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定 多世帯同居改修住宅借入金等の母末残高 ◎(№)®の・4市かないかの金額で歳250円。
	「位との学のインラン・ハンフェル・ストロンストラン   大きな   であっている   ではないる   ではな
9 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額	
I	金額を転記します。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び	
※次に該当する場合に、書いてください。	
※次に該当する場合に、書いてください。  同一年中に8%及び10%の消費税 率が含まれる家屋の取得等又は   8%-10%   同一年中 取得	重複適用を受ける場合は、右の 重複適用
※次に該当する場合に、書いてください。 同一年中に8%及び10%の消費税 8%·10% 同一年中に8%及び10%の消費税 8%·10%	
※次に該当する場合に、書いてください。 同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改業等をした場合は、右の欄に	■ 重複適用を受ける場合は、右の <b>重複適用</b> 文字に○をした上で、二面の②

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

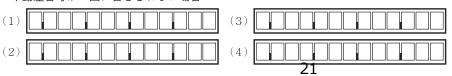
番号		Ę	居住の用り	こ供した	日等	算式等		(特定増改築等) 三宅借入金等特別控 の円未満の端数切拾	原観	番号	,	居住の用	に供した	2日等	算式等	住口	(特定増改築等) 宅借入金等特別控 00円未満の端数切割	除額
,		認	令和4年1	新築住宅	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	L	(最高31万5千円)	円 00	,				築等が特定取得に該 最高1,000万円)	当するとき	(1	001 1 不(回 > > = 数	III C/
		定長期優	月1日から 令和6年12 月31日まで の間に居住	又は買取 再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高35万円)	円 00	7	高齢者等居 住改修工事 等に係る特		······ⓐ( 19の金額(	) ) ×0.02 + (a) - (9) ×0.01 =	=	20	(最高12万5千円)	円 00
1		良住宅	の用に供し た場合	r	中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 0 0	(	定増改築等 住宅借入金 等特別控除 を選択	月31日まで の間に居住 の用に供し た場合	⑪の金額(お	築等が特定取得に該当 最高1,000万円)	1しないとき			
	認定住	又は認定	平成27年1 月1日から 令和3年12 月31日まで		得等が(特別)特定 当するとき	①×0.01=	20	(最高50万円)	円 0 0		で悪朳	7二物白	@( 19の金額(	) ) ×0.02 + (a - 19) ×0.01 =	=	20	(最高12万円)	円 00
	応 宅等の 新築取 得等に	低炭素住	の間に居住 の用に供し た場合		得等が(特別)特定 当しないとき	①×0.01=	20	(最高30万円)	円 0 0			令和2年1		築等が特定取得に該 最高1,000万円)	当するとき			
2	係る住 宅借入 金等特	笔	令和4年中に 居住の用に供 した場合		得等が(特例)特別 に該当するとき	①×0.01=	20	(最高50万円)	円 00	8	断熱改修工 事等に係る 特定増改築	月1日から 令和3年12 月31日まで	19の金額(	) × 0.02 + (a - 19) × 0.01 =	=	20	(最高12万5千円)	円 0 0
	別控除 の特例 を選択	乙EH水準	令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	① × 0.007=	20	(最高24万5千円)	0.0		等住宅借入 金等特別控 除を選択	の間に居住の用に供した場合		築等が特定取得に該当 最高1,000万円) )	(しないとき			
3		省エネ住宅	令和6年12 月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	① × 0.007=	20	(最高31万5千円)	円 00				19の金額(	)×0.02 +(@-(9)×0.01=		20	(最高12万円)	円 00
		平 (※5)	た場合	r	中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円)	円 00	9	多世帯同居 改修工事等 に係る特定 増改築等住	の用に供した ①の金額(最	:場合 高1,000万円	和3年12月31日まで )	の間に居住			
		省エネ基法	令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に特例 対象個人以外が入 居	①×0.007=	20	(最高21万円)	0.0		宅借入金等 特別控除を 選択	······③( ⑲の金額(	) + (@ – <u>1</u> 9) ;		ı	20	(最高12万5千円)	円 00
1		準適合住宅	令和6年12 月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和4年中若しくは 令和5年中に入居 又は令和6年中に 特例対象個人が入居	①×0.007=	20	(最高28万円)	00			令和4年1 月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中にその他の 住宅に入居又は令和6 年中に特例対象個人以 外が認定住宅等に入居	① × ().()()9=	20	(最高40万5千円)	円 0 0
		(** 5)	た場合	Į.	中古住宅	①×0.007=	20	(最高21万円) (最高14万円)	00	LO	震災特例法 (※6)の住 宅の再取得	令和6年12 月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和4年中若しくは令 和5年中に入居又は令 和6年中に特例対象個 人が認定住宅等に入居	① × 0.009=	20	(最高45万円)	円 0 0
			令和4年1月1日から	新築住宅 又は買取	令和6年中に入居	①×0.007=	20	(最高21万円)	00円円		等に係る住 宅借入金等 特別控除の	た場合	中古住	宅又は増改築等	① × 0.009=	20	(最高27万円) (最高60万円)	円 00 円
	その他の 宅に係る 宅借入金	住	令和6年12 月31日まで の間に居住 の用に供し	再販住宅	令和4年中又は 令和5年中に入居	①×0.007=	20	(最高14万円)	0 0 円		控除額の特 例を選択	までの間に		令和3年12月31日 供した場合	①×0.012=	20	(最高60万円)	円 00 円
5	で旧八五 特別控隊 適用(1 だ 4 又は 7	Rの Pら	た場合 平成27年1	中古住的	宅又は増改集等	① × 0.007=	20	(最高40万円)	00 円	11		令和4年中に 居住の用に供 した場合	取得に該当		(1)×0.012=	20	(AKIN)0073117	00
- 1	ら11のv れかを遅	、ず 選択	月1日から 令和3年12 月31日まで	住宅の取得 得に該当す	等が(特別)特定取  るとき	①×0.01=	20		0.0	г	(再び居信 転 居 年 )	707 (-8)	供したる <sub>年</sub>	ことに係る事 <sub>月 日 再居住</sub>	<b>項)</b> 開始年月日	平原令和	<sup>支</sup> 年 月	H
	する場合 除きます		の間に居住 の用に供し た場合	住宅の取得 得に該当し	等が(特別)特定取 ないとき	①×0.01=	20	(最高20万円)	円 0 0		居住の用に供して 期間の家屋の	(いない 🔲 :	賃貸の用。 空家	<sup>平成</sup> 年 月 □ その他(	日~4	_	年 月	日 )
3			令和4年中に 居住の用に供 した場合		等が(特例)特別特 3当するとき	①×0.01=	20	(最高40万円)	円 0 0	þ	その家屋に係る増改築等)住宅	借入金	再び居住の	供した場合の再適用】 用に供したことによ 曽改築等)住宅借入	再びR 初めて	住の	<b>用に供した場合の</b> 通 )用に供したことによ 家屋に係る (特定増改)	り、 築等)
* *	2 2 3 ‡ 4	<ul><li>() 欄</li><li>() 標</li><li>() 特</li></ul>	の括弧内 対象個人 F例)特別	]の金額 、につい	ては、控用の	に供した 裏面の	ΓД	の属する年に  語の説明」を  }については、	参照	L R	してくださ	 収得等又ル さい。	金等特別控 は住宅の	除の再適用を受ける 増改築等に係	<sub>住宅間</sub>	入金   艮度	等特別控除の適用を受	ける ト。
ください。 ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。																		

#### ○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑫欄に記載します。

※ ②欄の金額を一面の③欄に転記します。

## ○ 不動産番号が一面に書ききれない場合



※ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の 対象となる家屋や土地が複数ある場合で、 一面の「不動産番号」欄に書ききれない 家屋や土地の不動産番号を記載します。

# (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

	(137C H	XX 3 / IL U	111 > 1211 13	1 2 12 2 3 3 3 T 1 1 2 7 H	V.A HI AL AL	MAD TO E	
載してください。 方については、居	, 併せて、(特定 居住した年分の	E増改築等)住宅借 「住宅借入金等特別	青入金等特別控 J控除を受けら	除の控除額の計 れる方へ」や国	*算・手続の詳組 税庁ホームペー	Hや用語の説明、 ジをご確認くだる	次の1~8に留意して記 今和5年以前に入居した い。 計算明細書」を併せて使用
		ㅁ므 <i>싾ᇆᅜ</i> ᇰᆂᅘ	<b>エ</b>   4間 ファド 「	0 1 <del>43</del> -45-55-4	1 + 5071-15	<b>7 ★ - エ</b> ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	
(1) 「土地等/	こ関する事項」	家屋等に係る事項 欄は、土地等に係る 事項」欄の「〔 <sup>平成</sup> 「		の年末残高があ	る場合に書いて	ください。	:行取得の日を書いてくだ
さい。	日・契約区分し		」□・□□・□ 宅の新筑 <i>に</i> 係 2				1」を、買取再販住宅の購
入に係る契約	的の場合は「3」	」を、中 <u>古</u> 住宅の則	<b>購入に係る契約</b>	の場合は「4」	を記入します。		入金等特別控除を受けら
れる方へし	をご確認ください						年12月31日までに入居し
た場合に記述	載します。	曽改築等に関し補助	,				
※ 補助金 し、国又	等とは、住宅のは は地方公共団体:	取得等又は住宅の: から交付される補!	増改築等に係る 助金又は給付金	。契約を締結した その他これらに	こ場合におけるそ 準ずるものをい	その住宅の取得等 いいます。	又は住宅の増改築等に関
事等を含む これらの補!	増改築等又は特定 助金等の額の合詞	定多世帯同居改修 計額を記入します。	工事等を含む地	曽改築等に要した	に費用に関し補助	<b>力金等の交付を受</b>	等、(特定)断熱改修工ける場合には、②欄には
受けたか明	らかでない場合	○の取得等に関しる には、次の算式に 転記してください。	より、「家屋」	を受ける場合や に係る補助金等	・家屋と土地等の の額と、「土地等の	Oいずれの取得等 穿」に係る補助金	に関し補助金等の交付を 等の額とに区分した金額
i 「家屋」	に係る補助金		び土地等	(A) 提 (A)	\mathref{m}()   1	п)	
「家屋」の	の補助金等の		金等の額	×	頁」 夕欄の		円)
ii 「土地等	円) :」に係る補助:	金等の額の計算	円)	( Н	3) ' (	円)	⇒∑欄へ転記
	の補助金等の	「家屋及	び土地等」 金等の額 :	- ②欄の金 × ⑨欄の金額		円) (	円)
(	円)	(	円)	( F	3) + (	円)	⇒穸欄へ転記
(4)   不動産都	5号」欄には、登	登記事項証明書の不	動産番号を記	入してください。	>		
③欄は、住	宅取得等資金	得対価の額」欄 の贈与税の非課 特例」といいます	税又は住宅取	得等資金の贈	与を受けた場合 悪いてください	合の相続時精算	課税選択の特例(以下
なお、住宅 と土地等のい	取得等資金の対象	贈与の特例を受い に充てたか明られ	けた場合で、イ ゙゙゙゙゙ゕでなく、か <sup>・</sup>	主宅取得等資金 つ、共有でない	≧を「家屋及び いときは、次の	土地等」の取得 算式により計算	等に充てたときや家屋 [した額を「家屋」又は  与の特例の適用を受け
の③欄に転記	してください	0				分した金額をそ	れぞれ④の③欄又は®
「家屋」(	こ関し特例	得等資金の贈与の	1等」に関し		注額( F	円)	TTI)
(	円)	+ 特例の適用を	円)	( F	j) + (	)金額 = ( 円) =	円) Aの③欄へ転記
「土地等」	に関し特例	取得等資金の贈与 「家屋及び土地	1等」に関し	少欄の金	È額( F	円)	
の適用を (	受けた金額 - 円)	+ 特例の適用を <sup>,</sup> (	受けた金額 : 円)	O 1110	頁 <sub>+</sub>	<del> </del>   <del>                               </del>	円) >Bの③欄へ転記
令和4年以	前に入居した	<b>額又は増改築等の</b> 方は、家屋の取得					について、該当する文
	・年中に、二以						価の額又は増改築等の の両方の文字を○で囲
んでください 4 「6 特例	, °		•				
区分 🗌 は の⊝又は⊜に	、令和6年中 該当する場合	に認定住宅等では は「7」。 〇に記	ある新築住宅	又は買取再販住	E宅に入居した よらの両方に該	方が、特例対象 当する場合は「	と個人に係る用語の説明 9」を記入します。ま
た、令和2年 契約若しくは	59月30日まで は増改築等に係	に住宅の新築に使	系る契約をした が、新型コロ	た方又は令和 2 ナウイルス感	年11月30日ま 染症等の影響 <i>l</i>	でに新築住宅やこより令和2年	中古住宅の購入に係る 12月31日までに当該家
用   張业。			日(年の中途	で死亡した場合	合には、その死	亡の日)の現況	己で、次のいずれかに
譜   🖂 🤻			ァ (左歩人)ミ40	· 中、	=1/田 +2 →	1 - 1.	
1//		日以後に生まれて日以前に生まれて					まれた (年齢が40歳

○ 平成18年1月2日以後に生まれた(年齢が19歳未満)扶養親族を有する方

#### 5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金 融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明 書等 | といいます。) に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高をその証明書等の「住宅借入金等の内訳 | 欄の区 分に応じて書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)。

なお、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、 借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等 残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金 等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 ×

借換え直前の当初住宅借入金等残高

借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

また、⑤欄の区分└──は、調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方のうち、全ての住宅借 入金等が調書方式の場合は「1」、一部の住宅借入金等が調書方式の場合は「2」を記入します。

(2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、彫の⑨欄と彫の⑨欄の割合又は彫の⑨欄と印の⑨欄の割合の差が10%以内(⑨欄が90%以上のため100%と記載 した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ②欄 の面積は「⊕×®の⑨」又は「⊕×⑪の⑨」とし、彫の⑨欄は、それぞれ彫の⑨欄の割合又は⑪の⑨欄の割合を書いても 差し支えありません。

(3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑥の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑤の⑨欄と⑪の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の ⑨欄の割合又は⑪の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書 きます。

(A)の(4)欄又は(D)の(4)欄の金額( 円) (E)の(9)欄又は i Gの8欄の金額( %) = (円) ○ の ④ 欄 の 金 額( 田の9欄の割合

B の ④ 欄 の 金 額( ⑥の⑧欄の金額( × 序の9欄の割合( 円) © の ④ 欄 の 金 額(

(4) ①欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

				(1)	欄の最高限度	額		
居住の月	目に供した日	二面番号1	二面番号3	二面番号4	二面番号5	二面番号2.6.11	二面番号7~9	
		(認定住宅)	(ZEH水準省エネ住宅)	(省エネ基準適合住宅)	(その他の住宅)	(令和4年入居で(特例) 特別特例取得に該当)	(特定増改築等)	(住宅の再取得等に 係る控除額の特例)
	<b>新统,胃肋</b> 面肠	4,500万円	3,500万円	3,000万円	2,000万円			4,500万円
令和6年中	新築·買取再販	(5,000万円)(※1)	(4,500万円)(※1)	(4,000万円)(※1)	2,000/313			(5,000万円)(※1)
	中古住宅·増改築等		3,000万円	3,000万円	2,000万円			3,000万円
	新築·買取再販		4,500万円	4,000万円	3,000万円	4,000万円		5,000万円
令和5年まで	中古住宅·增改築等	3,000万円	3,000万円	3,000万円	2,000万円	(5,000万円)(※3)		3,000万円
	27年から	5,000万円			4,000万円		1.000万円	5.000万円
令和	3年まで	(3,000万円)(※2)			(2,000万円)(※2)		1,000/111	3,000/111

- ※1 括弧内は特例対象個人が認定住宅等に入居する場合
- ※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が(特別)特定取得に該当しない場合
- ※3 括弧内は認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合(二面番号2)及び住宅の再取得等に係る 控除額の特例に該当する場合 (二面番号11)

#### 6 二面への転記

一面⑲欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号7の⑲の金額の括弧内へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号8の⑲の金額の括弧内へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号9の⑲の金額の括弧内へ転記

#### 「9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 | 欄

**二面**の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、@欄に転記します。 なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

(1) 令和4年以前に入居した方が、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取 得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合

「8%・10%同一年中取得」欄に○をした上で、該当する数字を記載します。また、②欄には⑤欄又は②欄の金額のう ち、消費税率が10%である部分の金額について、②欄には④の③欄又は④の①欄の金額のうち、消費税率が10%である部 分の金額についてそれぞれ記載します。

(2) 重複適用を受ける場合

「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を③欄に記載します。

#### 8 申告書への転記等

(1) 重複適用を受けない方

⑳欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特 別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の 手引き」をご確認ください。)を書きます。

(2) 重複適用を受ける方

㉓欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算│欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特 別控除」に転記します。

また、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**|欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月 日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。 23

## (付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。 ○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

#### 令和 年分

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

		六万百の状骨のた其性に所		③(あなた)	®(共有者)	©(共有者)	(D)
	連	標情務者(共有者)の氏名					合 計 等
	家屋	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)	1				円
取	増改な	各共有者の共有持分	2				
得	築等)	各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (①×②)	3	円	円	P	
した	土	土地等の取得対価の額	4				PI
資	地	各共有者の共有持分	(5)				
産	等	各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 ( ④ × ⑤ )	6	円	円	円	
	3	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (3) + 6))	7				
取得		各 共 有 者 の 自己 資 金 負 担 額	8				((A)+B)+(C) H
した資産	,,,	各 共 有 者 の 単 独 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	9				(A+B+C)
産に係る	借入	当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高	10				
資金の	金金	連帯債務による当初借入金額	(1)				PJ
状況		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高					

- ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明 **※**1 細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の①(増改築等の場合は3の②)及び2の②の金額をそれぞれ転記します。
- ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用 申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)。
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の①の金額と①の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」と
  - いいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
    ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
    ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

#### 2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

		/~IPJ			
各 共 有 者 の 負 担 す べき 連帯債務による借入金の額 ( ⑦-⑧-⑨ )	13	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合	<u>(14)</u>	%	%	%	%
( ①3 ÷ ① ) *小数点以下第2位まで書きます。 連帯債務による借入金に		円	円	円	100.00
係る各共有者の年末残高 ( ⑫×⑭ )	(15)				
各 共 有 者 の 住宅借入金等の年末残高 ( ⑩ + ⑮ )	16				

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。 ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

## 政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分) 氏 名

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの(以下「政党等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。)。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

#### 1 寄附金の区分等

寄附金の	政党等寄附金の額	1	Ħ
区 分 等	①以外の寄附金の額	2	
	1 + 2	3	
所 得	金額の合計額	4	
(4	) × 40 %	(5)	

∫政党等寄附金の額の合計額を書いてください。(政党等寄附金の内訳)

寄	附先の名称	寄附年月日	金	額
				円

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金 の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附 金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用 を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額 の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附 金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してくだ さい。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

(赤字のときは0) (2) (6) (5) ①と⑥のいずれか 7 方の 額 Vi (赤字のときは ()) 2 壬円 - ② (8) (100円未満の端数切捨て) (7) - (8)× 30 % 9 年分の所得税の額⑩ (100円未満の端数切捨て) 25 % (11) 政党等寄附金特别控除额 (12) (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得 金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用) の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の砂の金額を転 記してください。

- **申告書第一表**の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別 控除(逾~⑰欄)に転記してください。ほかに、公益社 団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特 別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金 特別控除額の計算明細書』の②の金額又は 『認定NPO 法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合 計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別 控除(逾~⑰欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

# 政党等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附(政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の収支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの(以下「政党等寄附金」といいます。)については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。

#### 1 対象となる政治団体

- ① 政党(本部、支部とも含みます。)
- ② 政治資金団体

#### 2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 2千円) × 30%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額
- (注) 1 上記①の算式中の「本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金(以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。)がある場合で、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 具体的な控除額の計算は、表面の『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

#### 3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』(表面の計算明細書)で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤~⑰欄)に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑥~⑰欄)に記入してください。

また、『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』及び政党又は政治資金団体を経由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」(又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面)を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときまでに「寄附金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

# 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分) 氏 名

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人等)に対して支出したその認定特定非営利活動法 人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)があり、その寄 附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するため に使用します(詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。)。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

#### 1 寄附金の区分等

寄附金の	認定NPO法人等寄附金の額	1)	H
区分等	①以外の寄附金の額	2	-
	① + ②	3	
所 得	金額の合計額	4	4
	④ × 40%	5	

#### 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

5 - 2	6	(赤字のときは0) 円
① と⑥ のいずれか少ない方の金額	7	
2千円 - ②	8	(赤字のときは0)
( ⑦ - ⑧ ) × 40%	9	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	10	•-
⑩ × 25%	11)	(100円未満の端数切捨て)
①一公益社団法人等寄附金特別控除額	12	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	13	

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。 (認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

| 申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用) の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の倒の金額を転記し てください。

─ 申告書第一表の③の金額を転記してください。

∫「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法 人等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤〜⑰欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑥〜⑰欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、**申告書第二表**の「**特例適用条文等**」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

# 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1に掲げる寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)については、選択により、寄 附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特定非営利活動促進 法第2条第4項に規定するNPO法人を含みます。)をいいます。

#### 1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その認定等の有効期間内に支出したものに限ります。)をいいます。

#### 2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 2千円) × 40%
- ② 本年分の所得税の額の25%に相当する金額
- (注1 上記①の算式中の「本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金額の合計額の 40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。)がある場合で、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に本年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が本年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等 寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 2 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。
- 3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別 控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。
- 4 具体的な控除額の計算は、表面の『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

#### 3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』(表面の計算明細書)で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤~⑰欄)に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑥~⑰欄)に記入してください。

#### 4 認定NPO法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』
- ② 寄附金を受領した認定NPO法人等から交付された次の事項を証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるもの(又は 当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面)
  - (1) その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
  - (2) その寄附金の額
  - (3) その寄附金がその認定NPO法人等の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
  - (4) その寄附金を受領したその認定NPO法人等の名称

# 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分) 氏 名

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの(以下「公益社団法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、**裏面**の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。)。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『**認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書**』又は『**政党等寄附金特別控除額の計算明細書**』により計算を行います。

#### 1 寄附金の区分等

	公益社団法人等寄附金の額	1	H
寄附金の区 分 等	①以外の寄附金の額	2	•
	1 + 2	3	
所 得 🕯	金額の合計額	4	4-7
	④ × 40%		

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。 (公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

∫ 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の 金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額 (特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の9の金額を転記してください。

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

(s) — (2)	6	(赤字のときは0) 円	
① と⑥ のいずれか少ない方の金額	7		
2千円 - ②	8	(赤字のときは0)	
( ⑦ - ⑧ ) × 40%	9	(100 円未満の端数切捨て)	
年分の所得税の額	10	•	_
① × 25%	11)	(100 円未満の端数切捨て)	
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	12		

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(③~③欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑬~⑰欄)に記入してください。

- ※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。
- この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

# 公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が本年中に支出した次の1の寄附金(以下「公益社団法人等寄附金」といいます。)については、選択により 寄附金控除に代えて、次の3で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を本年の所得税額から控除することができ ます。

この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附 金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということはできません。

#### 公益社団法人等寄附金

- ①から⑥の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、一定の要件を満たすもの(以下「公益社団法人等」といいます。)に対して支出した寄附金をいいます。 ① 公益社団法人及び公益財団法人、私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により
- 設立された法人、社会福祉法人、更生保護法人
- ② 国立大学法人、③ 公立大学法人、④ 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 独立行政法人日本学生支援機構、⑥ 大学共同利用機関法人
- 上記②から④の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実である一定のもの又は学生若しくは不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への 注)1 助成若しくは研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。 上記⑤の法人に対する寄附金については、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実
  - である一定のものに限られます。
  - 上記⑥の法人に対する寄附金については、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行 う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限ら れます。

#### 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- (本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 2千円) × 40%
- 本年分の所得税の額の25%に相当する金額
- 上記①の算式中の「本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、本年分の所得金 (注) 1 額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金(以下「公益社団法人等寄附金以外の 寄附金」といいます。)がある場合で、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、本年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、本年分の所得金額の合計額の40% 相当額を超えるときは、本年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附 金の額の合計額を控除した残額とされます。

- 上記①の算式中の「2千円」については、本年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千 円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を 控除した残額とされます。
- 3 具体的な控除額の計算は、表面の『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により行ってください。

#### 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続

公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』(表面の計算明 細書)で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑤〜③欄)に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書きます。ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一 表の政党等寄附金等特別控除(⑤)~⑤欄)に記入してください。

#### 公益社団法人等寄附金特別控除を受けるために必要な書類

この**『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』**のほかに、次の区分に応じた書類(又は当該書類に記載 すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面)を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

#### 1の①に該当する場合

- (1) 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を 証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載がある もの
  - イ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月 日
  - ロ その寄附金の額
  - ハ その寄附金がその法人の主たる目的である業務 に関連する寄附である旨
- ニ その寄附金を受領した法人の名称 (2) 寄附金を受領した法人から交付されたその法人が 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定 する要件を満たすものであることを証する書類(そ の寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたも のに限ります。) の写し

#### 1の②~⑥に該当する場合

- 寄附金を受領した法人から交付された次の事項を 証する書類で寄附者の氏名及び住所の記載があるも  $\mathcal{D}$ 
  - 1 その寄附金を受領した旨及びその受領した年月 日
  - 口 その寄附金の額
  - その寄附金がその法人の行う学生等に対する修 学の支援又は研究への助成等のための事業に充て られる寄附金である旨 ニ その寄附金を受領した法人の名称
- (2) 寄附金を受領した法人から交付された次の書類 その法人が租税特別措置法施行令第26条の28の 2第2項に規定する要件を満たすものであること を証する書類(その寄附金を支出する日以前5年 以内に発行されたものに限ります。) の写し
  - その寄附金が租税特別措置法施行令第26条の28 の2第3項又は第4項の要件を満たすことを文部 科学大臣等により確認されたものであることを証する書類(その寄附金を支出する日の属する年の 1月1日に発行されたものに限ります。)の写し

## 住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額 の計算明細書

(令和6年分以降用)

(令和 年分)

氏 名

この明細書は、次の I 又は II の場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。 1 令和 6 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

II 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。)又は子育て対応改修工事等をした部分を令和6年1月1日以後(子育て対応改修工事等については令和6年4月1日以後)に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

# I 住宅耐震改修特別控除額の計算

(Ⅱ5及びⅡ6と重複して適用できません。)

住 宅 耐 震 改 修 の 標 準 的 な 費 用 の 額	1	円	-	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該 住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の 金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	2		<b> </b>	<ul><li>■又は地方公共団体等から交付を受ける補助 金等の合計額を書きます。</li></ul>
(1) - 2)	3			「 申告書第一表の「税金 <b>の</b> 計算」欄の住宅耐震
③と250万円のいずれか少ない方の金額	4			・改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、勿の金額や認定住宅等新築等特別税額控
住宅耐震改修特別控除額(④×10%)	5	(100円未満の端数切捨て)		除がある方は、「 <b>区分</b> 」欄に「4」を書き、合 計額を書きます。
※Ⅱ8の計算欄を併せてご確認ください。		1	1	

不	動	産	番	号

◆ { 家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記 してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて 転記してください。

## Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	6	令和	年	月	B
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	7		/		

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

フ	IJ	ガ	ナ
氏			名
		**	
フ	y_	ガ	ナ
氏			Þ

不	動	産	番	무
/ `	野刀	Æ	軍	ク

■ {家屋の「**登記事項証明書**」の不動産番号を転記してください。

#### 2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族が®から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

あなたの年齢が50歳以上(同居親族の	かは65歳以上)	8	該当	同居親族が⑧から⑩のいずれかに該当する	
障害者(⑧に該当する方を除きます。)				該当	場合は、その親族の氏名等を書きます。 氏名(
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑧又は⑨に該当する方を除きます。)			10	該当	続柄(
高齢者等居住改修工事等の 標 準 的 な 費 用 の 額	(11)			円	◀ 「増改築等工事証明書」の「3(3)(2) ア 当該 高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用 の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	12				4
( ① — ② ) ※50 万円を超える場合に限ります。					国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑬と(⑬×⑦)のいずれか少ない方の金額					
働と200万円のいずれか少ない方の金額	15				
( (§) × 10% )		(100 円未満の端数切捨て)		数切捨て)	

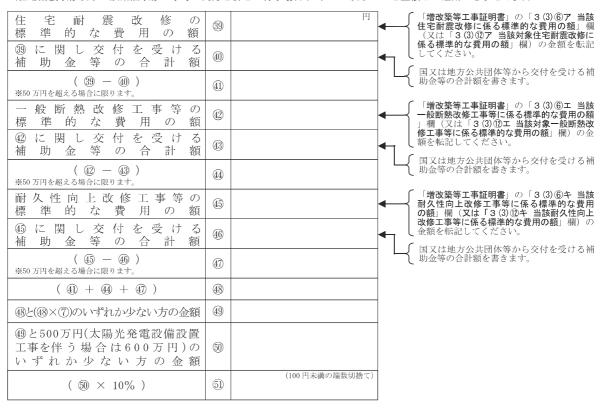
#### 一般断熱改修工事等に係る事項 3 (Ⅱ5及びⅡ6と重複して適用できません。) 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該 一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の 一般断熱改修工事等の (17) 標準的な費用の額 交付を受ける補助金等の合計額 (18) (17 - 18)※ 50万円を超える場合に限ります (19と(19×7)のいずれか少ない方の金額 ②0と250万円 (太陽光発電設備 設置工事を伴う場合は350万円) のいずれか少ない方の金額 (100 円未満の端数切捨て) (22) $(21) \times 10\%$ 多世帯同居改修工事等に係る事項 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該 多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用 の額」欄の金額を転記してください。 多世帯同居改修工事等の 標準的な費用の額 交付を受ける補助金等の合計額 (24) (23 - 24)※50万円を超える場合に限ります。 ②と(②×7)のいずれか少ない方の金額 (26) 26と250万円のいずれか少ない方の金額 27) (100 円未満の端数切捨て) $(27 \times 10\%)$ 耐久性向上改修工事等に係る事項 (住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(I、II3及びII6と重複して適用できません。)) 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤ア 当該 住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等 住 宅 耐 震 改 修 又 は 一般断熱改修工事等 29 0 標準的な費用の 額 の金額を転記し ②に関し交付を受け 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。 (30) 助金等の合計 (29 - 30)31) 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑤エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄(又は「3(3)⑧エ 当該耐久性向 ※50万円を超える場合に限ります 耐久性向上改修工事等の (32) 上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄) 準的な費用の の金額を転記してください。 ② に 関 し 交 付 を 受 け (33) 補助金等の合計 額 (32 - 33)(34) ※50万円を超える場合に限ります。 (35) (31 + 34)(36) 35と(35×7)のいずれか少ない方の金額 36と250万円(一般断熱改修工事等 に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 37) 350万円)のいずれか少ない方の金額

 $(37 \times 10\%)$ 

(100 円未満の端数切捨て)

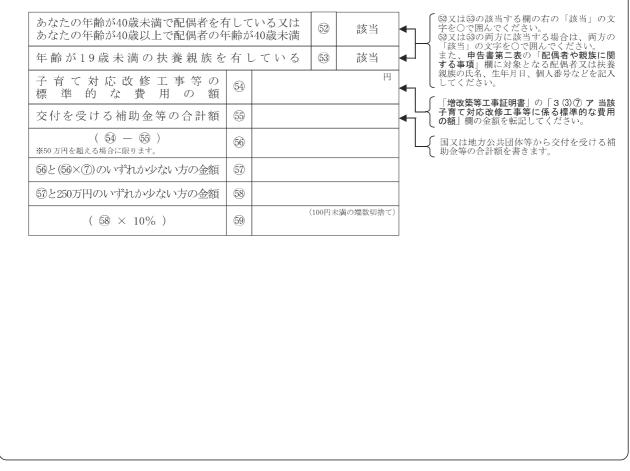
#### 6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ3及びⅡ5と重複して適用できません。))



#### 7 子育で対応改修工事等に係る事項

(ᡚ又は弱に該当する方(特例対象個人)が、令和6年4月1日以後に居住の用に供した場合のみ書いてください。)



# 8 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住宅耐震改修工事又は往宅特定改修工事に係る標準的な費用の交付を受ける場合にはその補助金等の額を控除した後の金額であり、住宅特定的を受した後の金額に切を乗じた後の金額にのを乗じた後の金額にのを乗じた後の金額にのを乗じた後の金額にのを乗じた後の金額にのを乗じた後の金額に	60	PI	-	【①+②+③+①・③+②、例又は⑩)} の額を書きます。
⑩ の う ち エ 事 限 度 額 を 超 え る 部 分 の 額	61)		•	$ = \begin{cases} [(\hat{\mathbb{Q}} - \hat{\mathbb{S}}) + (\hat{\mathbb{S}} - \hat{\mathbb{S}}) + (\hat{\mathbb{S}} - \hat{\mathbb{S}}) + \{(\hat{\mathbb{S}} - \hat{\mathbb{Q}}) + (\hat{\mathbb{S}} - \hat{\mathbb{S}}) + \{(\hat{\mathbb{S}} - \hat{\mathbb{S}}) + (\hat{\mathbb{S}} -$
住宅耐震改修工事又は 住宅特定改修工事と併せて 行われた一定の工事費用の額	62		•	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑩ア ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第1号工事~第6号工事に要した費用
<ul><li>◎ に関し交付を受ける</li><li>補助金等の合計額</li></ul>	63		•	の額」欄(又は「3(3))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
( 62 - 63 )	64			金額を書きます。
64と (64×7) のいずれか少ない方の金額	65		] '	■ 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑩と (⑥)+⑥) のいずれか少ない方の金額	66			
1,000万円- ( ⑩ - ⑪ ) (0円未満となる場合は0円)	67			
66と60のいずれか少ない方の金額	68			
( 68×5% )	69	(100 円未満の端数切捨て)		

#### 9 住宅特定改修特別税額控除額

申告書第一表の「税金の計算」欄の「住宅耐震 改修特別控除等」の「区分」欄に「2」を書き、 控除額を転記してください。 なお、⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除 の適用も受けている方は、「区分」欄に「4」を 書き、合計額を書きます。 住宅特定改修特別税額控除額 円 (16+28+59+69+(22、38又は51))

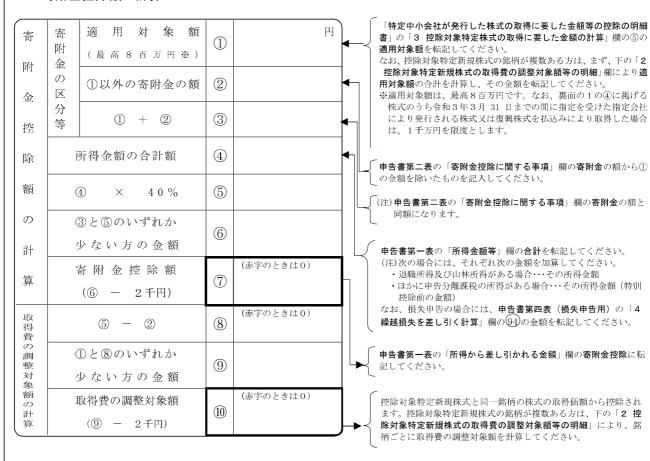
#### 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。)に、寄附金控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。)。

令和 年分

氏 名

#### 1 寄附金控除額の計算



#### 2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄				(B)	©	合計 (A+B+C)
適用対象額(注1)		11)	H	円	А	円
取得費	各控除対象特定新規株式の 適用対象額の合計に占める割合	12	(含の①/合計の①) %	(⑥の⑪/合計の⑪) %	(②の⑪/合計の⑪) %	100.00
の	9 × 12	13	(⑨×@の⑫) 円	(⑨×®の⑫) 円	(⑨שの⑫) 円	(⑨) 円
調整対象額の	2 千円控除の内訳(注 2)	14)				2, 000
計算	取得費の調整対象額(33 - 49)	15	(赤字のときは0)	(赤字のときは0)	(赤字のときは 0)	_

- (注) 1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の ⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。
  - 2 ⑭欄は、@から©の合計額が 2,000 円となるように記入してください。

税務署整理欄				
資産課税部門				

# 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式(以下「特定新規株式」といいます。)又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式(以下「復興株式」といいます。)を払込み(その発行に際してするものに限ります。以下同じです。)により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式(その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といいます。)の取得に要した金額(800万円を限度とします。なお、1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1,000万円を限度とします。)については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13(特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例)及び第37条の13の2(設立特定株式の取得に要した金額の控除等の特例)は適用されません。

#### 1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が1年 未満のもの等、一定の株式会社に限ります。)・・・その株式会社により発行される株式
- ② 総合特別区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成30年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行されるもの
- ③ 内国法人のうち設立の日以後5年を経過していない株式会社(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小事業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限ります。)・・・その株式会社により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
- ④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から令和7年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
- ⑤ 国家戦略特別区域法第27条の5に規定する株式会社・・・その株式会社により平成27年7月15日から令和8年3月31日までの間に発行されるもの
- ⑥ 内国法人のうち地域再生法第16条に規定する事業を行う株式会社・・・その株式会社により発行される株式で平成30年6月1日から令和8年3月31日までの間に発行されるもの

なお、同会社のうち、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式

会社により、当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行される株式についても対象となります。<br/>
⑦ 令和3年改正前の東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社(復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といいます。)で令和3年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行されるもの

#### 2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「**特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

#### 3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を参照してください。

- 4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書、②特定中小会社が 発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書及び③株式の異動明細書並びに次に掲げる書類を確定申告書に添付 して税務署に提出することになっています。
  - ④ 1の①から⑥の株式会社又は⑦の復興指定会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書
  - (注) 1の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。
  - ⑤ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
  - ⑥ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
  - ⑦ 投資契約書の写し

# ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

# 外国税額控除に関する明細書(居住者用) (令和6年分用)

令和6年分

氏 名

# 1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国	名	所得の種類	税種目	納付確定日	納	付 日	源泉・申告 (賦課)の区分		の 間		手 国 で 税 標	の準	左外		係得税	
										(外貨		)	(外1	Ħ		)
						•						円				円
										(外貨		)	(外1	ij		)
						•						円				円
										(外貨		)	(外1	ij		)
						•						円				円
=	+											円	A			円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国	名	所得の種類	税種目	納	付 日	源泉・申告 (賦課)の区分		の 間			
									年分	 (外貨	) F
									年分	 (外貨	) F
									年分	 (外貨	)
111111	<del> </del>			/				/		B	F.

Aの金額がBの金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

(A) H	—————————————————————————————————————	円 <b>5</b> の「⑬」欄に転記します
-------	---------------------------------------	------------------------

Aの金額がBの金額より少ない場合

(B)	_	(A) 円	=	(D) 円	<b>→2</b> の「®」欄に転記しま	す
-----	---	----------	---	----------	----------------------	---

# 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

4-1-02	不正171	141 02	MACA-IN	() ( M	P.R.   _	777	• 7	٠.	MC 1134	V) [1]	7			
	前:	3 年	F L	人内	の	控	除	限	度	超	過	額		
年		分	1	前	<b>下繰</b> 越	越額	12	_	から哲 <b>D</b> の			∅ -	- 12	
年分	3 (3	年前)	)			円				円	©		円	
年分	7 (2	年前)	)								H			<ul><li>⑤、団、①の金額を4の</li><li>「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。</li></ul>
年分	〉(前	年)	)								(I)			
	計						E							
	本年	中に糸	内付す	トる外	国所得	身税額	頁を超	日える	減額	外国	所得	脱額		
本 年	発	生	額		充当る の控隊				l .			入金額( ( D -		
D			円	Ē				円	F				円	雑所得の金額の計算上、 総収入金額に算入します。

# 3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所 得 税 額	① H`	■ <b>2</b> の配の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別所得税額	2	■ 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(⑩欄)の金額を転記します(※)。
所 得 総 額	3	■ 2の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外所得金額	4	◆ 2の®の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所 「 得金額の合計額を書きます。
所 得 税 の (①× <u>④</u> ) 控除限度額	(5)	→ 4の「⊜」欄及び5の「⑦」欄に転記します。
復興特別所得税の 控除限度額(②× <u>④</u> )	6	→ 4の「⑪」欄及び5の「⑧」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。

# 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

			本	年	分	の	控	除	余	裕	額	又	ĺ	は	控	除	限	度	超	過	額	Ø	計	算	·
	所	(	( <b>3</b> Ø	得 ⑤の	金額	Į)	税	9					円	Lette	彦		(3)	得一		①	税 )	3			円
控除	復	(		<b>⑥</b> の	金額		税	#						控除	道	-	—— 府 ⊷⊸®	県 とOのV		民 少ない方	税 の金額)	1			
限度	道  市	(E	存 ○×12 町	県 2%又 村	は6		税	$\otimes$						余裕	市		町 )) と®	ー がずれ		民 たいおの	税 (金額)	9			
額	1 1			%又 計		民 4%)	税	<b>(b)</b>						額				計 +心			A TIC RIPRY	0			
	F			B+(			dest	9						控		 除		- 度	超	<i>//</i> 過	額				
外	ļ	国 (1	所 の©	得の金	f 2額) 	税	額	0						125		%IV	(D)	(Z (一) (D)	)	),DI	115	<b></b>			
			育	j 3	年	以	内	の挫	空 除	余		額	又	は	控	除	限月	度 超	迢	額	のI	明糸	田 等		
								控	除	余	裕	額								: 度 #					所得税の
年		分	区		分	国前及び	j 年 繰 本年発	越額 生額	多本年	三使月	目額	돌①   ))	翌年 ヨ-	=繰走 -Ø)	ᇗ額 )	②前 及び	「年繰 本年発	越額 生額	② 本 <sup>4</sup>	下使用	額	<b>∌翌</b> 年 (②	F繰起 )一②	<u>划額</u>	控除限度額等
			所	得	税			円			円				_	©		円			円				円
	<i></i>	. , .	道店	F 県 F	・税										_										【翌年1月1日】
		分	市町	「村5	・税																	/			【時点の住房 □指定都市
	3 年ī	刊)	地。	方 税	計																				□一般市
			所	得	税										円	$\oplus$								円	円
	年	:分	道东	F県 F	・税																				(翌年1月1日)
	2 年ī		市町	「村日	税				[																【時 点 の 住 所 □指定都市
`	_ , ,	1.17	地	ケ 税	計				[																□一般市
			所	得	税											(I)									円
	年	:分	道东	F県国	・税																				【翌年1月1日】
( )		年)	市町	「村国	・税				[																【時 点 の 住 房 □指定都市
	1.1	' '	地。	方 税	計				T																□一般市
				得	税				(J)										(M)						/
合		計		F県巨																					/
		μι	市町	村日	・税																				
-				計	477	9)			(K)																/
		}	<u>所</u>	得	税											<b>D</b>			(K)						
本	年	分		F県5																					/
			田市.	村臣	4 124	<u>タ</u> の			(M)																/
				計		<u> </u>			I MI																V

# 5 外国税額控除額等の計算

(所得税の控除限度額(3の⑤の金額)	7	円	所法第 95 条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	14	円)
復興特別所得税の控除限度額(3の6の金額)	8		復興財確法第 14 条第1項による控除税額 (⑩が過より小さい場合に(⑩-⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金類)	15	
分配時調整外国税相当額控除後の 所 得 税 額(※)	9	「分配時調整外国機相当級整際に関する財譲書」 の3の行の金額	所法第95条第2項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	16	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	10	「分配時調整外国模相当額控除に関する明線よ」 の3の49の金額	所法第95条第3項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	17	
所 得 税 の 控 除 可 能 額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	(11)		外 国 税 額 控 除 の 金 額 ( ⑭ + ⑮ + ( ⑯ 又は⑰ ) )	18	
復興特別所得税の控除可能額(⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額)	12		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	19	「分配時調整外国級和当報指除に関する明細書。 の3の個の金額
外 国 所 得 税 額 (1 の © の 金 額)	13		外 国 税 額 控 除 等 の 金 額 (⑱+⑲)	20	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は 記載する必要はありません。 申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑱~⑲ 欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の ◀ 裏面を読んでください。

# 外国税額控除に関する明細書(居住者用) (令和6年分用)

/		
1	令和6年分	
1	77 711 0 十刀	

# 氏 名\_\_\_\_\_

# 1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国	名	所得の種類	税種目	納付確定日	納	付 日	源泉・申告 (賦課)の区分				手 国 で 税 標	の準	左 / 外国	こ 係 る 所 得 税 額
										(外貨	1	)	(外貨	)
						•			• •			円		ı
										(外貨		)	(外貨	)
						•			• •			円		ı
										(外貨		)	(外貨	)
						•			• •			円		ı
=	1.											円	(A)	F
<b>1</b>	Τ							_						

○ 本年中に減額された外国所得税額

E	名	<b>配得の種類</b>	税種目	źd	付	П	源泉・申告			の				
	111	17月付マノ1里共	196 1里 口	714.1	ניו	Н	(賦課)の区分	計	算 期	間	の基礎となった年分	ととなった日	外国	所得税額
											h ()		(外貨	)
											年分			H
											F- ()		(外貨	)
											年分			H
											左 八		(外貨	)
											年分			円
-1													B	円
計	•													

Aの金額がBの金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

(A)	_	®	=	©	<b>→ 5</b> Ø	「 <u>(13)</u> 」	欄に転記します
H	1	l 円		l H			

Aの金額がBの金額より少ない場合

<b>B</b>		(A)	— =	Д	<b>→2</b> の	「⑩」欄に転記します。

# 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

	前	3	年	以	内	Ø	控	除	限	度	超	過	額			
年		分		1	前年	繰越	額	13	<i>①t</i> べき	pら控 Dの		$\bigcirc$	⊘ -	- 🗇		
年生	分(3	3 年i	前)				円				円	G		円		
年久	分(2	2 年	前)									H			<b> </b>	<ul><li>⑥、⑪、①の金額を4の</li><li>→ 「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。</li></ul>
年生	分(前	有 4	年)									1				
	計							E								
	本年	:中(	こ納	付す	る外国	訓所得	身税額	頁を超	呈える	減額	外国	听得	税額			
本 年	発	生	Ξ 1	ZH I	<ul><li>①に3</li><li>以内の</li></ul>								入金額 ( D -			
D				円	Ē				円	F				円	}—	→ 雑所得の金額の計算上、 総収入金額に算入します。

控

用

3	<b>祈得郑及</b>	7代復開性	別所得税0	7 地段限度	婚の計算
J	厂川 1寸 4元.2公		・カリノリコモイガン	ノゼロボルマルラ・	84 V J 5 I . 54.

所 得	税	額	1	円	<b></b>	2の配の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入 して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別	所得和	兇 額	2		<b></b>	申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(⑩欄)の金額を転記します(※)
所 得	総	額	3		<b> </b> ←──	2の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外	所得。	金額	4		<b></b>	2の町の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所 得金額の合計額を書きます。
所 得 税 の 控除限度額	(①× -	<u>4</u> )	(5)			<ul><li>・4の「⊜」欄及び5の「⑦」欄に転記します。</li></ul>
復興特別所得税の 控除限度額	(2)×-	<u>(1)</u> (3)	6		<b></b>	<ul><li>・4の「母」欄及び5の「⑧」欄に転記します。</li><li>※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。</li></ul>
						No his contractions of the contractions

# 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

	本 年 分	の	控	除	余	裕	額	又	は	控	除	限	度	超	過	額	の	計	算	
l	得 (3の⑤の金額		税	9				円	控	所(		(3)	得一		<b>O</b>	税 )	3			円
除	特別所 (3の⑥の金額 府 県	頁)	税	<b></b>					除	道(《		府 ⊗-®	県 と©のi		民	税 <sup>金額)</sup>	Œ.			
度市	×12%又は6 町 村	民	税税	(A)					余裕	市((		町 ) と®	村のいずま		民	税 <sup>金額)</sup>	9			
額	)×18%又は 2 計 (3+)(3+)(3+)(3+)(3+)(3+)(3+)(3+)(3+)(3+)			<b>F</b>					額			(3	計 +①	+9	)		Ø			
外国	所 ・ 得 1 の©の金額)	税	額	0					控	Ķ	È	限 (①	度 )一 <i>⑤</i>	超)	過	額	9			
	前 3 年	以	内の	) 招	除	余	裕智	領 又	は	控	除	限月	度 超	過	額(	のり	月糸	田 等		
年 分	区分	9前:	年繰ま	空 或額	( <del>g</del> )	余	裕	額 ①翌	年繰ま	<b></b>	②前	年繰		· 限	度超			F繰越	就額	所得税の
		及びオ	<b>卜</b> 年発	生額	本年	使用	_		)— <b>(</b>		及び	本年発	生額	本年	使用	額	(0	)-0	)	控除限度額等
年分(3年前)	所 得 税 道府県民税 市町村民税 地 方 税 計			円			円				©		円			円	/			円 【翌年1月1日】 時 点 の 住 所 □指定都市 □一般市
年分(2年前)	所 得 税 道府県民税 市町村民税 地 方 税 計									円	H								円	円 【翌年1月1日】 時 点 の 住 所 □指定都市 □一般市
年分 (前 年)	所 得 税 道府県民税 市町村民税 地 方 税 計										(I)									円 【翌年1月1日】 時点の住所 □指定都市 □一般市
合 計	所 得 税 道府県民税 市町村民税 計				(J) (K)									M						
本年分	所 得 税 道府県民税 市町村民税 計	9 0 9 0			(L) (M)						<b>B</b>			(K)						

# 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	7	円	所法第 95 条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	14)	円
復興特別所得税の控除限度額(3の⑥の金額)	8		復興財確法第 14 条第1項による控除税額 (⑩が優より小さい場合に(⑩-⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額)	15	
分配時調整外国税相当額控除後の 所 得 税 額(※)	9	「分配時調整外国機相当級整際に関する財譲書」 の3の行の金額	所法第95条第2項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	16	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	10	「分配時調整外国模相当額控除に関する明線よ」 の3の49の金額	所法第95条第3項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	17)	
所 得 税 の 控 除 可 能 額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	11)		外 国 税 額 控 除 の 金 額 ( ⑭ + ⑮ + ( ⑯ 又は ⑰ ) )	18	
復興特別所得税の控除可能額(⑧の金額又は⑧と⑪とのいずれか少ない方の金額)	12		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	19	「分配時調整外國税相当額控除に関する明細書 の3の個の金額
外 国 所 得 税 額 ( 1 の © の 金 額 )	13)		外 国 税 額 控 除 等 の 金 額 $(^{(B)}+^{(B)})$	20	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は 記載する必要はありません。 中告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(®~® 欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記人については、控用の 裏面を読んでください。

# 書き方

1 この明細書は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第95条又は所得税 法第165条の6及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特 別措置法(この明細書において「復興財確法」といいます。)第14条に規定する外国税額控除の適用を受 ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則(以下「所規」といいます。)第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ(居住者用)」、「外国税額控除を受けられる方へ(非居住者用)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。

なお、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、「書き方(国外転出時課税に係る外国税額 控除を受けられる方用)」をご覧ください。

2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

## (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額 (非居住者にあっては、恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。) について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することに ついての説明を記載した書類等、所規第 41 条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載 します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段 ( )内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎 となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減 額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

- (f) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
- (r) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
- (n) 「減額された外国所得税額」欄には、上段( ) 内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

## (2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合 (1のDの金額がある場合) に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適 用を受けた外国所得税額に限ります。

- ロ 「回 ①から控除すべき®の金額」欄は、「① 前年繰越額」から控除する「®」欄の金額(最も古い年分の②の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の②の金額を限度とします。)を書き、その控除後の金額(②の金額)を繰り越された控除限度超過額として、4の「⑥」、「⑪」、「①」欄にそれぞれ転記します。
- ハ 「®」欄の金額のうち、「®」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入 します。

- (3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄
  - イ 「①」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「再差引所得税額」欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、先に「分配時調整外国税相当額控除に関 する明細書」を作成し、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額を転記します。 なお、2の配の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算し ます。
  - ロ 「②」欄には、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の**「復興特別所得税額」**欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「分配時調整外国税相当額控除に関する 明細書」の**3の**(9)の金額を転記します。
  - ハ 「③」欄への記載については、以下のとおりです。
    - (4) 居住者は、次の②と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)を加算した金額)を記載します。
      - ② 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の金額)、 総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算 後の金額になります。)
      - ⑤ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。) の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額を記載します。

なお、**2**の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

(n) 非居住者は、所得税法 165 条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項(純損失の繰越控除)又は所得税法第71条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合、その年分の所得税法第161条第1項第1号及び第4号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を記載します。

なお、2の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算 します。

- ニ 「④」欄への記載については、以下のとおりです。
  - (4) 居住者は、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額(非永住者(年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。)については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。)を記載します。ただし、その国外所得金額がロの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額(その合計額が0を下回る場合には、0)をいい、2のPの金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載してこの明細書に添付してください。

- (a) 所得税法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得
  - ※ 国外事業所等(国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。)を通じて行 う事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があ るときは、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に 対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関 する明細書』をこの明細書に添付してください。

- ⑤ 所得税法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得(同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。)
- (n) 非居住者は、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しく は第 2 項(純損失の繰越控除)又は所得税法第 71 条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計 算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額が口の「恒久的施 設帰属所得金額②」を超えるときは、「恒久的施設帰属所得金額②」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の®の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

- ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。
- へ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

# (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第95条第2項又は同法第165条の6第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは所得税法第95条第3項又は同法第165条の6第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税(⊜×12%又は 6%)」又は「市町村民税(⊜×18%又は 24%)」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて 該当する率に○を付して、その割合を⊜の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6 %	24%

- ※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」(いわゆる政令指定都市)をいいます。
- ※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。
- ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(図~⑦)には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑦」欄には、「外国所得税額②」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額を超えるときに記載します。
- ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内 に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分 以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。
- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「②本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額の」の金額がある場合に、 所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから 順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の 前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から 繰り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順 とします。)を記載します。
- へ 「控除限度超過額」の「②本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑦」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

- ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、<u>その発生した年分</u>の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。
- (5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表の「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれ ぞれ次の数字を記入します。

- イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「⑮」欄に金額がある場合は「1」を記載します。
- ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8) 復興財確法第 13 条の2の規定による 控除額1 欄に金額がある場合は「3」を記載します。
- 3 令和6年分特別税額控除を適用する場合、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の**「申告納税額」**欄は、外国税額控除の適用がないときと計算方法が異なりますので、次により計算した金額を記載してください。

国税額控除の適用	月がないときと計	・算方法カ	ゞ異なります⊄	つで、次によ	り計算しオ	こ金額を記載して	ください。
(1) 所得税につし	いて						
<ul><li>①欄の金額</li></ul>	( )	<b>-</b> {(1)	④欄の金額(	)	+(⑯又は	:⑰欄の金額(	))}
= (	)	··· i_					
i が黒字の場合	合には続けて次の	計算をし	<b>」ます。</b>				
• <u>i</u> (	)_ <b>–</b> ı	申告書第	<b>一表</b> の「税金	の計算」欄の	「令和6	年分特別税額控除	≹」欄の金額
= (	) .	<u>… ii</u> ←	計算の結果、	ii が赤字の場	場合は「0	<b>」と記載</b> します。	
(2) 復興特別所得	<b>発について</b>						
②欄の金額	( )	<b>–</b> (1	5欄の金額(		) = _	(	) ··· <u>iii</u>
(3) 申告納税額0	D計算						
申告書第一家	<b>し</b> の「税金の計算	真」欄の	「申告納税額」	欄の金額…	i 又はii 🎾	及びiiiの金額の合	`計額から <b>申</b>
<b>告書第一表</b> の	「税金の計算」欄	側の「源見	<b>泿徴収税額」</b> 柞	闌の金額を差	し引き、	欠により記入しま	きす。

● 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の「端数を切り捨てた金額(黒字の金額が 100円未満の場合は「0」)

-/// L	114 . 0 1/					
Ż	<b>きし引いた金額</b> が	ぶ赤字の場合…会	金額の頭に「△	」又は「一」を	を付けてそのままの	金額
ii	( i が赤字のときは i	i ( <b>※</b> )) (	)	+ <u>iii (</u>	)_	
_	申告書第一表	「源泉徴収税額	」欄の金額(		)	
=		<u> </u>	告書第一表の	「税金の計算」	欄の <b>「申告納税額」</b>	欄へ転記
*	i が赤字のとる	きは金額の頭に	「△」又は「-	-」を付けてそ	のままの金額を記載	<b>します。</b>

# 書き方

# (国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方用)

1 この明細書は、所得税法(以下「所法」といいます。)第95条の2の規定(以下「国外転出時課税に係る外国税額控除」といいます。)の適用を受ける方(所法第153条の6の規定による更正の請求を行う方を含みます。)が、所法第95条第10項の規定により確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付すべきものです。

このほか、国外転出時課税に係る外国税額控除の適用を受ける方は、その適用に係る外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が所法第95条の2第1項に規定する外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則(以下「所規」といいます。)第41条又は第42条(同令第43条の規定により読み替えて適用される場合を含みます。)に掲げる書類を添付してください。

- (1) 国外転出時課税に係る外国税額控除を受けられる方次のイ又は口に該当する方が適用を受けることができます。
  - イ 国外転出(国内に住所及び居所を有しないこととなることをいいます。以下同じです。)をした日の属する年分の所得税につき所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方で、所法137条の2第1項(第2項の規定により適用する場合を含みます。)の規定による納税の猶予を受けている方
  - ロ 国外転出をした日の属する年分の所得税につき所法第 60 条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けるべき方で、その国外転出の時までに国税通則法第 117 条第2項の規定による納税管理人の届出をしている方
- (2) 適用要件

次のイ及びロの要件を満たす場合に適用を受けることができます。

- イ 納税猶予に係る期限まで(上記(1)イの方の場合)又は国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限まで(上記(1)ロの方の場合)に、所得税法施行令第226条の2第1項に規定する対象資産(以下「対象資産」といいます。)の同項に規定する譲渡等(以下「譲渡等」といいます。)をした場合において、当該譲渡等により生じる所得(所法第164条第1項各号に定める国内源泉所得に該当するものを除きます。2の(1)において同じです。)に対して課される外国所得税(日本以外の国又は地域の居住者等として課されるものに限ります。2の(1)において同じです。)を納付することとなること。
- ロ イの外国所得税に関する法令において、その外国所得税額の計算に当たって所法第60条の2の規定 の適用を受けたことを考慮しないものとされていること。
- 2 この明細書の次の欄は、それぞれ次により記載してください。

## (1) 「1 外国所得税額の内訳」欄

イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額 について記載するほか、国外転出をした後に納付すべきことが確定した外国所得税額のうち対象資産 の譲渡等により生じる所得に対して課されるものについて記載します。

具体的には、当該外国所得税の課税期間の所得に対して課される外国所得税額から、当該対象資産の譲渡等により生じる所得がないものとした場合における当該課税期間の所得に対して課される外国所得税額を控除した金額(以下「対象資産外国所得税額」といいます。)について、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

ただし、次の場合には、それぞれ次に定める金額を「左に係る外国所得税額」の各欄に記載することとし、対象資産外国所得税額をその記載した金額の上段に括弧書きで記載してください。

(4) 当該外国所得税が当該対象資産の相続(限定承認に係るものに限ります。)又は遺贈(包括遺贈の うち限定承認に係るものに限ります。)により生じる所得に課されるものである場合で、「左に係る 外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第 137 条の 2 第 1 項に規定する納税 猶予分の所得税額(当初の納税猶予分の所得税額。ただし、既に同条第 5 項の規定の適用があった 金額の合計額を除きます。) を超えるとき 当該納税猶予分の所得税額

(i) 当該外国所得税が当該対象資産の譲渡等(所法第60条の2第4項に規定する譲渡若しくは決済又は贈与による移転をいいます。)により課されるものである場合で、「左に係る外国所得税額」の各欄に記載した対象資産外国所得税額が所法第137条の2第5項に規定する政令で定めるところにより計算した金額(※「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」に従って計算した場合の⑦の金額)を超えるとき 当該計算した金額

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段 ( ) 内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎 となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減 額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適 用を受けた外国所得税額に限ります。

- (f) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
- (i) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
- (n) 「減額された外国所得税額」欄には、上段 ( ) 内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

# (2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄

イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合 (1のDの金額がある場合) に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

- ロ 「② ②から控除すべき⑩の金額」欄は、「② 前年繰越額」から控除する「⑪」欄の金額(最も古い年分の②の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の②の金額を限度とします。)を書き、その控除後の金額(③の金額)を繰り越された控除限度超過額として、5の「⑥」、「⑪」、「①」欄にそれぞれ転記します。
- ハ 「D」欄の金額のうち、「E」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。
- (3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄
  - イ 「①」欄には、**申告書第一表**又は**更正請求書の「再差引所得税額」**欄の金額を転記します。

ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、先に「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」を作成し、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額を転記します

なお、**2**の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

- ロ 「②」欄には、申告書第一表又は更正請求書の「復興特別所得税額」欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「分配時調整外国税相当額控除に関する明 細書」の**3の**(9)の金額を転記します。
- ハ 「③」欄には、次の®と⑤の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の 所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得の金額については特別控除前の金額)の 合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)を加算した金額)を記載します。
  - ② 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の金額)、 総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後 の金額になります。)
  - ⑥ 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)

## の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住 用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に 係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、 その適用前の金額を記載します。

なお、**2**の**P**の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

二 「④」欄には、純損失若しくは雑損失の繰越控除又は上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除若しくは先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の規定を適用しないで計算した場合の本年分の国外所得金額(非永住者(年の中途において非居住者から非永住者となった場合を含みます。)については、非永住者期間内に生じた国外所得金額のうち国内において支払われ、又は国外から送金された国外源泉所得に係る部分に限ります。)を記載します。ただし、国外所得金額が上記の「所得総額③」の金額を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは次の所得の金額の合計額(合計額が0を下回る場合には、0となります。)をいい、2の®の金額がある場合には、その金額も含まれます。それぞれの国外源泉所得について、その所得の金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

- ② 所法第95条第4項第1号に規定する国外源泉所得
  - ※ 国外事業所等(国外にある恒久的施設に相当するもので一定のものをいいます。)を通じて行う 事業に係る負債の利子がある場合で、所得税法施行令第221条の4第1項の規定の適用があるとき は、この適用後の金額となります。この場合、『国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する 負債の利子の必要経費不算入額の計算及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書』 をこの明細書に添付してください。
- ⑤ 所法第95条第4項第2号から第17号までに規定する国外源泉所得(同項第2号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる国外源泉所得については、同項第1号に掲げる国外源泉所得に該当するものを除きます。)
- © 対象資産外国所得税額を課されることとなった対象資産の譲渡等に係る所法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により生じたものとみなされた所得
- ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。
- へ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

## (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所法第95条第2項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条第3項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税(⊜×12%又は 6%)」又は「市町村民税(⊜×18%又は 24%)」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて 該当する率に○を付して、その割合を⊜の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6 %	24%

- ※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」(いわゆる政令指定都市)をいいます。
- ※ 申告年分の翌年の1月1日において、日本国内に住所を有しない場合は、0と記載してください。ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(②~⑦)には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額⑦」欄には、「外国所得税額②」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額を超えるときに記載します。

- ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細」の各欄を記載する場合において、前3年以内 に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年分 以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。
- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「②本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額効」の金額がある場合に、 所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから 順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の 前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。 また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から 繰り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順 とします。)を記載します。
- へ 「控除限度超過額」の「②本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑦」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

ト 「所得税の控除限度額等」の欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額の記載に当たっては、<u>その発生した年分</u>の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄の金額を転記します。

# (5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表の「税金の計算」欄の「**外国税額控除等」**欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれ ぞれ次の数字を記載します。

- イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第 14 条第 1 項による控除税額⑮」欄に金額がある場合は「1」を記載します。
- ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第1項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8)復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合は「3」を記載します。

# ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

# 外国税額控除に関する明細書(非居住者用)

(令和6年分以降用)

(令和 年分)

氏 名

# 1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国	名	所得の種類	税種目	納付確定日	納卡	寸 日	源泉・申告 (賦課)の区分				手 国 で 税 標	の準	左外		係得税	
										(外貨		)	(外1	ij		)
						•						円				円
										(外貨		)	(外)	ij		)
						•						円				円
										(外貨		)	(外)	ji		)
												円				円
計	ŀ								/			円	A			円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国	名	所得の種類	税種目	納力	付 日	源泉・申告								
	111	ルロリュッコエルス		/11/3	11 1	(賦課)の区分	計	算 期	間	の基礎となった年分	ととな	った日	外国	所得税額
													(外貨	)
					•					年分	•	•		р
													(外貨	)
										年分				п
													(外貨	μ
										年分			(77頁	,
				•	•			• •			•	•		Р
						1 /							B	F
Ħ	+													

Aの金額がBの金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

Aの金額がBの金額より少ない場合

(B)	- -	(A)	=	(D) 円	<b></b>
-----	--------	-----	---	-------	---------

# 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前 3 年 以	以内の控除限	度 超 過 額	
年 分 ①	而 4. X帧 和 X自	から控除す ①	
	円	H © H	
年分(3年前)			G、H、Iの金額を <b>4</b> の
		H	
年分(2年前)			→ 「②前年繰越額及び本年 発生額」欄に転記します。
		(I)	
年分(前年)			J
計	Ē		
本年中に納付す	する外国所得税額を超え <i>る</i>	減額外国所得税額	
+ 左 ※ + 妬	◎に充当された前3年	雑所得の総収入金額に算入	
本 年 発 生 額	以内の控除限度超過額	する金額(D-E)	
© H	E H	P H	雑所得の金額の計算上、
		l J	総収入金額に算入します。

3	所得税及	び復興特別所得税の	<b>控除限度額の計算</b>
•	171 TTT 171.2X	いいな サビュモ ハリノハ コスティル・マンコ	

所 得	税額	(I)	H	<b>2</b> の配の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。	
復興特別所	得税額	i   2		◆ 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(鍛欄)の金額を転記します ③	*)
所 得	総額	į 3		◆ 2の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。	
調整国外所	得金額	į (4)		◆ 2の®の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所 得金額の合計額を書きます。	
所 得 税 の (位 控除限度額	$0 \times \frac{\overline{4}}{\overline{3}}$	5			
復興特別所得税の 控除限度額	$2\times\frac{\overline{4}}{\overline{3}}$	6		→ 4の「⑪」欄及び5の「⑧」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控用の享面を誇んでください	

# 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

	本 年 分	の	控	除	余	裕	額	又	は	控	除	限	度	超	過	額	の	計	算	
	得 (3の⑤の金額	預)	税	9				円		所(			得		①	税 )	3			円
牙	特 別 所 (3の⑥の金額	得 頁)	税	#					控除	道		府	県 とSのi		民 少ない方の	税 の金額)	10			
限 (色	9×12%又は(		税	$\odot$					余裕	市		町	村		民 ない方の	税	9			
	町 村 )×18%又は2 計	民 24%)	税	Ð					額	- ((			計			/ SEE (EST.)	0			
(	3+\$+0+	<b>(</b> )		Đ									+10							
外 国(	所 得 1 の©の金額)	税 )	額	0					控	ķ	Ŕ	限 (①	度 )一 <b>の</b>	超)	過	額	3			
	前 3 年	以	内の	つ 捏	音 除	余	裕智	領 又	は	控	除	限月	度 起	2 過	額	の月	月糸	钿 等		
			1	空	除	余	裕	額					控隊	1 限	度走	習 過	額			所得税の
年 分	区分	③前4 及び本	年繰起 1年発	生額	多本年	使用		D翌4 (国)	手繰走 一 <i>图</i> )	或額)	②前 及び	年 繰 本年発	越額生額	ツ 本年	F使用	額		手繰走 )一〇		控除限度額等
	所 得 税			円			円				(G)		円			円			/	円
年分	道府県民税				ļ															(翌年1月1日) 時点の住所
(3年前)	市町村民税 地 方 税 計																/			□指定都市 □一般市
	所 得 税									円	H					ĺ			円	円
年分	道府県民税																			翌年1月1日)
(2年前)	市町村民税									1										し時点の住所 □指定都市
(2   1117)	地方税計																			□一般市
	所 得 税										(I)									H
年分	道府県民税																			翌年1月1日)
(前 年)	市町村民税																			時点の住所   □指定都市
(1111 —)	地方税計				ļ															
	所 得 税				(J)									(M)						/
合 計	道府県民税																			/
	市町村民税									_										
	計	9			(K)		_			_										/
	所 得 税	3			(L)		_			_	Ð			(K)						
本 年 分	道府県民税				_			_												
	市町村民税	9					-			_										/
	計	Ø			M															<u>/</u>

# 5 外国税額控除額等の計算

(所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	7	円	所法第 165 条の6第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	14	円
復興特別所得税の控除限度額(3の⑥の金額)	8		復興財確法第 14 条第2項による控除税額 (⑩が過より小さい場合に(⑩-⑪)と⑫とのいずれか少ない方の金額)	15	
分配時調整外国税相当額控除後の 所 得 税 額(※)	9	「分配時調整外国税相当級控除に関する附細書」 の3の行の金額	所法第 165 条の6第2項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	16	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	10	「分配時調整外国模相当無控除に関する明線よ」 の 3 の/9)の 金額	所法第 165 条の6第3項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	17	
所 得 税 の 控 除 可 能 額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	11)		外 国 税 額 控 除 の 金 額 ( ⑭ + ⑮ + ( ⑯ 又は⑰ ) )	18	
復興特別所得税の控除可能額 (®の金額又は®と⑩とのいずれか少ない方の金額)	12		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	19	「分配時國際外国税相当額控除に関する明細書。 の3の個の金額
外 国 所 得 税 額 ( 1 の © の 金 額 )	13		外国税額控除等の金額(88+19)	20	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は 記載する必要はありません。 申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(総〜邸欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

# 外国税額控除に関する明細書(非居住者用) (令和6年分以降用)

(令和 年分)

氏 名

# 1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国	名原	所得の種類	税種目	納付確定日	納 1	付 目	源泉・申告 (賦課)の区分			の準	左 に f 外国所得	系 る <sup>}</sup> 税 額
									(外貨	)	(外貨	)
					•	•		• •		円		円
									(外貨	)	(外貨	)
						•		• •		円		円
									(外貨	)	(外貨	)
						•				円		円
計										円	A	円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国	名	所得の種類	税 種 目	納力	付目	1	源泉・申告								
	711	カロロマク1至方気	7九1至 日	Vid 1	1.1	-1	(賦課)の区分	計	算 期	間	の基礎となった年分	ととな	った日	外国所	「得税額
											h ()			(外貨	)
											年分	•	•		Е
											- C			(外貨	)
					•						年分	•	•		Į.
														(外貨	)
					•						年分	•	•		P.
音	l-													B	P.
Ī	I												•		

Aの金額がBの金額より多い場合(同じ金額の場合を含む。)

(A)	_	®	=	© H	<b>→ 5</b> ∅	「⑬」欄に転記します。
	í					

Aの金額がBの金額より少ない場合

	_	(A)	=	① 円	<b>→2</b> の「®」欄に転記しまっ	す。
--	---	-----	---	--------	-----------------------	----

# 2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

	前	3	年	以 内	の	控	除	限	度	超	過	額			
年		分	(	前年	三繰越	額	12	⑦カ ヾき(		除す 金額	_	⊘ -	- <sup>(2)</sup>		
年	F分(	3 年前	<b></b>			円				円	©		円		
年	F分(	2 年前	<b>行</b> )								H				<ul><li>⑥、⑪、①の金額を4の</li><li>→ 「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。</li></ul>
年	F分(i	前 年	≣)								(I)				
	計						E								
	本年	手中に	納付	する外間	国所得	<b>身税</b> 額	頁を超	える	減額	外国	所得	税額			
本 年	F 発	生	額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								.入金額 ( D -			
(D)			円	E				円	F				円	<u> </u>	→ 雑所得の金額の計算上、 総収入金額に算入します。

控用

○この用紙は

控

3	所得税及	び復興特別所得税の	<b>控除限度額の計算</b>
•	171 TTT 171.2X	いいな サビュモ ハリノハ コスティル・マンコ	

所	得	税	額	1	円	<b>2</b> の <b>P</b> の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興	具特 別	所得和	兇 額	2		→ 申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(⑯欄)の金額を転記します(※
所	得	総	額	3		2の配の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調惠	医国 外	所得。	金額	4		■ 2の®の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所 得 控除	身 税 の 限度額	(①× -	<u>4</u> <u>3</u> )	5		
復興特 控除	別所得税の :限度額	(2)×-	<u>(4)</u> (3)	6		<ul><li>→ 4の「⊕」欄及び5の「⑧」欄に転記します。</li><li>※ 詳しくけ、控用の裏面を誇んでください。</li></ul>

# 4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

		本 年	分	の	控	除	余	裕	額	又	は	控	除	限	度	超	過	額	の	計	算	
所		得 <b>3</b> の⑤の			税	9				F,	控	所(		(3)	得一		<b>(</b>	税 )	3			円
控   復   順   [	與 ( // //	特別 3の⑥の 守 県	金阁	得 頁) 民	税 税	<b></b>					除	道		府 -&-®)	県 と©の1		民 <sup>少ない方の</sup>	税金額	1			
度市		×12%又 T 村	はも	i %) 民	·税 —税	(A)					余裕	市((		町 )) と®	村 のいずね		民ない方の	税 <sub>金額</sub> )	9			
額		×18%又 計 3+⊕+©				Ð					額			(3	計 +®	+9	)		Ø			
外国	( 1	所 の©の金	:	税	額	0					控	[§	<u> </u>	限 (①	度 )一 <b>の</b>	超)	過	額	7			
		前 3	年	以	内の	り担	除	余	裕	額 又	は	控	除	限。	度 超	過	額	のり	月糸	田等		
		_	. [			控	除	余	裕	額					控 뛍	₹ 限	度超	8 過	額			所得税の
年 分	ì		分	ョ前 及び2	年 繰     上年発	生額	<b>多</b> 本年	使月	_		年繰起 )一 <i>图</i> )			「年繰 本年発	越額生額	② 本年	三使用	額	) 됐년 (①	下繰越)一②	i額	控除限度額等
		所 得	税			円			円				G		円			円			/	円
年分(3年前)	7	道府県民 市町村民	税																/			(翌年1月1日) 時点の住所 □指定都市
(3   133.	+	地方税							_			ш	<u> </u>					+			ш	□一般市
年分(2年前)	}	<ul><li>所 得</li><li>道府県民</li><li>市町村民</li><li>地 方 税</li></ul>	税									円 	Ĥ									円 翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市
		所 得	税										(I)									円
年分(前年)	) [	道府県民 市町村民 地 方 税	税																			翌年1月1日) 時 点 の 住 所 □指定都市 □一般市
合 計		道府県民 市町村民	_				①									M						
	4	計	-C)(	9			(K)									_						/
+ F ^	r	<u>所 得</u> 道府県民	174	<u> </u>			(L)					$\dashv$	Ð			(K)						/
本年分	ř	市町村民税	Ŧ																			
		計		<u> </u>			M															

# 5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額(3の⑤の金額)	7	円	所法第 165 条の6第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	14)	円
復興特別所得税の控除限度額(3の⑥の金額)	8		復興財確法第 14 条第2項による控除税額 (⑩が働より小さい場合に(個-⑪)と個とのいずれか少ない方の金額	15	
分配時調整外国税相当額控除後の 所 得 税 額(※)	9	「分配時調整外回税相当談整除に関する明細書」 の3の(7)の金額	所法第 165 条の6第2項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	16	
分配時調整外国税相当額控除後の 復興特別所得税額(※)	10	「分配時調整外回税相当額持除に関する明細書」 の3の(9)の金額	所法第 165 条の6第3項による控除税額 ( <b>4</b> の ① の 金 額 )	17	
所 得 税 の 控 除 可 能 額 (⑦の金額又は⑦と⑨とのいずれか少ない方の金額)	11)		外 国 税 額 控 除 の 金 額 (⑭+⑮+(⑯又は⑰))	18	
復興特別所得税の控除可能額 (®の金額又は®と⑩とのいずれか少ない方の金額)	12		分配時調整外国税相当額控除可能額 (※)	19	「分色時調整外国税相当額控除に関する明細書 の3の幅の金額
外 国 所 得 税 額 ( 1 の © の 金 額 )	13		外 国 税 額 控 除 等 の 金 額 (⑱+⑲)	20	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	107	. Live	4 3 W 4 5 C C C C C C C C C C C C C C C C C C		Inc. (C) (C)

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は 記載する必要はありません。 申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(⑱~⑪ 欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の ◀ 裏面を読んでください。

# 書き方

1 この明細書は、恒久的施設を有する非居住者が確定申告において所得税法第 165 条の6及び東日本大震 災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (この明細書において 「復興財確法」といいます。) 第 14 条に規定する外国税額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、外国所得税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載した書類等、所得税法施行規則(以下「所規」といいます。)第41条又は第42条に掲げる書類を添付してください。

非居住者に係る外国税額控除の概要は、「外国税額控除を受けられる方へ(非居住者用)」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
  - (1) 「1 恒久的施設に係る外国所得税額の内訳」欄
    - イ 「本年中に納付する外国所得税額」の各欄は、本年において納付すべきことが確定した外国所得税額 (恒久的施設帰属所得につき課される外国所得税額に限られます。以下同じです。)について、外国所得 税が課されたことを証する書類及びその課された税が外国所得税に該当することについての説明を記載 した書類等、所規第41条第1項第1号及び第3号に掲げる書類を基礎として記載します。

なお、「相手国での課税標準」及び「左に係る外国所得税額」の各欄には、上段 ( ) 内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。

ロ 「本年中に減額された外国所得税額」の各欄は、前年以前に適用を受けた外国税額控除の計算の基礎となった外国所得税額が減額された場合に、その減額された外国所得税額について、外国所得税額が減額されたことを証する書類等を基礎として記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

- (イ) 「外国税額控除の計算の基礎となった年分」欄には、減額された外国所得税額について、前年以前の確定申告において外国税額控除を適用した場合におけるその確定申告をした年分を記載します。
- (n) 「減額されることとなった日」欄には、その減額されることとなった金額が確定した日(減額されることとなった外国所得税に係る還付金の支払通知書等を受領した日)を記載しますが、実際に還付金を受領した日を記載しても差し支えありません。
- (ハ) 「減額された外国所得税額」欄には、上段 ( ) 内に外貨による金額を記載し、下段に邦貨に換算した金額を記載します。
- (2) 「2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算」欄
  - イ この欄は、減額された外国所得税額が本年において納付した外国所得税額を超える場合 (1のDの金額がある場合) に記載します。

なお、その減額されることとなった日の属する年の前年以前7年内の各年において外国税額控除の適用を受けた外国所得税額に限ります。

- ロ 「② ②から控除すべき®の金額」欄は、「② 前年繰越額」から控除する「®」欄の金額(最も古い年分の②の金額から順次控除するものとし、それぞれの年分の②の金額を限度とします。)を書き、その控除後の金額(③の金額)を繰り越された控除限度超過額として、4の「⑥」、「⑪」、「①」欄にそれぞれ転記します。
- ハ 「⑩」欄の金額のうち、「⑥」欄の金額を超える部分の金額は、その年分の雑所得の総収入金額に算入します。
- (3) 「3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算」欄
  - イ 「①」欄には、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の**「再差引所得税額」**欄の金額を転記します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合には、先に「分配時調整外国税相当額控除に関 する明細書」を作成し、「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の3の(7)の金額を転記します。

なお、**2**の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

- ロ 「②」欄には、申告書第一表の「税金の計算」欄の「復興特別所得税額」欄の金額を記載します。 ただし、分配時調整外国税相当額控除の適用がある場合は、「分配時調整外国税相当額控除に関する明 細書」の3の(9)の金額を転記します。
- ハ 「③」欄には、所得税法第 165 条第 1 項の規定により準じて計算する所得税法第 70 条第 1 項若しくは 第 2 項(純損失の繰越控除)又は所得税法第 71 条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した 場合の、その年分の所得税法第 161 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる国内源泉所得に係る所得金額を 記載します。

なお、2の®の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して上記の金額を計算します。

二 「④」欄には、所得税法第165条第1項の規定により準じて計算する所得税法第70条第1項若しくは第2項(純損失の繰越控除)又は所得税法第71条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合の、その年分の国外所得金額を記載します。ただし、その国外所得金額がハの「所得総額③」を超えるときは、「所得総額③」の金額を限度とします。

なお、国外所得金額とは、恒久的施設帰属所得に係る所得金額のうち国外源泉所得に係る金額をいい、2の®の金額がある場合には、その金額も含まれます。国外所得金額の計算に関する明細を適宜の様式に記載して、この明細書に添付してください。

- ホ 「⑤」欄には、「所得税額①」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。
- へ 「⑥」欄には、「復興特別所得税額②」に「所得総額③」のうちに占める「調整国外所得金額④」の割合を乗じて計算した金額を記載します。

## (4) 「4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細」欄

この欄は、本年において所得税法第 165 条の 6 第 2 項の規定による繰越控除余裕額の控除若しくは同条 第 3 項の規定による繰越控除限度超過額の控除を受けようとする場合、又は翌年以後に繰り越す控除余裕 額若しくは控除限度超過額を計算する場合に、次により記載します。

イ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除限度額」の「道府県民税(⊜×12%又は 6%)」又は「市町村民税(⊜×18%又は 24%)」は、申告年分の翌年の1月1日における住所に応じて 該当する率に○を付して、その割合を⊜の金額に乗じて計算します。

	道府県民税	市町村民税
指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する方	12%	18%
指定都市の区域内に住所を有する方	6 %	24%

- ※ 指定都市とは、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の「政令で指定する人口五十万以上の市」(いわゆる政令指定都市)をいいます。
- ※ 申告年分の翌年の1月1日において日本国内に住所を有しない場合は、0と記載します。
- ロ 「本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算」の「控除余裕額」の各欄(②~⑦)には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額に満たないときに記載し、「控除限度超過額の」欄には、「外国所得税額①」の金額が「控除限度額」の「計⑦」の金額を超えるときに記載します。
- ハ 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等」の各欄を記載する場合において、前3年以 内に納付すべきことが確定した外国所得税額を必要経費に算入した年分があるときは、その算入した年 分以前の各年分の控除余裕額又は控除限度超過額は、切り捨てられますので、注意してください。
- ニ 「地方税計」には、「道府県民税」の金額と「市町村民税」の金額の合計額を記載します。
- ホ 「控除余裕額」の「密本年使用額」欄には、本年において「控除限度超過額の」の金額がある場合に、所得税、道府県民税及び市町村民税のそれぞれの控除余裕額の前年繰越額を、最も古い年分のものから順次、かつ、同一年分のものについては所得税の前年繰越額、道府県民税の前年繰越額、市町村民税の前年繰越額の順に控除限度超過額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

また、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除余裕額のうち、次のへの本書により前年から繰

り越された控除限度超過額に充当された金額(充当の順序は、所得税、道府県民税、市町村民税の順とします。)を記載します。

へ 「控除限度超過額」の「②本年使用額」欄は、本年において「控除余裕額」の「計⑦」の金額がある場合に、控除限度超過額の前年繰越額を最も古い年分のものから順次控除余裕額に充当するものとして計算した場合に計算される金額を記載します。

なお、この欄の「本年分」の欄には、本年発生分の控除限度超過額のうち上記ホの本書により前年から繰り越された控除余裕額に充当された金額を記載します。

- ト 「所得税の控除限度額等」欄には、控除余裕額及び控除限度超過額が発生した年分について、その年 分の控除限度額及びその年分の翌年1月1日時点の住所の区分について記載します。なお、控除限度額 の記載に当たっては、<u>その発生した年分</u>の「外国税額控除に関する明細書」の「所得税の控除限度額」欄 の金額を転記します。
- (5) 「5 外国税額控除額等の計算」欄

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄の「区分」の□には、次の区分に応じそれぞ れ次の数字を記入します。

- イ 外国税額控除のみ適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第 14 条第 2 項による控除税額⑮」欄に金額がある場合には、「1」を記載します。
- ロ 外国税額控除及び分配時調整外国税相当額控除の両方の適用があり、かつ、「外国税額控除に関する明細書」の「復興財確法第14条第2項による控除税額⑮」欄に金額がある場合又は「分配時調整外国税相当額控除に関する明細書」の「(8)復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄に金額がある場合には、「3」を記載します。

# ○令和6年分特別税額控除の適用があるときは、 申告書第一表「申告納税額」欄の計算が異なります。 裏面「書き方 3」をご確認ください。

# 分配時調整外国税相当額控除に関する明細書 (令和6年分用)

(令和6年分) 氏 名

# 特定口座の配当等(源泉徴収選択口座内配当等)及び未成年者口座の配当等に係る事項

金融商品取引業者等 の「名称」、「法人番号 又は所在地」	- 種類	配当等の額	源泉徴収税額 (納付税額) [①]	上場株式配 当等控除額 [②]	控除所得税 相当額 [③]	控除外国所得税相当額等 (2-3)	源泉徴収税額 相当額 [①+③]
	特定	円	円	円	円	円	円
	未成年者						
	特定						
	未成年者						
	特定						
	未成年者						
	特定						
	未成年者						
合計額		(A)				(B)	(C)

# 2 上記1以外の配当等に係る事項

支払者又は支払の取扱 者の「名称」、「法人番 号又は所在地」	種別等	配当等の額	源泉徴収税額	通知外国税 相当額 [⑤]	通知所得税 相当額 [⑥]	支払確定又は 支払年月日	源泉徴収税額 相当額 [④+⑥]
		円	円	円	円		円
合計額		(D)		(E)			(F)

## 控除額等の計算

			<ul><li>・ 申告書第<sub>一</sub>表</li></ul>
(1)	対象となる配当等の額(収入金額)	円、	(所得税及び後
	$(1 \mathcal{O}(A) + 2 \mathcal{O}(D))$		の源泉徴収税額金額」欄に(1)の
(2)	源泉徴収税額相当額		徴収税額」欄に
	$(1 \mathcal{O}(C) + 2 \mathcal{O}(F))$		】 記します。 ・ 「給与などの3
(3)	分配時調整外国税相当額控除額		及び「法人番号
	(1 O(B) + 2 O(E))		等」欄には、 「分配時調整タ
(4)	再差引所得税額		除に関する明約
	(申告書邸欄の金額)		と記入します。
(5)	復興特別所得税額		●※ 申告分離課税
	(申告書숇欄の金額)		場合には、 <b>裏面</b> (3)を参照して・
(6)	所法第93条第1項の規定による控除額 💥		→ 外国税額控防
	((3)と(4)のうち、いずれか少ない方の金額)		る場合には、(7)
(7)	分配時調整外国税相当額控除後の所得税額		
	((4)-(6))		び⑩欄にそれ
(8)	復興財確法第13条の2の規定による控除額		す。
	((3)が(6)より大きい場合に((3)-(6))と(5)のいずれか少ない方の金額)		<ul><li>・ 外国税額控例</li><li>ない場合には、(</li></ul>
(9)	分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額		告書第一表「税
	((5)-(8))		
(10)	分配時調整外国税相当額控除可能額		┛ ある場合は、「
	((6)及び(8)の合計額)		等」欄の区分の 入します。

 $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$ 

明細書は、

申告書と一緒に提出してください。

- 支払者の「名称」 子又は所在地」
  - **小**国税相当額控 細書のとおり」
- 说の所得がある 面の書き方の 2 ください。
- 余の適用を受け (9)及び(10)の金 額控除に関する の⑨欄、⑩欄及 ぞれ転記しま
- 余の適用を受け (10)の金額を、申 金の計算」欄の 余等」欄に転記 き、(8)の金額が 外国税額控除 □に「2」を記

# 書き方

1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために 必要な財源の確保に関する特別措置法(この明細書において「復興財確法」といいます。)第13条の2に規定する 分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則(以下「所規」といいます。)第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類(租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。)を添付してください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
  - (1) 「1 特定口座の配当等(源泉徴収選択口座内配当等)及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書(以下「特定口座年間取引報告書」といいます。)又は同規則第18条の15の11第1項に規定する未成年者口座年間取引報告書(以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。)を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類(租税特別措置法第8条の5 第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適 用を受けるものに係るものを含みます。)を基礎として記載します。

- (3) 「3 控除額等の計算」欄
  - イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、申告分離課税の所得がある場合は、次の@から© の場合に応じて、それぞれ次により記載します。
    - ② 申告書第一表の「税金の計算」欄の32から40及び42の金額(以下「税額控除額等」といいます。)がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額
    - ⑤ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額
    - © 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超える場合 「0」
  - ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ@から©の場合に応じて「(6) 所法第 93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。
  - (4) 上記イ②の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整 外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した 残額のうち、いずれか少ない方の金額
  - (ロ) 上記イ⑥の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額
  - (ハ) 上記イⓒの場合 「0」

3				と適用する場合と計算方法							調整外国税
		税につい		1 C II <del>3P</del> / 7 12	30 <del>30</del> 5 7 8	A ) • > C (	<b>火に</b> より間	<del>yr</del> ∪ /⊂ 1		0 ( \ /= 0	• 0
				说相当額控隊	余後の所得和	税額」 -	申告書第	<b>一表</b> の	「税金の計算	算」欄の44	の金額
		(	<b>,</b>		)			(		)	
	= _	(	)	i							
	<b>※</b> i	の計算の	結果、赤雪	字の場合は	「0」と記述	載します。					
	(2) <b>復興</b>	特別所得	税について	<b>C</b>							
	√(9	分配時	F調整外国和	说相当額控隊	余後の復興	特別所得税	額」		) ··· ii	_	
	(3) 申告	i納税額σ	計算								
	申告	書第一表	その「税金(	<b>の計算」</b> 欄(	の51の金額	··· i 及び ii	の金額の台	計額か	う <b>申告書第</b>	一表の「種	党金の計算」
	欄の50	0の金額を	きし引き、	次により記	記入します。	>					
	● 差	をし引いた	金額が黒雪	字の場合…1	00 円未満⊄	の「端数を	刃り捨てた	金額(黒	字の金額が	3 100 円未	満の場合は
	Ĺ O	])									
	● 差	きし引いた	金額が赤雪	字の場合…会	を額の頭に	「△」又は	「一」を付	けてその	ままの金額	頂	
	<u>i (</u>		<u>)</u> + <u>ii</u>	(	<u> </u>	申告書第一	-表の「税金	の計算」	欄の 50 の	金額(	)
	=			←申作	告書第一表	の <b>「税金の</b>	計算」欄の	「申告約	<b>内税額」</b> 欄	ヘ転記	

# 一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書 (令和6年分以降用)

( 令和 年分) 氏 名\_\_\_\_\_

試	験 研 究 費 の 額	1	円	税     ⑦=0の場合又は事業を開始した日の属する年である場合     ⑩     0.085
控除対	同上のうち特別試験研究費以 外の額	2		控 ⑥ $> 10\%$ の場合の控除割増率 $\left[ ( ⑥ - \frac{10}{100} ) \times 0.5 \right]$ (0.1を超える場合は0.1)
象試				割 $\begin{bmatrix} @ > 12\% かつ令和 8 年分以前の場合 \\ \left( \frac{11.5}{100} + (⑨ - \frac{12}{100}) \times 0.375 \right) \end{bmatrix}$ $\textcircled{2}$
験研究費	①のうち一般試験研究費の額 に係る税額控除の対象とする 特別試験研究費の額	3		合 ⑩ 及 び ⑫ 以 外 の 場 合
の額の計算	控除対象試験研究費の額 (②+③)	4		計 税 額 控 除 割 合 ((⑩、⑫又は⑬)+(⑩、⑫又は ⑬)×⑪) (小数点以下 3 位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)
算 令 和 8				税 額 控 除 限 度 額 [5] [5]
年分以前	平 均 売 上 金 額	5		調整前事業所得税額⑥
の場合のな				本 令 ⑥>10%の場合の特例加算割合
試験研究費	試 験 研 究 費 割 合			税 年 ③ > 4 % の 場 合 額 分 〔(⑨ - 4/100 ) × 0.625 〕 (小数点以下 3 位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)
割合の計算	(①÷⑤)	6		準     前     ⑨ < マイナス 4 % の場合
増減試	比較試験研究費の額	7	円	計 本 年 税 額 基 準 額 (⑯× (0.25+ (⑰と⑱のうち 高い割合) 又は⑲)
験研究費	増減試験研究費の額(①一⑦)	8		本 年 税 額 控 除 可 能 額 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ③ ② ③ ③ ③ ③
割合の	增減試験研究費割合			調整前事業所得税額超過構成額 ②
計算	增 ((((((((((((((((((((((((((((((((((((	9		所得税額の特別控除額(②20-②)

## 一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書(令和6年分以降用)

この明細書は、青色申告者が令和6年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。)第10条第1項に規定する試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

## 1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額(『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額)を記載してください。
- (3) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。
- (5) 「⑭」欄は、令和 6 年分から令和 8 年分までの各年分については「0.1又は」を消し、令和 9 年分以降については「又は0.14」を消します。
- (6) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法(以下「所法」といいます。)93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (7) 「②」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条第1項、第2項及び第3項

# 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書 (令和6年分以降用)

1	令和 年分	
١	节型 平海	<b>上</b> 人

試	験 研 究 費 の 額	1	円。	中 小 事 業 者 税 額 控 除 限 度 額 (④×(⑫又は0.12))
控除対象試	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	i F	調整前事業所得税額⑭
験研究費の	①のうち中小事業者の試験研究費 の額に係る税額控除の対象とする 特別試験研究費の額	3		令 本 和 年 8 ⑦ > 1 2 % の 場 合 ⑮ 0.35
額の計算	控除対象試験研究費の額 (②+③)	4	<b>1</b>	年 年 年 税 分 額
増減試験の	比 較 試 験 研 究 費 の 額	5	Ž	基 前 ⑨>10%の場合の特例加算割合 ((⑨-10) × 2 ) ⑥
研究費割へ	増 減 試 験 研 究 費 の 額 (①-⑤)	6		類 場 (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1) 合
合の計算	增減試験研究費割合 (⑥÷⑤)	7		計     本年 税 額 基 準 額 ①       (④×(⑤、(0.25+⑥) 又は0.25))
試験研究費割	平 均 売 上 金 額	8	_	
割合の計算	試 験 研 究 費 割 合 (①÷®)	9	7	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑬と⑰のうち少ない金額)
税額控	割 増 前 税 額 控 除 割 合	10		調整前事業所得税額超過構成額 ⑲
除割合	$9>10%$ の場合の控除割増率 $\left[ (9-\frac{10}{100}) \times 0.5 \right]$ $(0.1を超える場合は0.1)$	11)		
の計算	税 額 控 除 割 合 (⑩+⑩×⑪) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	Ţ	所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 ② ③ (® 一 ⑨)

## 中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(令和6年分以降用)

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条第4項に規定する中小事業者の試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、租税特別措置法第10条第1項(令和6年改正前のものを含む。)の適用を受ける年分又は 事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

## 1 記載要領

- (1) 「税額控除割合の計算⑤~⑫」欄は、令和6年分から令和8年分までの各年分の場合にのみ記載します。 なお、開業1年目については、「⑫」欄は「0.12」、「⑮」欄は「0.25」となりますので、「⑬」欄の「(又は 0.12)」を消し、「⑰」欄の「(0.25+⑯)又は0.25」を消します。
- (2) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (3) 「③」欄には、特別試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用しない特別試験研究費の額(『特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄と同じ金額)を記載してください。
- (4) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の 計算に関する明細書』の「⑩」欄の金額を記載します。

なお、0の場合は、「⑩」欄に「0.12」を記載します。

- (5) 「⑧」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額の 計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (6) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額 ( $\frac{1}{2}$ 1) ×  $\frac{事業所得の金額}{|x+y|}$  ( $\frac{1}{2}$ 2)

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法(以下「所法」といいます。)93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+i」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (7) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条第4項、第5項及び第6項

# 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)				E	モ 名					
特別試験研究費(個の計)	の額	1)	Н	調整前事業所	得和	说 額	7			円 円
控除対象済特別試験研究	費の額	2		本 年 税 額 基 (⑦× <sup>10</sup> <sub>100</sub> )	<b>基</b>	額	8			
差引対象特別試験研究到(①-②)	費の額	3		本 年 税 額 控 除 (⑥と®のうち少な			9			
同上のうち税額控除割合が30% 試験研究に係る特別試験研究 (③と⑮のうち少ない金8	ご費の額	4								
③のうち税額控除割合が25%で 験研究に係る特別試験研究	である試	(5)		調整前事業所得税額	超過棒	<b></b> 構成額	10			
((③一④) と®のうち少ない 特別研究税額控除限 (④×30/100+⑤×25/100+(③-④-⑤)	き 度 額	6		所得税額の特別控除額 (⑨-⑩)						
	特	別	試 験 研 究 費	の額の明細						
措法第10条第7項 旧措法第10条第6項 各 号 の 該 当 号	华	ŧ	別試験研	究 の 内 容		特別	試	験研	究 費	の額
12			(3)					(14)		円
第1号・第2号・第3号										
第1号・第2号・第3号										
第1号・第2号・第3号										
第1号・第2号・第3号										
第1号・第2号・第3号										
			計							
⑭の計のうち⑫が第1号 <sup>-</sup>	である朱	宇 別	試験研究に係る特	別試験研究費の額	15)					
④の計のうち⑫が第2号	 である朱	- 別	試験研究に係る特	別試験研究費の額	16					

## 特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条第7項、令和5年改正前の措法 (以下「令和5年改正前旧措法」といいます。)第10条第7項又は令和3年改正前の措法(以下「令和3年改正前 旧措法」といいます。)第10条第6項に規定する特別試験研究費の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用 します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

## 1 記載要領

- (1) 「②」欄には、『試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄又は『中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄の金額を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法(以下「所法」といいます。)93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (3) 「⑨」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑦」欄のBの金額を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

措法第10条第7項、令和5年改正案旧措法第10条第7項、令和5年改正法附則第25条、令和3年改正前旧措法 第10条第6項、令和3年改正法附則第25条

の割増償却に関する明細書
--------------

(平成 令和	年分

氏 名\_\_\_\_\_

種									類	1									
構									造	2									
細									目	3									
取		得	:	4	丰		月		日	4		•	•		•	•		•	•
取 (	ſ	賞	得却	ſ	呆	価証	7	額	額)	5	(		円)	(		円)	(		円)
償	却	の	基	礎	と	な	る	金	額	6									
耐			用			年			数	7			年			年			年
償			却			方			法	8									
償	却	率	又	は	改	定	償	却	率	9									
償			却			期			間	10		12	月		12	月		12	月
普	算		出		償		却		費	11)			円			円			円
通償却	増		加		償		却		費	12									
費	計 (⑪+⑫)						13												
割	割	増	Ű	賞	却	可		能	額	14)	(		%)	(		%)	(		%)
増	前年	から	繰り		られ た 年分の	生割堆 18)	自賞力	却可	能額	15)									
償	本 年	分	割増	貸	却 可	能	頂 計	(14)-	+(15)	16									
却	本 年	必要	更 経 費	貴 に	算 入	した	割堆	自償:	却費	17)									
費	翌年	にん	櫐 り	越し	た書	割 増	償 却	可真	能 額	18)									
償	去	[]	費	合		計	額	(13)+	- 17)	19									
未		償			却		残		高	20									

	の割増償却に関する明細書
	の剖垣側列に関する明神音

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。

この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

## 1 記載要領

(1) 標題「 の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法など に規定する

いずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《輸出事業用資産の割増償却》の適用を受けるときは「輸出事業用資産」などのように記載します。

- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作) 価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとした場合に、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧)定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年 からの割増償却費の繰越額(前年償却不足額)があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなし てその年分の普通償却費の額を計算します。

- (5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。 なお、( %)内には、その割増償却率を記載します。
- (6) 「®」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。
- (注)「⑮」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

措法第13条、第14条、第15条 等

## 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

令和 年分 氏 名\_ 租税特別措置法第10条の3 ① 第 号 第 무 第 号 第 号 第 号 第 1 項 各 号 の 該 当 号 2 類 種 資 産 機械装置等の名 称 3 区 取 得 年 月 日 4 分 指定事業の用に供した年月日 ⑤ 円 円 円 取得価額又は製作価額⑥ 取 得 額 7 (⑥又は⑥ $\times \frac{75}{100}$ ) 額 特 別 算 円 円 取 得 価額の合計 額 (8) 差引本年税額基準額残額 (⑦の合計) (15) (11-12)額控除限度 額 9  $(8 \times \frac{7}{100})$ 繰越税額控除限度超過額 (16) 年分」(前年分)) (②)の「 年 調整前事業所得税額⑩ 本 同上のうち本年繰越税額控除可能額 本 年 税 額 基 額 (⑮と⑯のうち少ない金額)  $\left(10\times\frac{20}{100}\right)$ (11) 越 年 調整前事業所得税額超過構成額 ® 本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑨と⑪のうち少ない金額) 分 本 年 繰 越 税 額 控 除 額 (19) 調整前事業所得税額超過構成額 ③ (17 - 18)所得税額の特別控除額 年 税 額 控 除 額 本 (14) (20) ((12 - (13))(14+19)꽢 年 税 額 控 除 限 超 過 額 の 計 越 前 年 繰 越 額 又 は 꽢 繰 越 額 本 年 除 可 能 額 控 本年税額控除限度額 (21-22)年 分 円 (⑰の金額) 円 年分 (前 年 分) (⑨の金額) (⑫の金額) 円 本 年 分 合 計 機 械 装 置 等 の 概 要

## 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の3第3項、第4項に規定する中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の3」と記載してください。

## 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算

した金額を記載し、同項第1号から第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を転記します。

(5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額 (※1) × 事業所得の金額 i + ii (※2)

- i…事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (6) 「⑬」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑨」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第10条の5の2第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を当該額から控除した後の額を記載します。

- (8) 「⑱」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「②」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3

の特別償却に関する明細書
--------------

 
 (平成 令和
 年分)

 氏 名

$\overline{}$					1	1		1			
種				類	1						
構				造	2						
細					3						
取	得	年	月	日	4	•	•	•	•		
事	業の	用に	 供 し	た目	5	•	•		•		
取			価	 額			円		円		円
(	賞 去			額 )	6	(	)	(	)	(	)
償	却の基		なる	金 額	7						
耐	月 月	1	年	数	8		年		年		年
償	±	<del>[</del> ]	方	法	9						
償	却率な	て は 改	定 償	却率	10						
償	去	<u>11</u>	期	間	(1)		月 2	-	月 12		月
普	算 出	償	却	費	12		円		円		円
1 1	増加	償	却	費	(13)						
却,費		計 (12)-	+(3)		(14)						
		特別償	却限	度額	15	(	%)	(	%)	(	%)
特別	を事業の用に  必要経費に算入した特別慣却費										
償	翌年への繰越(⑮-⑯)				17)						
却,費	減価償却資産を事業の用に	(18)									
	供した年の翌年	必要経費に算	章入した特	+別償却費	19						
償	却 費 合 計	額 (4)+	(⑥又)	t (19 ) )	20						
	償	却	残	高	21)						

	の特別償却に関す	る明細書
--	----------	------

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律(以下「震災特例法」といいます。)などに規定する各種の特別償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した減価償却資産については、これらの特別償却の適用はありません。

この明細書は、これらの特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

### 1 記載要領

- (1) 標題「 の特別償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける特別償却が措法又は震災特例法などに規定するいずれの特別 償却であるかを、例えば、措法第11条《特定船舶の特別償却》の適用を受けるときは「特定船舶」などのように記載します。
- (2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑬」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けること としたときに、その増加償却費の額を記載します。

なお、(旧) 定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年(事業の用に供した年) からの特別償却費の 繰越額(前年償却不足額) があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。

(5) 「特別償却費」欄の「減価償却資産を事業の用に供した年」(⑤~⑥)欄は、減価償却資産を取得した日の属する年分の事業所得の計算上これ らの特別償却の適用を受けるときに記載し、「減価償却資産を事業の用に供した年の翌年」(⑥~⑥)欄は、減価償却資産を事業の用に供した年 の翌年の事業所得の計算上前年から繰り越された特別償却限度額について特別償却の適用を受けるときに記載します。

また、「⑮」欄には、減価償却資産の取得価額(⑥の金額。ただし、措法第10条の3に規定する特定の減価償却資産などについては、⑥の金額に所定の割合を乗じて計算した金額)に、特別償却率(( %)内に記載します。)を乗じて計算した金額を記載します。

(注) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした集積産業用資産である一定の機械及び装置につき平成26年改正前の揩法第11条の2第1項の規定の適用を受ける場合で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「産業集積法」といいます。)第19条第1号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産(以下「産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産」といいます。)の取得価額の合計額が50億円を超える場合又は産業集積法第19条第2号に掲げる業種に属する事業に係る集積産業用資産(以下「農林漁業関連業種用集積産業用資産」といいます。)の取得価額の合計額が30億円を超える場合については、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額に特別償却率(( %)内に記載します。)を乗じて計算した金額を「⑤」欄に記載します。

 i 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産
 50億円 × 産業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

 ii 農林漁業関係業種用集積産業用資産
 30億円 × 優

 虚業集積法第19条第1号業種用集積産業用資産の取得価額の合計額

なお、次の場合などにおいては、「⑮」欄には、「⑥一⑭」の金額を記載します。

- ・ 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした平成28年改正前の措法第10条の2第1項第1号口に規定する特定エネルギー環境負荷低減 推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- ・ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等をした平成27年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号イに規定する特定エネルギー環境負荷低 減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- ・ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をした平成26年改正前の措法第10条の2の2第1項第1号ハに規定する特定エネルギー環境負荷低 減推進設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- ・ 産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をした平成29年改正前の措法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- ・ 平成28年4月1日以後に取得等した機械及び装置につき、特定の個人が震災特例法第10条第1項の規定の適用を受ける場合
- ・ 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の減価償却資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用 を受ける場合
- ・ 東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」といいます。)の施行の日(平成23年12月26日)から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、平成26年改正前の震災特例法第10条の2第1項の規定の適用を受ける場合
- ・ 避難等指示が解除された日から同日以後5年を経過する日までの間に取得等をした一定の特定機械装置等につき、震災特例法第10条の2の2第1項の規定 の適用を受ける根本
- ・ 平成28年4月1日以後に取得等した一定の開発研究用資産につき、特定の個人が震災特例法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
- ・ 復興特区法の施行の日(平成23年12月26日)から平成28年3月31日までの間に取得等をした一定の開発研究用資産につき、平成28年改正前の震災特例法第10 条の5第1項の規定の適用を受ける場合(※)
- ※ この場合の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。
- ・ 平成29年4月1日以後に取得等をした措法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等につき、同項の規定の適用を受ける場合
- ・ 令和6年10月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をした措法第11条の5第1項に規定する生産方式革新事業活動用資産等につき、同項の規定の適 用を受ける場合

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

措法第10条の3、第10条の4、第10条の4の2、第10条の5の2、第10条の5の3、第10条の5の5、第10条の5の6、第11条の2、第11条の3、第11条の4、第11条の5、第12条、第12条の2、震災特例法第10条、第10条の2、第10条の2の2、第10条の5 等

# 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和	牛分) ————————————————————————————————————								
促	進 区 均								
承認	恩地域経済牽引事業の内	容  ②							
資	種	類 ③							
産	構造、用途、設備の種類又は	区分 ④							
	細	<b>a b b</b>							
区	取 得 年 月	日 6			•			•	
分	承認地域経済牽引事 の用に供した年月				•			•	
取名	导価額又は製作価	額 8	円		円	円		円	円
	所 得	税	額のは	寺 別	」 控	除額	の	計 第	 算
取名	导 価 額 等 の 合 計 (®の合計)	額 9		円	調整前	事業所得税	額 4		円
1	うち機械及び装置並び 具及び備品に係る	1 (1(1)			本 年	税 額 基 準 (個× <sup>20</sup> / <sub>100</sub> )	額 (15)		
盤強	うち地域の成長発展の 化に著しく資する事業 に供 した ものに 係る	(i)				. 額 控 除 可 能 ¾	(16)		
著し	うち地域の事業者に対し い経済的効果を及ぼす 用に供したものに係る	事 12			調整前超。過	事業所得税	額		
( (	額 控 除 限 度 $(0-0)$ $\times \frac{4}{100} + (0-0)$ $\times \frac{6}{100} + (9-0)$ $\times \frac{2}{10}$	× 13				額の特別控除(⑯ - ⑰)	額 18		
		;	機械設	備	等(	の概要	-		
(									,

## 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の4第3項、令和6年改正前の措法(以下「令和6年旧措法」といいます。)第10条の4及び令和元年改正前の措法(以下「令和元年旧措法」といいます。)第10条の4第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4」と記載してください。

## 1 記載要領

- (1) 「③」欄から「⑤」欄には、特定事業用機械等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (2) 「⑧」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑬」欄は、平成31年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、

「⑩× $\frac{4}{100}$ + (⑨-⑩) × $\frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。

令和6年3月31日以前に特定事業用機械等を取得又は製作若しくは建設をした場合には、「(⑩-⑪)

 $\times \frac{4}{100} + (1) \times \frac{5}{100} + (9-10) \times \frac{2}{100}$ 」で計算した金額を記載します。

(4) 「⑭」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、 総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる 所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165条の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (5) 「⑰」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。

## 2 提出先

納税地の所轄税務署長

## 3 根拠条文

措法第10条の4、令和6年旧措法第10条の4、令和6年改正法附則23、令和元年旧措法第10条の4、令和元年改正法附則30

## 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

令	和 年分 )						氏	名_		
	ち活力向上地域等特定業務施設 備計画の認定を受けた日	1					•			
計画	画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充	型・移転型	拡充型・和	多転型	拡充	型・移転型	拡充型・移転型
 資	種類	3								
産	構造又は区分	4								
	細 目	5								
区	取 得 年 月 日	6								
分	事業の用に供した年月日	7								
取	得 価 額	8	円		円		円		円	円
	所 得 税		額の特	ŧ.	別 控	除	額	の	計 第	<b></b>
取 (	得価額の合計額 8 の合計)	9		円		说 額 基 ×20/1		13		円
同」	上のうち移転型計画に係る額	10				額 控 除 ī		14)		
	額 控 除 限 度 額(⑨-⑩)×4/100+⑩×7/100)	(1)			調整前超過	事業所得	导 税 額 戊   額	(15)		
調	整前事業所得税額	12				質の特別 ④ - 15		16		
		, <u>3</u>	建物	等	の	概	要			

### 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の4の2第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の4の2」と記載してください。

#### 1 記載要領

- (1) 「②」欄は、次の区分に応じて該当するものを○で囲みます。
  - ・「拡充型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が拡充型計画(地域再生法第17条の2第1 項第2号に定める事業に関する計画)であり、かつ、同号に規定する地方活力向上地域内で取得等した特定 建物等を事業の用に供する場合
  - ・ 「移転型」…認定された地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画(地域再生法第17条の2第1 項第1号に定める事業に関する計画)であり、かつ、同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域 内で取得等した特定建物等を事業の用に供する場合
- (2) 「③」欄から「⑤」欄には、特定建物等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造又は区分、細目を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(建設)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第 3 項第 1 号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第 33 条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (5) 「⑮」欄には、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「建物等の概要」欄には、減価償却資産が特定建物等に該当することの詳細を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の4の2

## 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

(令和6年分以降用)

T.	名	
7	2	

認定地方活力向	上地域等特定	業務施設整備計画に即	関する事項
認定年月日①・・・	新設特定業務施設の事業供用日	② ・・・ 事業実施地	域
地方事業所基	準雇用者数に	係る本年税額控除	額の計算
基準雇用者数(39)	3	移転型新規雇用者総数	14
地方事業所基準雇用者数	4	移転型特定非新規雇用者数	(5)
調整地方事業所基準雇用者数 (③と④のうち少ない数)	(マイナスのときは0) (ラ)	移転型特定非新規雇用者基礎数 ((⑬-⑭) と⑮のうち少ない数)	(マイナスのときは0)
特 定 新 規 雇 用 者 数	6	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (⑫と⑯のうち少ない数)	(1)
特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 (⑤と⑥のうち少ない数)		税 額 控 除 限 度 額 (30万円×⑦+20万円×(⑨+⑫+⑰))	18 円
移転型特定新規雇用者数	8	調整前事業所得税額	19
移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 (⑦と®のうち少ない数)	9	本 年 税 額 基 準 額 (⑪× <sup>20</sup> / <sub>100</sub> )	<b>3</b>
新規雇用者総数		100	
特 定 非 新 規 雇 用 者 数	(マイナスのときはO)	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (®と20のうち少ない金額)	20
特 定 非 新 規 雇 用 者 基 礎 数 ((⑤—⑩) と⑪のうち少ない数)	12	調整前事業所得税額超過構成額	22
移転型地方事業所基準雇用者数		本 年 税 額 控 除 額 (②一②)	23
地方事業所特別	基準雇用者数	に係る本年税額控	除額の計算
基準年	年	本年税額控除可能額	四
地方事業所特別基準雇用者数(440)	( 2 内 人	(窓と窓のうち少ない金額)	28
地方事業所特別税額控除限度額 (40万円× (20一(200內書)) +30万円× (200內書)	H 25	調整前事業所得税額超過構成額本 年 税 額 控 除 額	29
差引本年税額基準額残額	26	(②-②)   所得税額の特別控除額	30
(20-20) 基 準 雇	H <del>**</del> **-	(②+②) に 関 す る	, DH 9m
	用 者 数	に     関     す     る       ®のうち適用年の12月31日におい     基	描   期   細     準   雇   用   者   数
適用年の12月31日における雇用者の数 適用 ③D	年の前年 12 月 31 日における雇用者の数 	て高年齢雇用者に該当する者の数	(3) - (3) - (3) ) (3) - (3) - (3) )
\(\lambda\)	人	\(\)	人
地方事業所		 雇 用 者 数 に 関	<u> </u>
	月 31 日以前である場合 ① が 令		後 で あ る 場 合
適 用 年 地方事業所 数の基礎と	作別基準雇用者 はなる地方事業所 雇 用 者 数	か5第3項第16 措法第10条の5第3項第16 掲 げ る 数 号 ロ に 掲 げ る 数	5 地方事業所特別基準雇用者数の基礎と
35 P	36 人内	③	39 人内 人
令和 年	人 内 内	人    内	<b>内</b>
令和 年 内			
令和 年 内	内	内	内
本 年 分 内	内	内	内
	特 別 基 準 雇 )のうち多い数) + (③の計))	用 者 数 ⑩ △	ر

### 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の5第1項若しくは第2項又は令和6年改正前の措法(以下「旧措法」といいます。)第10条の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5」と記載してください。

#### 1 記載要領

(1) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 
総所得金額に係る所得税額(※ 1) ×  $\frac{{\bf p}$  業所得の金額  ${\bf i} + {\bf i}$  (※ 2)

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
  - ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法(以下「所法」といいます。)93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (2) 「逾」欄は、措法第10条の4の2第3項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「逾一②」とあるのは、「逾一②一『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑭」として記載します。
- (3) 「②」欄及び「③」欄には、それぞれ『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「②」欄及び「③」欄のBの金額を記載します。
- (4) 「⑩」の各欄は、旧措法第10条の5第3項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各年ごとに、同号に規定する 証明がされた数を記載します。
- (5) 「⑰」及び「⑱」の各欄は、措法第10条の5第3項第16号に規定する基準日以後に終了する各年ごとに、同号イ及び口に規定する証明がされた数をそれぞれ記載します。
- (6) 「⑱」から「⑱」までの各欄の内書には、(4)及び(5)により記載した数のうち措法第10条の5第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第3項第1号に規定する特定業務施設に係る数を記載します。
- (7) (4)から(6)までにより記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の5、旧措法第10条の5、令和6年改正法附則25

## 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

令和	年夕	7)													氏	名_						
事	業	種		目	1																	
資	種			類	2																	
産	設備等	の種類	又は区	区分	3																	
/	細			Ħ	4																	
区	取 衤	导 年	月	日	(5)					•				•	•		•	•				•
分	指定事刻	業の用に供	<b></b> もした <sup>企</sup>	年月 日	6					•				•	•		•	•			•	
取	得 価 額	又は製	具作信	五額	7			円				円			円				円			円
		所	得	税		額	の	牛	<del></del>	<del>]</del> I]	‡	空	除	:	額	の		計		草		
取(		額 の の 合	合 計		8				円	前		差 基 (	引 準 ⑪	本 8 -		税 残 ①	額 額 )	15				円
		除			9					年		超	越 税)の「	並	凸	<ul><li>余 限</li><li>年分</li></ul>	額	16				
調	整前事	事業 所	得利	兑 額	10					繰						年 編 「 能						
	年 税 ⑩ ×	額 基2 0 /	上 1 0 (		11)											よい金						
本:	年 税 氰	頁 控 除 うち少な	可自	<b>能額</b>	12					越	'	調整超	を前 過	事業		—— 得 税 成	額額	18				
所	得税額	頁超過	構质	成 額	13					- 分		本 年			光額 - 18)	控 除	額	19				
本 (	年 税 ⑫	 額 哲 _	—— E 除 ①	—— 新 )	14)						<u> </u>	—— 得利			別招	空除名	頁	20				
				翌	年	繰	越 税	額		<u> </u> 限		. 超										
	年	 分					越額 [控除]					本年	-控除	可能	≦額			<u>컞</u> (	年 ②D	繰	越 22	
							21)				10 a	\ \ ds	22	)		円				23		
	(前年	年分 E 分 )							円			金額				H						
本	: 年	= <i>j</i>	分	(9 o	)金額	頁)				((	12 T	金額	į)				外					円
合		Ī	計																			
			機	;	械		設	備	Î	等		0	)	根	ŧ	要						

### 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第 10条の5の3第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

#### 1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、 細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 i + ii (※2)

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得、配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項及び措法第10条の5の2第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項並びに措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、 当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の 金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び 「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (7) 「⑱」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「②」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災 特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、『**所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書**』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。

- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の3

## 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (令和6年分以降用)

(令和 年分) 氏 名 \_\_\_\_\_

(	(令和 年分)									
雇用	者 給 与 等 支 給 額 (付表1④)	①	Н		用者給与等支給増加額 ⑦のうち少ない金額)	16	円			
比較)	雇用者給与等支給額 (付表1⑪)	2		用者給与	等支給増加重複控除額 (付表2⑩)	17				
	者給与等支給増加額(①一②)	3	(マイナスのときは0)	(マイナスのときはO) 差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (⑯一⑰)						
	皆給与等支給増加割合 (③÷②) (②=0の場合は0)	4		1	≥ 4 % の 場 合	19				
調増整 雇加用	調整雇用者給与等支給額(付表1⑤)	5	円	項 適 (ib≥:	20%又は②=⑭>0の場合	20				
者給与生	調整比較雇用者給与等支給額 (付表 1 ⑫)	6		場 (	額 控 除 限 度 額 (8×(0.15+(9+20))	21)	円			
等支給算	調整雇用者給与等支給増加額(⑤一⑥)	7	(マイナスのときは0)		(⑪<0.03の場合は0) ≥ 2 . 5 % の 場 合					
継続雇	継続雇用者給与等支給額 (付表1「⑲の1」)	8		2 項	0.15	2				
用者給与等支給増	継続雇用者比較給与等支給額 (付表1「⑭の2」)	9		適 (15)≧ 用 の	:10%又は⑫=⑭>0の場合 0.1	23				
叉給増加割合の	継続雇用者給与等支給増加額(⑧一⑨)	10	(マイナスのときは0)	場中小	事業者税額控除限度額 (⑱× (0.15+②+②)) (④<0.015の場合は0)	24	円			
台の計算	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑪÷⑨) (⑨=0の場合は0)	11)		調整	前事業所得税額	25				
教育訓	教育訓練費の額	12	円	本 年	税 額 基 準 額 (⑤× <sup>20</sup> / <sub>100</sub> )	26				
練費増	比較教育訓練費の額 (付表1図)	13			税 額 控 除 可 能 額 は34) と36のうち少ない金額)	27				
加割合	教育訓練費増加額 (⑫ - ⑬)	14)	(マイナスのときは0)	調整前事	事業所得税額超過構成額	28				
の計算	教育訓練費増加割合 (⑭ ÷ ⑬) (⑬=0の場合は0)	15		所 得 稅	ん額の特別控除額 (②-⊗)	29				

## 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (令和6年分以降用)

この明細書は、青色申告者が令和6年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。)第10条の5の4第1項又は第2項に規定する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「⑰」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書(付表2)』の「⑫」欄の額を記載します。
- (2) 「35」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額(※1) × 事業所得の金額 (※2)

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法93)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- % 2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (3) 「⑧」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「⑯」欄のBの金額を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4第1項及び第2項

## 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(令和 年分) 氏 名 調整前事業所得税額超過額の計算 所 得 税 の 額 か ら 控 除 さ れ る 特 別 控 除 額 (①と③のうち少ない金額) (**②**のA) 円 本年税額控除可能額 1 4 年 分 の 調 整 前 業 所 得 税 額 2 本 年 税 額 基 準 額  $2 \times \frac{90}{100}$ 調整前事業所得税額超過額 (5) (1)-(4)3 調整前事業所得税額超過構成額の明細 本年税額控除可能額 調整前事業所得税額超過構成額 措法第10条の6 第1項各号の該当号 В A 円 円 第1号又は第2号 本 年 分 (6) 7 第3号 本 年 分 前年繰越分 令和 年分 8 第4号 9 本 年 分 第5号 本 年 分 10 (11) 第6号 本 年 分 (12) 第7号 本 年 分 13 前年繰越分 (14) 第8号 本 年 分 (15) 第9号 本 年 分 (16) 17) 第10号 本 年 分 (18) 19 本 年 分 第11号 20 第12号 年分 21) 22 令和 年分 震災特例法第10条 第3項若しくは第 年分 23) 前年繰越分 4項、第10条の2 第3項若しくは第 令和 年分 24) 4項又は第10条の 2の2第3項若し 25) 計 くは第4項 (26) 本 年 分 震災特例法第10条の3 第1項、第10条の3の 本 年 分 27) 2第1項又は第10条の 3の3第1項 (⑤の金額) 28) 合計

### 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の6の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

#### 1 記載要領

- (1) 「調整前事業所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間(措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。)の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年税額控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
  - ⑥ 「一般試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の②欄又は、「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑧欄の金額
  - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
  - ⑧ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑩ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」 の⑯欄の金額
  - ⑪ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
  - ⑩ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
  - ⑱ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ④ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑮ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
  - ⑯ 「給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の②欄
  - ① 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の①欄の金額
  - 18 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
  - ⑩ 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の20欄の金額
  - ② 「情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の③欄の金額
  - ⑤ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 | の⑩欄の金額
  - ③ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額
  - ② 「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において 避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合 の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

## 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

	(令和 年分)						氏 名			
事	業 種 目	1								
資	種類	2								
産	構造、用途、設備の種類又は区分	3								
	細   目	4)								
区	取 得 年 月 日	5	•	•		•			•	
分	事業の用に供した年月日	6	•	•		•			•	
取	得価額又は製作価額	7		円		円	円		円	円
	所得税	,客	頁の	特	別 控	除る	額 の 計 4	算		
	のうち⑥が令和4年3月31日以前 あるものに係る額の 計 額	8			円	((® + +(10)·	控除限月 (⑨-⑩))×15, +(⑪-⑫))×9/5 ×5/100+⑬×3/	100	(4)	円
令	のうち⑥が令和4年4月1日から 和5年3月31日までの間であるも に 係 る 額 の 合 計 額	9				調整言	前事業所得	税額	15	
内	上のうち条件不利地域以外の地域 において事業の用に供した特定基 局用認定設備に係る額の合計額	10				本 年	税 額 基 <sup>3</sup> (⑮×20/100)	準 額	16	
令	のうち⑥が令和5年4月1日から 和6年3月31日までの間であるも に 係 る 額 の 合 計 額	11)					说 額 控 除 可 ⑯のうち少ない。		17)	
内	上のうち条件不利地域以外の地域 において事業の用に供した特定基 局用認定設備に係る額の合計額	12				調整前事	業所得税額超過構	「成額	18	
令	のうち⑥が令和6年4月1日から 和7年3月31日までの間であるも に 係 る 額 の 合 計 額	13)				所 得 種	税額の特別控 (⑰-⑱)	除額	19	
	機	械	設	備	等	Ø	概要			

### 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の5の5第3項及び令和4年改正前の租税特別措置法(以下「旧措法」といいます。)第10条の5の5第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

#### 1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑤」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額( $\times 1$ )  $\times$   $\frac{ 事業所得の金額}{i+ii} ( \times 2 )$ 

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)ii …総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- (4) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑪」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。
- 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5、旧措法第10条の5の5

# 情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和		年分 )	ı			1			ı	ŀ	モ 名_			
		法第10条の5の6 第9項までの該当項	-10	第	項	穿	Ŧ	項	第	項	第	項	第	項
事業近	窗応計画	画の認定を受けた日	2		•		•	•	•	•		•		•
事	業	種目	3											
情程	V6-	種	<b>(</b> 4)											
投術 事化	資産	構造、用途、設備の種類又は区分												
業適応	区	取得年月月	+		•		•	•		•		•	<del> </del> .	•
設 等 の 明	分	事業の用に供した年月日	1 8		•		•	•		•		•		•
情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等の明細	取得	計価額又は製作価額	<b>(</b> 9		円			H		円			H	P.
事業適	支	出年月日	1 10		•			•		•	•	•		
応繰延	支	出した金額	(11)		円			円		円			円	P
		所 得 税	額	の	特	<u> </u> 別	控	除	額	Ø	<u> </u> 計 算			
調整	前事	事業所得税額	<b>1</b> 12			円	生	年 (90)	得 価 智			27		P
							産	以	ちエネルギーのF く 資 す			28		
報 〔	3のうち産	産業競争力の強化に著しく資す	る (14)					役   税 %	額 控 除	限度額	基準額	29		
技	税額		_				エ	たもの 令 取	得 価 名	)× <u>5</u> +⊗ 額の合		30		
F	本 年	-(4) × 100 +(4) × 100 J 税 額 基 準 額					程	6 #	うち生産工程を		系る額の合計額)			
業	本 年	① × <sup>20</sup> / <sub>100</sub> 〕 税額控除可能额	į .					4 小			1 (二)水 (2) (段) 5環境への負荷の			
適応		⑯のうち少ない金額)	17				効	事 1 業	低減に著し	く資するも	のに係る額	32		
以		事業所得税額超過構成額					率	以 者 後 ——	(3)-32	$) \times \frac{10}{100} + \xi$	$2\times\frac{14}{100}$	(33)		
備 :		税 額 控 除 額 ① 一 ⑧ )	19					に 中小事		ら中小事 国人に係る	業者以外 る額	34		
事	支 出 1	した金額の合計額 (⑩の合計)	20				化	業者以外			5環境への負荷の ものに係る額	35		
業	情報技術事	産業競争力の強化に著しく資する ■業適応を実施するために利用する エアのその利用に係る費用の名	21)				等	る も の		除限度 )×5 100 + (	頁基準額 多×10 100	36		
適	繰延貨	F 産税額控除限度額 ②)× 3/100 + ②× 5/100	_					生産工程	` 効率化等設 (❷+®	t備等税額控		37)		
応		税額基準額残額	i i				設	本 年	税額 (①×20 100	基 準 額 - ① - ② 〕	残額	38		
繰		$\left( \begin{array}{c} 2 \times \frac{20}{100} \end{array} - 0 \right)$	(3)				備		税 額 i とෲのうち		f 能 額 額)	39		
妣		税 額 控 除 可 能 額 のうち少ない金額	(24)				,	調整前	事業所得	<b>-</b> 税額超证	<b>過構成額</b>	40		
		事業所得税額超過構成額					等		税 (39-0	40)		41)		
産		<ul><li>税額 控除額</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><l>の<li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の</li><li>の&lt;</li></l></ul>	i 26				所		額の + 26		<ul><li>除額</li></ul>	42		
			幾	械	設 備	*	争	Ø :	概 要	Į.				

### 情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条の5の6第7項から第9項までに規定する情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応設備を取得した場合又は生産工程効率化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の6」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
- (2) 「④」欄、「⑤」欄及び「⑥」欄には、事業適応設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑨」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、 実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑫」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i… 事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii… 総合課税の譲渡所得のうちの所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除(所法165の5の3)、非居住者に係る外国税額控除(所法165の6)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (5) 「®」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「®」欄のBの金額を記載します。
- (6) 「⑤」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が事業適応設備等に該当することの詳細を記載します。
  - 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の6

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分) 氏 名

税	額控	除に	こ関す	`るま	見定	の該	€当 纟	条	1	震 (旧震	災特例法 災特例法	·第1 ·第1	.0条 l0条	・震災特 、旧震災	例法第 特例法	第10条⊄ 法第10条	) 2 · ۯ 2	震災特例	列法負 を特例	第10章 引法第	条の20 第10条の	D 2 D 2 の	)2)
等、	提出	出企業	て認定 立地促 難等指	建建計	十画の	)提出	があ	0	2														
	種							須	3														
資	構	造、	設備	の種	重類	又は	区分	分	4														
産	細						ļ	1	5														
区八	取		得	年		月	ļ	∃	6		•					•	•						
分	事	業の	用に	- 供	した	を年	月日	3	7		•			•			,						
取	得	価	額又	は	製	作(	価 奢	頂	8		円			円			円			円			円
			所	ŕ	得		税		額	の	特	另	IJ	控	除	額	σ.	) 計		算			-
	取	得	価 <sup>*</sup>		の /	合 言	計 着	額	9			円		差引本		说 額 基 ⑫—⑬		額残額	16				円
	税	額	控	除	尫	長月	变	額	10				前	繰越税				超過額	(17)				
本	本年額	<b></b> F分∉	事業	所得	等に	係る	所得	税	(1)				年	同上のう		②の計 年繰越		空除可能					
年	本	年		額 ①׬		- ¥	隼	額	12				繰越	額 (16と	: (I)O	うち少	ない	金額)	18				
分			税 額 :①の					額	13				分	調整前	事業原	斤得税額	頁超過	過構成額	19				
	調想	整前 3	事業所	ī 得利	兑額起	迢過	構成	額	14)					本 年		遂 税 額 18-19		除額	20				
	本	年		額 <sup>13</sup> 一	捏 ⑭)	E B	除	額	15				所	得 税 :		) 特 ß	川 控	除額	21)				
			<b>翌</b>	1	年	繰	ŧ	<u>哎</u>	税	額	控	除	限	度	超	過	額	の i	<u> </u>	算			
		年	分			前本名	年 年 利	稱 说	額控	除限	又 は 度 額		年	控除		能 額	等	쿞	年	(22-	-23)	<b></b>	額
	(4	年前	年 ĵの年ク	·分 分					22	)	円			(	23)		円			2	<u></u>		
	(3	年前	年 jの年タ	分 分 分)														外					円
	( 育	前々	年分	分 )														外					
	(	前 左	年 F 分	分 )														外					
		Ē	<del>]</del>									(	18の	金額)									
	本	4	丰	分		(11)	)の金	含額	)			(	(13 O)	金額)				外					
	合			計																			
						ŧ	機		械	設	備		<b></b>	<b>ξ</b> σ.		概	要	<b>돌</b>					
l																							

### 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条第3項若しくは第4項に規定する特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10」、「震法10の2」又は「震法10の2の2」と記載してください。

### 1 記載要領

- (1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、次により記載します。
  - イ 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。
  - ロ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画等の 提出のあった日(企業立地促進区域等(同項に規定する企業立地促進区域等をいいます。)の変更により新たに企業立地促進区域等に該当す ることとなる区域にあっては、当該変更について提出のあった日)及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の 全てが解除された日を記載します。
  - ハ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日(認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があった日及び変更の認定があった日)を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条第1項に掲げる特定機械装置等又は同法第10条の2第1項若しくは同法第10条の2の2第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。
- 4) 「⑧」欄には、所得税法(以下「所法」といいます。)第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得(製作)価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「⑧」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となります。 税額控除率は以下のとおりです。

イ (特定)復興産業集積区域において機械等を取得した場合

資産の種類	平成 29 年 4 月 1 日~ 平成 31 年 3 月 31 日	資産の種類	平成 31 年 4 月 1 日~ 令和 2 年 3 月 31 日	令和2年4月1日~ 令和3年3月31日
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤一 イに規定する機械及び装置	15/100	令和3年旧震災特例法 10⑤一イに規定する機械及び装置	15/	100
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤一	15/100	令和3年旧震災特例法 10⑤一口に規定す   る機械及び装置	15/	100
口に規定する機械及び装置	19/ 100	令和3年旧震災特例法10⑤一ハに規定する機械及び装置	10/	100
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤ 一ハに規定する建物及びその附 属設備並びに構築物	8/100	令和3年旧震災特例法10⑤一ニに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/1	100
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤ 一二に規定する建物及びその附	8/100	令和3年旧震災特例法10⑤一ホに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/1	100
属設備並びに構築物	8/ 100	令和3年旧震災特例法10⑤一へに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	6/1	100
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤ 一ホに規定する被災者向け優良 賃貸住宅	8/100	令和3年旧震災特例法 10⑤一トに規定す る被災者向け優良賃貸住宅	8/:	100
令和元年旧震災特例法 10 の 2 ⑤ 一へに規定する被災者向け優良 賃貸住宅	8/100	令和3年旧震災特例法10⑤一チに規定す る被災者向け優良賃貸住宅	8/100	6/100

資産の種類	令和3年4月1日~ 令和7年3月31日	令和7年4月1日~ 令和8年3月31日
建物及びその附属設備並び に構築物	8/100	7/100
上記以外	15/100	14/100

ュ\_ 企業立地促進区域等及び避難解除区域等において機械等を取得した場合

資産の種類	税額控除率
建物及びその附属設備並びに 構築物	8/100
上記以外	15/100

(6) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額(※1) × : : :: (※2)

× i + ii (\*\* 2)

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期 譲渡所得、雑所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所法93)、外国税額控除(所法95)及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- ※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。
- (7) 「⑭」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑱」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉕」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「②」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
  - この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- 2 提出先
- 納税地の所轄税務署長
- 3 根拠条文

震災特例法10、10の2、10の2の2、令和3年旧震災特例法10、10の2、10の2の2、令和3年改正法附則83、84、85、令和元年旧震災特例法10の2、令和元年改正法附則88

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(4	和年分			氏 名
被災雇用	認定地方公共団体の指定を受けた目			税額 控除限度額       (③×控除率) 又は(⑥×控除率)
者等を雇用	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の物	2	利	得 脱 本年分の事業所得に係る所得税額 8 額
した場合	同上のうち必要経費に算入される額		华	本 年 税 額 基 準 額 $(8 \times \frac{20}{100})$
避難対象雇	福島県知事等の認定、指定又は確認を受けた目	-1(4)	ž	空 本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑦と⑨のうち少ない金額)
用者等を雇	本年の適用期間内における 避難対象雇用者等に対して 支 給 す る 給 与 等 の 額	5	0	額 調整前事業所得税額超過構成額 (11) 計
用した場合	同上のうち必要経費に算入される 額	(6)		節 所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 ② (⑩一⑪)

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第 10 条の 3 第 1 項に規定する特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第 10 条の 3 の 2 第 1 項に規定する企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第 10 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法 10 の 3 」、「震法 10 の 3 の 2 」又は「震法 10 の 3 の 3 」と記載してください。

#### 1 記載要領

(1) 「⑦」欄は、震災特例法第 10 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×控除率)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、令和3年改正法附則第86条第2項に規定する平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に旧被災雇用者等に対して支給する一定の給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率)又は」を抹消し、次の認定等を受けた個人に応じ、控除率を計算した税額控除限度額を記載します。

個人	控除率
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第1号の第1欄に掲げる個人	20/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第2号の第1欄に掲げる個人	10/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第3号の第1欄に掲げる個人	15/100
震災特例法第10条の3の3第1項の福島県知事の確認を受けた個人	20/100

(2)「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

- i …事業所得、不動産所得、給与所得(所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額)、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、維所得の合計額(これらの金額は、損益通算前の金額になります。)
- ii ・・・総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額(これらの金額は、損益 通算前の金額になります。)
- ※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法(以下「措法」といいます。)第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41の3の2)、令和6年分特別税額控除(措法 41の3の3)、政党等寄附金特別控除(措法 41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法 41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法 41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法 41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法 41の19の3)、認定住宅等新築等特別税額控除(措法 41の19の4)、分配時調整外国税相当額控除(所得税法93)、外国税額控除(所得税法95)及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。
- ※2 上記の算式中の分母の「i+ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。
- (3) 「⑪」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑰」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 10 条の 3、第 10 条の 3の 2、第 10 条の 3の 3、令和 3 年改正法附則第 86 条、第 87 条

## 令和\_\_\_\_年分の総収入金額報告書

令和	年	月	日提出

住	Ī.	沂	(〒	_	-	)			フリ氏	カ	ナ名										
事	業月	沂	(〒	_	-	)			個人	. 番	号		:	:	1	:	:	- 1	:	:	
納	税士	也	(〒	=	=	)			電話	番	号										
業	種彡	名							屋雅		号号										

○ その年中の収入金額をこの表に記入してください。

			事業所得の収入金額	不動産所得 の収入金額	山 林 所 得 の収入金額
所	得	の生ずる場所	Ī		
		(住所・氏名)	F.	円	円
そ	主				
	な				
0)	得				
	意				
年	先				
中	貸				
_	付付				
0					
収	   売				
入	   却				
X	   先				
金	/ -	裏面の計の金	額		
717.	F	記以外の収入金額の	<u></u>		
額		HE OVER TO THE HE WE			
HX	1	合 計	①	2	3
					(1)+2+3)

, (電話番号) 署 名 名

※書ききれないときは、裏面に書いてください。

- その年分の確定申告書を提出していない方で、その年中の事業所得、不動産所得又は山林所得に係る総収入金額の合計額が 3,000 万円を超える場合には、この報告書をその年の翌年 3 月 15 日 (その年分の確定申告期限)までに提出しなければならないことになっています。
- この報告書を提出する際には、①個人番号(12 桁)の記入及び②報告をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

税整	通信日	付印	の年	月日	確 認	番号確認	身元確認		·連番号
務理		h					□済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証   -   その他( )	
署欄	1	年	月	Ħ			□ 未済		

F A 2 2 0 税務署長 年分の所得税及びの復興特別所得税の □令和□ 申告書 06 令和 年 個人番号 第 牛年 納税地 百 百 百 (マイナンバー 現在の フリガナ 所 表 又は 居所 氏 名 事業所等 令 職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 令和7年 1月1日 の住所 和 電話 自宅·勤務先·携帯 番号 – 特農の 表 示 整理番号 六 国出損失 修正 振替継続希望 種類 青色 分離 年分 課税される所得金額 区分 単  $\overline{\mathcal{P}}$ (30) 000 事 営業等 位は 上の⑩に対する税額 区分 業 業 1 (31) 用 Ä 収 ⑶ (32) 不動産 当 控 除 1 (33) 配 当 税 **(**1) (34) 00 給 与 減税実施済額 35 ~37 公的年金等  $\mathcal{D}$ 政党等寄附金等特別控除 00 金 住宅耐震改修 区 雑 務  $^{(\pm)}$ 業 特別控除等 分 差 引 2 一 3 - 34 - 35 (一 36 - 37 - 38 - 39 - 40 ) 額 (41) その他 Ø は  $\mathcal{T}$ 災害減免額 (42) 短 期 等 合譲 再差引所得税額 43 (43) 長 期 ع(4) 渡 の 令和6年分人 特別税額控除 数 0000 時 (#) (44)  $\widecheck{o}$ 再々差引所得税額(基準所得税額) いずれ 業 (1)(45) 事 営 等 復興特別所得税額 (2) (46) 業 農 業 か少ない方の金額 計 所得税及び復興特別所得税の額 所 (47) 不 3 産 (48) 子 4 外国税額控除等 ~ (49) (50) 配 当 (5) 源泉徴収税額 告 納 税 (6) (51) 給与 金 納税 (7)(52) 公的年金等 (第1期分・第2期分) 第3期分 納める税金 (8) (53) 00 務 納管 雑 の 税 額 そ 他 (9) (54)  $\sigma$ 修正前の第3期分の税額 10 (55) ⑦から⑨までの計 等 (還付の場合は頭に△を記載) 事 業 総合譲渡・一時 分+{(②+サ)×½} 第3期分の税額の増加額 11) (56) 00 公的年金等以外の 合 計 所 得 金 額 (12) (57) (①から⑥までの計+⑩+⑪) 社会保険料控除 (13) 配偶者の合計所得金額 (58)所 小規模企業共済等掛金控除 (14)専従者給与(控除)額の合計額 (59)資 産 (15) (60) 生命保険料控除 青色申告特別控除額 雑所得・一時所得等の か 地震保険料控除 (16) (61) 総合 源泉徴収税額の合計額 5 寡婦、ひとり親控除 🕏 0000 (62) 未納付の源泉徴収税額 √(18) 0000 分離 勤労学生、障害者控除 本年分で差し引く繰越損失額 (63) ~(20) 配偶者 0000 平均課税対象金額 (64) -22 (特別)控除 検 算 弓 変動・臨時所得金額 🕏 0000 扶養 控除 (23) (65)0000 控 除 (24) 申告期限までに納付する金額 (66)00 か 理 信 日付印 (25)(67) 000 ⑬から@までの計 延納届出額 れ 本店·支店 出張所 銀行 金庫·組合 農協·漁協 還受 損 控 (26)る 本所·支所 さ取れ 年月日 (27) 医療費控除 郵便局 預金 普通 当座 納税準備 貯蓄 金 る場 名 等 種類 28) 金 控 除 附 口座番号 金 の所 記号番号 合 (25 + 26 + 27 + 28) — 連番 号 29) 公金受取口座登録の同意 公金受取口座の利用 整理欄 名簿 整理欄区分 確認 Α В Е G

>和_	f	税務署 F月	日 4	令禾	П	) 6		Eケ	<b>}</b> (	り	所得	引税 特別	及 て 所得利	がの		申	告		T =						
納税	地	Ŧ	<u> </u>				個人番		*	個	人者	番号	は礼	复写さ	れる	ません	月日 月日	F			].[				
現在 住														フリガナ											
又(. 居		<del> </del>												氏 名											
業点	等											R&C 284				10 114 0		1111-1111-	÷	C 42		14	L-W-→	- k Ø:	entr 47E
和 7 月 1 ) 住	井田所											職業			産	号・雅号		世帝	主の月					ことの#	מיודשמי
1	辰替	継続希望	種类	頁青	色发	離匡	〕 ) 担	失	修」	连 特表	農の示	特農	整理番号						電話番号	I	≘∙勤務	先·拼 一	帯	_	
	事	営業等 🖟		7					Ī					課税さ	れる	所得金額 は第三表	30			T			0	0	0
	業	農業份		1			$\overline{\Box}$		T	T		Ħ			に対	する税額	31)			Ť		П		Ĭ	Ť
又	不動		П	(7)		T	Ħ	T	T		Ť	Ħ			<del>17 —</del> 当	控 除	32		T	Ť		П			
7	配		当	1		i	Ħ	Ï	T		Ť	Ħ	税			分分	33			Ť		П			
^	給	与分		<b></b>			П	TÌ	Ī	Ì	Ť	T	176	(特定增改集等) 住宅借入金 等特別控除	分 1	分分2	34			Ť	Ì	П		0	0
金		公的年金	: 等	$\bigcirc$			Ħ		Ī			Ħ				等特別控除	35 ~37			Ī		П		O	Ō
	雑	業務份		<b>(F)</b>			П	TÌ	Ī	Ì	Ť	T	<u> </u>	住宅耐服 特別控	震改作	多区分	38 ~ (40)			Ť	Ì	П			
湏		その他 <sup>図</sup> 分	Ħ	9			П	T	Ī	Ī	Ť	T	金	差 引 (3)-3 (-36-0	所 1 一 33	得税額 34-35 3-39-40	41)		Ī	Ť		П		ī	
-/-	総合譲	短	期	<b>(</b> T)					Ī					災害			42			Ī					
争	譲渡	長	期						Ī						所   41)	得税額	43			Ī					
	_		時	(#)					Ī				の	令和6年 特別税額抗 (3万円×人	三分 空除 数)		44			Ī		0	0	0	0
	事	営業	等	1					Ī					再々差引所	导税額(	基準所得税額 のときはO	45)			T					
	業	農	業	2					Ī					復興特		<b>斤得税額</b>	46			Ī					
沂	不	動	産	3									計	所得税及び		別所得税の額	47)								
_ [	利		子	4										外国税額			48 ~49								
导	配		当	(5)										源泉	徴↓	又 税 額	50								
_	給与	7 × ×		6					Ī				算	申 告	納48 —	税額 49-60)	51)			T					
金 -		公的年金	: 等	7					Ī					予 定 (第1期	納分・	税 額 第2期分)	52			T					
須	<del>1,44</del>	業	務	8										第 3 期	分	納める税金	\$ 53			T				0	0
决	雑	その	他	9					Ī					の 税 (⑤)—		還付される税金	54	Δ		T					
等		⑦から⑨まで	の計	10									修正	修正前の (還付の場	第3:	期分の税割 に△を記載	55								
	総·	合譲渡・- - {(回+⊕)×	- 時 ½}	11)					T				申告			額の増加額				T				0	0
	合 (①)	・ら⑥までの計+⑩	計 +⑪)	12										公的年合計	金领所名	等以外の 寻金額	57)								
	社:	会保険料控	陰除	13										配偶者の	の合計	所得金額	58								
折	小規	模企業共済等掛金	控除	14)									そ	専従者給4	9(控除	()額の合計額	59								
导	生	命保険料控	陰除	15										青色申	告特	別控除額	60								
か	地;	震保険料 控	陰除	16									の	雑所得 源泉徴4	· 一時 又税額	詩所得等の 質の合計額	61)								
6	寡婦、	ひとり親控除 🕏		17 ~(18)					0	0	0	C				段徴収税額	62								
差		· 学生、障害者	控除	19 ~20					0	0	0		他	本年分で差	€し引ぐ	〈繰越損失額	63								
	配 偶 (特別)	者 区 区 分 空除 1 2		21 ~22					0	0	0			平均課	税文	1象金額	64)								
#	扶	養控除 🖁		23					0	0	0			変動·臨時	听得金	額分	65								
か	基	礎 控	除	24)					0	0	0		延届 納	申告期限	までに終	内付する金額	66							0	0
h	13 7	から@まで0	り計	25									の出	延納	届	出額	67)						0	0	0
る	雑	損 控	除	26									還受付2				銀金	〒 車・組合 岛・漁協						本店· 出張 本所·	听
金	医排	療費控除 <sup>図</sup> 分		27)									される。	郵便局			<i>I</i> [R]	預金	-			納税準値		蓄	
湏	寄	附 金 控	除	28									金	名 等 _				種類		<u> </u>					0
	合	+ 26 + 27 +	計 ®)	29					T		T	$\exists$		記号番号      		<u> </u>		<u>الب</u>	<u>ー</u> し 公全:	<u>」</u> 受取[	 ] 本(	J <u>LLI</u> カ利F	<u>Ш</u> Я		<u> </u>

令和 [	)6	年	<b>分の</b>	所得	税及	びの		申	告書		番号							F	Α	2 3	0 4	+		
17 123				IX JT 1	יו וללנימו	F176		•		T		保	険 料 等	手 の	種 類	支	払保険	料等		うち	年末	周整等		]第
											13(4) 社貨								円				F.	
											会保業共済													表
											)、社会保険料控除)、小規模企業共済等掛金控除													(令
住所											15	新	生命	保	<del></del> )				円				F.	令和六年分用)
屋 号											生	旧	生命	保 [	 倹 料									年分
氏 名											命保		個人年											角
											険料		個人年											
											控除		護医療											第二表は、
○ 所得の内記	尺(所得					原泉徴収	税額)			_	16								円				F.	は、第
所得の種類	種目	給与な 及び「	などの支 法人番号	払者の    又は所名	名称」 E地」等	収入	金 額		数収税	_	地料震控保	地			* 料									1-
							円			円	険除	III	長期損	害保	険料									表と一絃
										1	本人にする事	₹ TĀ		寡婦		714			労争:		障害	<b>坐</b>	寺別	に提
										$\dashv$	(17)~	⊚v  L	□ 死別 □ 離婚		死不明 湯 湯	Ü	- 1100		三調以夕 耳修 学	トかつ 校 等	#.0	障	害者	緒に提出してく
										4			除に関の原				月日		損害	を受け	た資産の	)種類な	ど	く ]だ
																								たさい。
				50 J	泉徴4	又税額の	合計額			円	損害	全額			 円 保険金  補 塡 さ	・ などで れる			円差	差引損失 うち災害	額の関連		F.	
○ 総合課税	の譲渡	所得、	一時產	所得に	関する	る事項	(11)						控除に	関す	金	額			3	ち災害を出の3	金額			
所得の種類	収	入金	額円		要経		· 元	善引 釒		円	寄附	先の	1,3	170 7		,		9	寄附金	<u> </u>			F.	一族
				1			1				名;	称等												料や
												が 対 等												工命保
○ 配偶者や	親族に	関する	事項	(20~	23,34																			国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など
氏	名				個	人	番 号			$\overline{}$	続 柄配偶者	明·大	生年	月		障:	害者 特障	国外	居住年調	住宅特個	(住)	え 税 別唐	その他	支払
					+						11. 四百	昭·平 明·大	•		•	(章)	特障	图》	年調	特個	변기 (16)	別唐		証明
					+							昭·平·· 明·大			•	/ADN	200		AGM	46 Pm	703	202		
					+							昭·平·· 明·大			•	(障) (障)	特障		<b>年調</b>	特個	(16)	別房		申告
					$\pm$							昭·平·· 明·大	·		•	(障)	特障		年調	特個	(16)	別唐		中告書に添付し
<ul><li>L 事業専従</li></ul>	者に関	<u></u> する事	項(	<u> </u>								昭·平··	<b>令</b> •		•	\C)	NU.		A. 100	NUM	(9)	WO.		付し
事業専従	者の氏	名			個	人:	番 号				続柄	明·大	生年	月	Ħ	従事	月数·利	星度·仕	事の内	容真	7従者約	合与(控	除)額	なけれはならない
					+					_		昭·平 明·大	•							_				はな
 ○ 住民税・	車業沿	に関す	っ る車T									昭·平	•		•									」りない
住 非上場株	式の	非居住		配当部		株式等	<b>宇譲渡</b>		公的年金 系る住民科				特県、市区への寄附		共同募			都	道府県		Ħ	7区町村	ţ	書舞
民 少額配当	当等円	の特	例円	控 除	額円	所得割額	類性除額 円	特別省			で納付	(特化	列控除対	象)	その化	め寄	附一	条例	指定寄	·附 円	条例	指定等	附严	は添付
税 退職所得のある配例		の氏名			個	人番			)	${}$	続柄	生	. 年 月	引 日	很图	能所得を	住除く所得	全額	障害		その他	寡婦・ひ	とり到	書舞
	1700				11-4	#				7		<del></del> 明·大 昭·平	/		, AEL 1		> 111 1	円	personal land	静	調整	650	JEVIII	台紙か
事非課務	说 所 得	事 な	ど号		所名金客	<b></b>	P.	損益流不	通算の! 動 i						1		円	前年中 開(廃)	の開	始・廃	止目			きどに
業 不動産所行 税 青色申	告 特 別	控 除	額					事業月	目資産の	譲	度損失	など							前県の	事務	听等	C	)	
上記の配偶者・ のうち別居の					住所				<b>国外</b>				配偶者				給与			円	一連番号			書類は添付書類台紙などに貼ってください。
整完							管理			Ī			区分	 ]										さい
理申告区分	申告等	-				所得 種類				T		税理	士法書面提出		税理: <b>  /</b>	土署名	名・電話	番号					,	
横 特例適 法 一法	*IT*//日           			□// □		申告期限				T	<u> </u>	30	条 33条の2				_			_				
[Parises]				^	. ـــــــر	- Ivarx			9	4					' '								•	

整理

上記の配偶者・親族・事業専従者 氏

のうち別居の者の氏名・住所 名

住所

斯得税で控除対象配偶者 などとした専従者

# 

## 申告書(分離課税用)

	1, 1		1 00	1825-113377I	14176
住	所				
屋	号				
フリ 氏	ガナ 名				
	71				
					(単位は円)
	短	6n / (5)			

整理番号						番	連号				
	!	持	例	適		用	条	文			
	法				条			項	į	号	
所[法	<b>損</b> 法	震法			条の				項		号
<b>蔗</b> [法	<b>損</b> 法	農法			条の				項		뮹
所[法	損法	震法			条の		<b>の</b>		項		号

						_				1		1	(単	位に	‡円)
	短期	_	般	分	_										
	渡	軽	減	分	_	ļ			<u></u>						
77`	長期	_	般	分	Ð										
離	譲	特	定	分	$\bigcirc$										
	渡	軽	課	分	<b>B</b>										
課	一般	株式	等の記	譲渡	$\mathcal{F}$										
税	上場	株式	等の記	譲渡	9										
	上場	株式等	手の配	当等	$\widehat{\mathcal{D}}$										
	先	物	取	31	$\bigcirc$										
L	Ц		林		$\mathcal{D}$										
ý	昱		職												
	短期		般	分	68										
	譲渡	軽	減	分	69										
分	長	_	般	分	70										
離	期譲	特	定	分	71										
===	渡	軽	課	分	72										
詸	一般	株式	等の記	譲渡	73										
税	上場	株式	等の記	譲渡	74)										
	上場	株式等	手の配	当等	75)										
	先	物	取	引	76										
L	Ц		林		77)										
j	₹		職		78										
(申	告書	第一家	表の12	))	12										
所得 <i>f</i>	から差 告書	し引か 第一3	)°れる: 表の@	金額 ()	29										
	12	Ż	讨応		79								0	0	0
課	68	59 \$	讨応	分	80	_[							0	0	0
税   さ	700	71)72	対応	5分	81)								0	0	0
れ	730	74) 艾	讨応	分	82								0	0	0
所	75	文	讨応	分	83								0	0	0
金	76	文	讨応	分	84)								0	0	0
額	77)	Ż	才応	分	85								0	0	0
	78)	犮	讨応	分	86								0	0	0
	課税 「 分離課税 「	分離     課機     H     L	報     課     人     報     人     報     人     報     人     報     人     日 </td <td>分離     課題     人性     人性</td> <td>  Real</td> <td>  Recompleted Recomplete Recomp</td> <td>  Recomplements   Recompleme</td> <td>  Recompleted Recomplete Recomp</td> <td>  Recomplements   Recompleme</td> <td>  Recomplements   Recompleme</td> <td>  辞   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本  </td> <td>  Rate</td> <td>  接   接   減 分 ②  </td> <td>  日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本</td> <td>  接   軽   減 分 ②  </td>	分離     課題     人性     人性	Real	Recompleted Recomplete Recomp	Recomplements   Recompleme	Recompleted Recomplete Recomp	Recomplements   Recompleme	Recomplements   Recompleme	辞   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	Rate	接   接   減 分 ②	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	接   軽   減 分 ②

	理 号									連号					
		4	持	例		適		用		条		文			
		法					条					項	į	号	
航海	去 措	法	震法				条の			]のL			項		号
所[]	去 措	法	農法				条の			] <sub>ග</sub> [			項		号
所[]	去 指	法	震法				条の			] <sub>ග</sub> [			項		号
		79	対ル	芯 分	87										
税		80	対ル	芯 分	88										
_	税	81)	対ル	芯 分	89										
金		82	対ル	芯 分	90	Ī			Ï	Ť					
の		83	対ル	芯 分	91	T			T						
	ゆち	84)	対ル	芯 分	92				Ï	Ī					
計	額	85	対ル	む分	93	T			Ï	T					
算		86	対ル	· 分	94)	Т			Ī	T					
,	87 f	↓ から@ 書第=	りま での -表の③に	合計	95)	T			Ï	Ť					
_	株	本年:	分の <b>73</b> 、(	74)から	96)										
そ	式等	翌年以	引く繰越 以後に繰り起	並される	97)	H				t					
の	配当等	本年	失の 3	から	98					t					
	先	本年	引く繰越	から	99	$\vdash$									_
他	物取引	翌年月	引く繰越り後に繰りま	並される	100					1					_
\	- ,		失 の : の短其			事/审	元元经	<b>=</b> 1-	問っ	t 2 ]	車項				
			生ずる場		必要			1	差	引金	額	T	‡ PII ‡	空除額	酒
	"	//।च॰/		2171		C /\=		1 (	( HX )	入金額 公要紹	<u>(費</u> )		2 VI II	エトシンド	円
差	 引金	額の	の合計	·額	(101)			_							
			の合計		(102)				1	1					7
			等の調			争に	関す	つる	事項	頁	1				_
			譲渡所得 頃の 合		103										
) j	え職.	听得	に関す	する事	耳										
区:	<sub>₩</sub> Τ		D )	λ	金	額			15	贈	丽	 得 ‡	空 除	※額	

$\bigcirc$ 5	了阿	は	<b>長</b>	<b>l</b> i表 形	別侍	に関り	る事垻			
区	分	所得の生ずる場所	必	要系	圣費	差引 (収入 一必	金額 金額 要経費)	特別	控除額	頁
					円		円			円
差	引:	金額の合計額	10	0						
特	別打	空除額の合計額	102							
$\overline{}$	I TE	サナダクラ流	=E 4E	144 I -	- 88 +	マ市西	:			

○ 上場株式等の譲渡所	f得	等に関する事項	
上場株式等の譲渡所得等の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額	103		

○ 退職	敞所得に	関す	る事項										
区分	収	入	金	額		退	職	所	得	控	除	額	
一般					円								円
短期													
特定役員													
整 A	В	С	申告	等年月	月日								

整	Α	В	С	申	告等	年月	日			
理	D	E	F	通算						
横	取得 期限						特例 期間			
作制	資産		入力			申告区分				

# 令和 O 年分の 所得税及びの 復興特別所得税の

## 申告書(分離課税用)

住屋	所 号		
フリ 氏	<sup>ガナ</sup> 名 		

	整理番号								第三表
		特	例	適	用	条	文		
		法			条		項	뮹	
	所法 排	憲法 震法					項	号	2
	所法 排	憲法 震法					項	号	の用
	所法 排	進 震 法					項	号	用紙
1)									は
		⑩ 対ル	立分图						控
	税	80 対/	立分 88						控用で
	₩ 税 <b>金</b>	80 対/	立分 89						<del>}</del>
	312	图 対 /	立分 90	0					· •

								 	 	(単	位に	<u>‡円)</u>
		短期	_	般	分	$\odot$						Ш
収		譲渡	軽	減	分	(Z)						
	分	長	_	般	分	Ð						
	離	期譲	特	定	分	$\bigcirc$						
入		渡	軽	課	分	<b>Ø</b>						
	課	一船	- と株式	等の	譲渡	$\mathcal{F}$						
金	税	上場	株式	等の	譲渡	9						
		上場	株式等	手の配	当等	$\widehat{\mathcal{T}}$						
		先	物	取	31	$\bigcirc$						
額	L	Ц		林		$\mathcal{D}$						
	ì	艮		職								
		短期		般	分	68						
所		譲渡	軽	減	分	69						
	分	長	_	般	分	70						
	離	期譲	特	定	分	71)						
得		渡	軽	課	分	72						
	課	一船	2株式	等の	譲渡	73						
金	税	上場	株式	等の	譲渡	74)						
		上場	株式等	等の配	当等	75)						
		先	物	取	引	76						
額	L	Ц		林	:	77)						
	ì	艮		職		78						
				合計 表の@		12						
税				かれる: 表の@		29						
		12	ķ	讨応	分	79				0	0	
金	課	68(	69 \$	讨応	分	80				0	0	0
の	税さ	700	71)72	対応	5分	<b>81</b>				0	0	0
	れる	730	74) \$	讨応	分	82				0	0	0
計	所得	75	ķ	讨応	分	83				0	0	0
Arrien	金	76	¢	讨応	分	84)				0	0	0
算	額	77)	ķ	讨応	分	85				0	0	0
		78)	Ż	讨応	分	86				O	0	0

)											
]			79	対応分	87)						
	税		80	対応分	88						
l	金	税	81)	対応分	89						
	<u> </u>		82	対応分	90						
	の		83	対応分	91)						
	=1	額	84	対応分	92						
	計	HA	85	対応分	93						
	算		86	対応分	94)						
		87か (申告	ら943 書第一表	までの合計 長の③に転記)	95						
	そ	株式		の73、74から く繰越損失額	96						
	ر	等		後に繰り越される : の 金 額	97)						
	の	配当等	差し引	}の ⑦ から く繰越損失額	98						
	(th	先物取:		予の ⑦ から く繰越損失額	99						
	他	取引		ec繰り越される c の 金 額	100						
		 }離i	——— 果税σ	 短期・ <del>-</del>	 長期	譲渡所得に	 関す	る事	 事項		

○ 分離誌代の超期・長期議及所待に関する事項											
区分	所得の生ずる場所	必	要 縚	費	/収	入金	主額 額 経費	١	特	別控	除額
				円				円			P
差引	金額の合計額	101									
特別	空除額の合計額	102									

ン上場株式等の譲渡所	í得	等に関す	る事項		
上場株式等の譲渡所得等の 源 泉 徴 収 税 額 の 合 計 額	103				

○ 退職所得に関する事項

区分	収	入	金	額		退	職	所	得	控	除	額	
一般					円								Ħ
短期													
特定役員													

	第	,
	儿	
	表	
(	_	١
١		1

現在の住所 又は			
∇ /±	フリ:	ガナ	
Z 6 = r			
居所	氏	名	
事業所等			

## 1 損失額又は所得金額

А		経	常方	所 得	(申告書第一表	長の①から⑥ま	きでの計+⑩の	合計額)		68	円
P.	斤得	の種	類	区分等	所得の生ずる場所等	A 収入金額	B 必要経費等	⑥ 差引金額(А-В)	① 特別控除額	E	損失額又は所得金額
		短	分離 譲渡			円	円	② 門		69	Р
	譲	期	総合 譲渡					② •	円	70	
В	渡	長	分離 譲渡		71						
		期	総合 譲渡					9	円	72	
	_		時							73	
С	Щ		林			円				74)	
	退	_	般				円	円			
D		短	期							75	
	職	谷	定員								
	の	般株譲	式等 渡							76	
E	上:	場株	式等							77)	
	上	場株配計		78							
F	先	物耳	区引							79	_
		特例適用条	文	_							

## 2 損益の通算

Ē	所得の種類 (A) 通算							B 第 1 次通算後				⑥ 第 2 次通算後		D 第3次通算行		   ⑥ 損失額又は所得金額	
Α	糸	圣常	常所 得	68			円	第			円倉	第	円	第		円	円
	短期 総合譲渡 70							1					2				
В		長	分離譲渡 (特定損失額)	71)	Δ			次				欠		3			
	(付近復大銀)  -						通						次				
	_	_	時	73				算			ì	通		通			
С	L	Ц	林				>	74)			4	算		쁘			<b>3</b>
D	) 退 職										>(7	75)		算			
損失額又は所得金額の合計額											82						

(—	(
` '	1
$\bigcirc$	
٦	
0)	
用	
紙	
は	
控	
用	
7:	

		第
現在の住所	   フリガナ	
居所	丘夕	四
事業所等	八 石	表
	整理	()
\	整理工	

## 1 損失額又は所得金額

А		経	常序	听 得	(申告書第一表	長の①から⑥ま	きでの計+⑩の	合計額)		68	円
別	「得	の種	類	区分等	所得の生ずる場所等	A 収入金額	B 必要経費等	⑥ 差引金額	① 特別控除額	€	損失額又は所得金額
		短	分離 譲渡			円	円	② 円		69	H
	譲	期	総合 譲渡					② •	円	70	
В	渡	長	分離 譲渡		71						
		期	総合 譲渡					9	円	72	
	_		時							73	
С	Щ		林			円				74)	
	退	_	-般				円	円			
D		短	期							75	
	職	谷	定 5員								
	ー	般株 譲	式等 渡							76	
E	上地	場株	式等 渡							77)	
	上	場株		78							
F	先	物耳	区引					円		79	
			特例適用条	文							

## 2 損益の通算

j	所得の種類 ④ 通算					算	前		B 第 1 次通算後		⑥ 第 2 次通算後		D 第3次	通算後	⑤ 損失額又は所得金額
А	á	径官	常所得	68			円	第	円	第	円	第		円	円
	譲期総合譲渡初						1		2		2				
В		長	分離譲渡 (特定損失額)	71)	Δ			次		次		3			
	期 総合譲渡 ②							通				次			
	-	_	時	73				算		通		通			
С	Į.	Ц	林				>	74)		算					<b>②</b>
D	0 退 職								>	75		算			
損失額又は所得金額の合計額										82					

F A O O 5 9

2	翌年	11/2	1- 紹	ιı	#代 -	ナ铝	生	安百
3	祭中	レメ1お	に無	٧J	武以	9 4目	大	유민

3 翌	年以後に繰り	り越す損失額			整理番号			一 連 番 号		第四
青	色申告者	の損失の	金 額				83		円	表
居住	用財産に係る	通算後譲渡損失	の金額				84)			$ (\perp)$
変	動 所 得	鼻 の 損	失 額				85			$\bigcirc$
被資	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	A 損害金額	B 保険金などで 補塡される金額	©	差引損失額	(A - B)	(令和
災産	山 営業等・農業				Ħ	Ħ	86		円	光
災事業(産の損失	不 動 産						87			年
用額	山林						88			分
山林	所得に係	る 被 災 事 業	用資産	の 損 失	額		89		円	以降
山林	以外の所得	に係る被災事	業用資	産の損失	額		90			用)

## 4 繰越損失を差し引く計算

年分		損失の	種 類	į	A前年分までに引ききれなかった打	員失額	⑧ 本年分で差し引く損失額	○ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(⑥ − ⑥)	1
Α		ケバキなの坦人	山林以外の別	<b>所得の損失</b>		円	P.		
	純	年が青色の場合	山林所得	の損失					第四
			変動所得	の損失					一夫
  年	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外					第四表は
(3年前)	失		資産の損失	山林					`
		 居住用財産に係る通	」 算後譲渡損	L 失の金額					申
	雑			——— 失					申告書の第
В			山林以外の別	 F得の損失				円	の
	純	年が青色の場合	山林所得	の損失					第
			変動所得	の損失					_ #
   	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外					表
(2年前)	<u> </u>		資産の損失	山林					第
	失	 居住用財産に係る通	  算後譲渡捐 <del>-</del>	     大の金額					第二表と
	雑	損		失					表し
С			山林以外の別						<u></u>
	純	年が青色の場合	山林所得						緒に
			変動所得						に
   	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外					提出
(前年)	.,	+# 日巳•//刎日	放火争来用   資産の損失	山林					世
	失	 居住用財産に係る通	    首後譲渡指						て
	雑	指	24 1×10×10×10×10	失					<
本年公			生士生に依に		<u> </u> 得等から差し引く損失額	(91)	H.		たと
						92	<u> </u>	<u> </u>	ください
						93	H.		0
4 +	·л· v	ク元初取りに床	( る 株	寸 守 ル		99			
雑損	空除	: 、 医 療 費 控 除 Z	び寄附金	ዽ控除σ	計算で使用する所得	金客	頃の合計額 94	円 円	
5 翌	! 年	以後に繰り	越され	る本	年分の雑損失の	) 金	:額	) H	

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

資産	整理欄	

96

97)

# 年分の所得税及びの復興特別所得税の

## ·書 (損失申告用)

3	翌年	以後	に繰	61	越っ	ナ指	牛姐
J	立十	<i>Y</i> 1/2		• / /	, ,,,,,,	9 1 H	人份只

	3 翌	3 翌年以後に繰り越す損失額															第四
	青	色	申台	占 者	の	損失	· の	金 額						83		円	四表
	居住	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額												84			(二)
	変	変 動 所 得 の 損 失 額												85			
	被資	所	得の	種 類	被災事業	用資産の種	類など	損害の原因	損害	年月日	A 損害:	金額	B 保険金などで 補塡される金額	©	差引損失額	(A - B)	1
1	被災事業に資産の損失	山林	営業等	・農業								Ħ	P	86		円	の
	事 損 業 失	山林以外	不 動	か 産										87)			用紙
	用額	Щ		林										88			概
	山林	所	得に	に係	る被	災事	業	用資	産の	損失	額			89		円	控用
Ī	山林	以	外の	所 得	に係	る被	災事	業用資	産 0	り損失	: 額			90			用
	4 繰	4 繰越損失を差し引く計算 す															
	年分		捐	失	の	種	硩	(A)	前年分まで	に引ききれ	なかった損失額	® 本:	年分で差し引く指	失額	○ 翌年分以後に繰り越して差しる	かれる損失額(A - B)	0

### 4 繰越損失を差し引く計算

年分		損失の	種 類	į	④前年分までに引ききれなかった損	失額	® 本年分で差し引く損失額	○ 翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A − B)		
А			山林以外の別	所得の損失		円	F			
	純	年が青色の場合	山林所得の損失							
			変動所得	の損失						
年	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外						
(3年前)	失		資産の損失	山林						
	大	   居住用財産に係る通	│ 算後譲渡損 <sub>:</sub>	L 失の金額						
	雑	l 損		——— 失						
В			山林以外の別	所得の損失				円		
	純	年が青色の場合	山林所得	の損失						
			変動所得	の損失						
年	損	年が白色の場合	被災事業用	山林以外						
(2年前)	4		資産の損失	山林						
	失	 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額								
	雑	損		失						
С	71-74-	,,,	山林以外の別							
	純	年が青色の場合	山林所得の損失							
			変動所得の損失							
年	損	年が白色の場合		山林以外						
 (前年)			被災事業用 資産の損失	山林						
	失	   居住用財産に係る通								
	雑		.异1爻成/反1只7	大い <sub>並</sub> 般 						
+ = 1			# <del></del>		           	<u>a</u>	F			
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額 90 円本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額 92 円										
						92	F			
_ <del>_</del>	か <sup>(</sup>	ク 元 物 取 引 に 係	はる維所1	守寺が	ら 差 し 引 く 損 失 額	93		]		
雅 铝 t	九 『全	医 依 弗 协 於 7	71、安阳4	大地 1分 か	計算で使用する形得。	<b>今</b>	面の合計類 (の)	円		

作说江际、区域其江际及U时间显江际VII 并(区用) VIII 诗显识VII 日 识	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	95

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

6	翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	96	Р
7	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	97)	Р

	一連番号

## 令和\_\_\_\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書付表 [先物取引に係る。 る繰越損失用]

提出用

	住 所	フリガナ	
l	又は		
l	居班	氏 名	
,	事業所等		

この付表は、租税特別措置法第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1

### 1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額

円 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

### 2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

2 笠牛以後	に除り座される元初取り	川にはる頂人の目昇		
先物取引の 差金等決済 に係る所得 の損失が生 じた年分	前年分までに引ききれ なかった先物取引の 差金等決済に係る所得 の損失の額	本年分で差し引く先物 取引の差金等決済に係 る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越し て差し引かれる先物 取引の差金等決済に 係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得 等の金額の差引金額
A 年	② (前年の付表の⑦の 円金額)	③ (①と②のいずれか低い 円 方の金額) (赤字のときは0)		4 (①-③)
(3年前)				
В	(5) (前年の付表の①の金額)	(6) (④と⑤のいずれか低い方の 金額) (赤字のときは0)	(7) (⑤-⑥) 円	(8) (4-6)
年 (2年前)				
C 年	⑨ (前年の付表の①が赤字の 場合に、その赤字の金額を△を 付けずに書いてください。)	① (⑧と⑨のいずれか低い方の 金額) (赤字のときは0)	① (9-10)	② (8-10)
(前年)				

- ※ 前年分までの所得から 引ききれなかった雑損失 の金額(注)が、本年分 の先物取引に係る雑所得 等の金額から差し引かれ る場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を託載 し可いた後の金額を記載 してください。
  - (注) 所得税法第71条の 2第2項に規定する特定 維損失金額及び東日本大 震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に 関する法律第5条第1項 に規定する特定雑損失金 額を含みます。

3 申告書への記載事項

2 TDE	<b>、</b> 以心积于久			
/	る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 の 金 額 ( ※ ) )	13	(赤字のときは△を付けないで 円 書いてください。)	
①が黒字 の場合	先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額)	14)		*
の場合 (0の場合 も含みま	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 ( ① 一 ③ )	15		
す。)	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ① )	16		
①が赤字 の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 ( ⑦ + ① + ① + ② )	17		an An
				( <

「申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」 欄の砲(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの砲)に転記 」てください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」 欄の®(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の®)に転記 してください。

申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係よ失の金額」欄の⑰)に転記してください。申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑰)に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑰及び「その他」欄の鄧(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得多額」欄の冏及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の冏及び「4繰越損失を送し引く計算」欄の冏)に「0」を書いてください。

06.11

#### 申告書付表「先物取引に係 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の る繰越損失用

控

現在の 住一所

又は

居 所

事業所等

用

フリガナ 氏 名

この付表は、租税特別措置法第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)) の規定の適用を受ける方が前年から繰り越さ れた前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越 される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

控

○この用紙は

用

先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額

1 円 ください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書 の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記して

### 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

2 五十八万	いこれが、アグロインのプロイのコスク			
先物取引の 差金等決済 に係る所得 の損失が生 じた年分	前年分までに引ききれ なかった先物取引の 差金等決済に係る所得 の損失の額	本年分で差し引く先物 取引の差金等決済に係 る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越し て差し引かれる先物 取引の差金等決済に 係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得 等の金額の差引金額
A 年	② (前年の付表の⑦の 円金額)	③ (①と②のいずれか低い 円 方の金額) (赤字のときは0)		④ (①-③)
(3年前)				
B 年	(5) (前年の付表の①の金額)	(6) (④と⑤のいずれか低い方の 金額) (赤字のときは0)	⑦ (⑤-⑥) 円	(8) (4-6)
(2年前)				
C 年	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。)	① (⑧と⑨のいずれか低い方の 金額) (赤字のときは0)	(1) (9-10)	(2 (8-10)
(前年)				

※ 前年分までの所得から 引ききれなかった雑損失 の金額(注)が、本年分 の先物取引に係る雑所得 等の金額から差し引かれ る場合には、22の金額か ら当該雑損失の金額を差 1.引いた後の金額を記載 してください。

(注) 所得税法第71条の 2第2項に規定する特定 **维指生全額及び東日本大** 震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に 関する法律第5条第1項 に規定する特定雑損失金 額を含みます。

申告書への記載事項

赤字のときは△を付けないで 田) 先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 書いてください。) (13) 金 \* 貊 ( 先物取引に係る雑所得等の金額 ①が黒字 (14)  $\mathcal{O}$  (1)  $\mathcal{O}$ 金 の場合 本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (0の場合 (15) (13) (1) も含みま 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 す。) (16) 7 ①が赤字 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (17) (13) (7)+ (11)+ の場合

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」 欄ので(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの®)に転記

申告書第三表(分離課税用)の「その他」 欄の⑨(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算 |欄の⑨)に転記

申告書第三表(分離課税用)の「その他」 欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「 翌年以後に繰り越される先物取引に係る指 失の金額」欄の⑩)に転記してください。 申告書第三表(分離課税用)の「その他」 欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る捐 失の金額」欄の⑨)に転記し また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の個及び「その他」欄の倒(申告書 第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得

金額」欄のFの⑬及び「4 繰越損失を差し引 く計算」欄の⑱)に「0」を書いてください。

06.11

# 年分の所得税及びの確定申告書添付書類台紙

現在の 住 所 フリガナ 又は 居 所 氏 名 事業所等

(1)

0 し ろ

## 本 人 確 認 書 類 (写)

- 申告書を提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。
  - ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の**写し**を貼ってください。

(表面)

但所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号 平成●年●月●日生 2025年 3月31日まで有効 STERNIE OFFICE

(裏 面)



- ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方
- 「I 番号確認書類」の**写し**と「II 身元確認書類」の**写し**をそれぞれ貼ってください。
- ※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

### I 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

通知カード

氏名 マイナ

0123456789ABCDEF 1234

- (現在の氏名・住所等が記載されている場合 に限ります。)
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)



### Ⅱ身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であること を確認できる書類の写し》

- 運転免許証
- ・パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- 公的医療保険の被保険者証又は資格確認書 (写しの保険者番号及び被保険者等記号・ 番号部分を復元できない程度に塗り潰し てください。)

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類(該当するものに限ります。)などを、この台 紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

# e-Taxで送信すれば書類の添付が不要\*になります

などのうちいずれか1つ

作成コーナ



※一部の書類を除きます。

**(5)** IJ  $\mathcal{O}$ し ろ 社 会 保 険 料 (国民年金・国民年金基金) 控除関係書類 小規模企業共済等掛金 **4**) IJ 0) し ろ 生命保険料控除関係書類 3 の IJ し ろ 地震保険料控除関係書類 2 IJ の し ろ 附 金控除関係書類 IJ し ろ の 0) IJ し ろ の IJ し ろ のりしろに貼りきれない大きな添付書類については、この台紙にホチキス等で留めて、

のりしろに貼りきれない大きな添付書類については、この台紙にホチキス等で留めて、 提出をお願いします。

# e-Taxで送信すれば書類の添付が不要\*になります!



作成コーナー



### 令和 06 年分の 所得税及びの 復興特別所得税の 申告書(損失申告用)付表 (特定非常災害の被災者の方用)

F	Α	0	1	8	2	

の

付表は、

•

第二表)及び第四表と一緒に提出してください

第 一 連番 号 四 表付表

この付表は、所得税法第70条の2 (特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)、同法第71条の2 (特定非常災害に係る雑損失の繰越控 除の特例)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第5条 (雑損失の 繰越控除の特例) 又は同法第7条 (純損失の繰越控除の特例) の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後 に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

整 理番 号

フリガナ

氏 名

## 3 翌年以後に繰り越す損失額

現在の住所

又は 居 所

事業所等

○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事	事業資産特定災害損失額		1	円
業所	事業所得に係る事業用固定資産の	価額の合計額		
得	①/□≧0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください	١,	該当・非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額		(V)	円
	不動産所得又は山林所得に係る事	業用固定資産の価額の合計額		
	①∕⊜≧0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください	١,	該当・非該当

### ○ 翌年以後に繰り越す損失額

被災事     うち棚卸資産特定災害損失額     86°       事業用資産     うち 固定資産特定災害損失額     86°       うち 棚卸資産震災損失額     66°       うち 固定資産震災損失額     86°       介不動産     うち 固定資産特定災害損失額     80°       うち 固定資産標災損失額     80°       うち 固定資産標災損失額     80°       うち 固定資産特定災害損失額     80°       うち 固定資産特定災害損失額     80°       うち 固定資産特定災害損失額     88°       うち 固定資産特定災害損失額     88°													被災純損失以外	トの純損失金額	83		円
一次の	   <u>=</u>	4	由 #	<del></del>	$\sigma$	+=	#	$\sigma$	_	<b>中</b> 石	要作	牛非該当	被災純損失金額	頁(所得税法)	83'		
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額     ②       変動所得の種類 が業業開産の種類など 損害の原因 損害年月日 (公損害金額 の機能などで概念は値 の差引損失額 (必一億))     一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		Е	Ψ <u>п</u>	白	V)	狽	大	V)	址	合只			被災純損失金額	頁 (震災特例法)	83"		
変動所得の種類 情災事業用資産の種類など 損害の原因 所得の種類 情災事業用資産の種類など 損害の原因 損害年月日											要	件該当	特定非常災害系	<sup>8</sup> 生年純損失金額	83"		
所得の種類     被災事業用資産の種類など     損害の原因     損害年月日     ⑥損害金額     ⑧線盤などで機能も5億     ⑥差引損失額(⑥一⑧)       被災事業用資産の損失額     うち棚卸資産特定災害損失額     96     95     95     個別資産特定災害損失額     96	居信	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額 8											84)				
被災	変	動	所	得	1	の	損	4	ŧ.	額					85		
被		所律	导の種類	被災	事業用	資産の種	類など	損害	₹の原	因	損害	年月日	A損害金額	®保険金などで補塡される金額	©∄	<b></b>	(A-B)
事業       山林       ・農業・農業・農業・農業・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・農産・産産・農産・産産・農産・産産・産	被											•	円	円	86		円
業       木       一農業       25 固定資産特定災害損失額       (86)"         うち 固定資産震災損失額       (86)"         うち 固定資産震災損失額       (86)"         不動産 うち 固定資産特定災害損失額       (87)"         うち 固定資産無災損失額       (87)"         失額       ・・ 円 円 88         うち 固定資産特定災害損失額       (88)"         うち 固定資産無災損失額       (88)"         うち 固定資産無災損失額       (88)"         うち 固定資産無災損失額       (88)"         すち 固定資産無災損失額       (88)"         一大額       (42)         中株 100       (43)         東付非該当       (43)         一大額       (43)         中株 100       (44)         中株 100       (45)         中株 100       (46)	災			う	5	棚	卸	資産	特:	定災	害損	失 額			86'		
業用       林 月 以       うち 間定資産震災損失額       86"         うち 固定資産震災損失額       66"         介 不動産 うち 固定資産特定災害損失額       30"         うち 固定資産無災損失額       30"         大額 山林 うち 固定資産特定災害損失額       68"         うち 固定資産機災損失額       88"         うち 固定資産機災損失額       88"         うち 固定資産機災損失額       88"         資産機災損失額       68"         東件非該当       被災純損失以外の純損失金額         被災純損失金額(所得税法)       69"         被災純損失金額(所得税法)       69"         被災純損失金額(所得税法)       69"         被災純損失金額(所得税法)       69"         被災純損失金額(所得税法)       69"         被災純損失金額(所得税法)       69"	-	山		う	ち	固	定	資 産	特:	定 災	害損	失 額			86"		
資産のの損害       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı	林	展本	う	ち	棚	卸	資産	震	災損	失 額				86"		
産の日間       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	l	以		う	ち	固	定	資産	震	災損	失 額				86""		
の損失     不動産 うち 固定資産特定災害損失額     (3)"       失額     ・・ 円 円 88       類如 本 うち 固定資産特定災害損失額     (88)"       うち 固定資産無災損失額     (88)"       うち 固定資産無災損失額     (88)"       要件非該当 被災純損失以外の純損失金額 (所得税法)     (89)"       要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額 (89)"       要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額 (90)"       被災純損失金額 (所得税法)     (90)"       被災純損失金額 (所得税法)     (90)"       被災純損失金額 (震災特例法)     (90)"	l	外										•	円	円	87)		
失額     山林     うち 固定資産特定災害損失額     (88)*       うち 固定資産要災損失額     (88)**       山林所得に係る被災事業用資産の損失額     要件非該当     被災純損失金額(所得税法)     (89)**       要件該当     特定非常災害発生年特定純損失金額     (89)**       被災純損失金額(震災特例法)     (89)**       要件該当     被災純損失金額(原災特例法)     (89)**       被災純損失金額(原災特例法)     (89)**       被災純損失金額(所得税法)     (90)**       被災純損失金額(震災特例法)     (90)**       被災純損失金額(震災特例法)     (90)**			不動産	う	5	固	定	資産	特:	定災	害損	失 額	,		87)'		
A	損			う	5	固	定	資産	震	災損	失 額				~		
カラ   カラ   カラ   カラ   カラ   カラ   カラ   カラ	失										•	•	円	円	88		
世界 (大学学院) (大学学院院院) (大学学院院) (大学学院) (	額	山	林	う	ち	固	定	資産	特:	定災	害損	失 額			88'		
世界 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)				う	ち	固	定	資産	震	災損	失 額				88"		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額 被災純損失金額(震災特例法) 89" 要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額 89" 被災純損失以外の純損失金額 (90 被災純損失金額 (所得税法) 90' 被災純損失金額 (震災特例法) 90' 被災純損失金額 (震災特例法) 90'													被災純損失以外	トの純損失金額	89		円
被災純損失金額(震災特例法) (®)"  要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額 (®)"  被災純損失以外の純損失金額 (®)"  被災純損失以外の純損失金額 (®)  被災純損失金額 (所得税法) (®)  で変に、できない。 できない。	.1. +	L =C ⟨	日 に ⁄変:	7 5th	<b></b>	F # C	口 2欠	± ^	+= <i>+</i>	<b>-</b>	要作	牛非該当	被災純損失金額	頁(所得税法)	89'		
世界では、10mm では、10mm では	ш *	山 杯 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 貨 産 の 損 失 額 被災純損失金額(震災特例法)(								89"							
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額 要件非該当 被災純損失金額(所得税法) ⑨ ' 被災純損失金額(震災特例法) ⑨ '		要件該当 特定非常災害発生年特定純損失金額 《							89"								
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額 被災純損失金額(震災特例法) ⑨ "		被災純損失以外の純損失金額								90							
被災純損失金額(震災特例法) ⑨"	11, 44									90'							
要件該当特定非常災害発生年特定純損失金額 90"	шм	レノグト	Vノバ 1寺 い	- 1ポイ	シ 竹文	火争	卡州〕	貝性の	ノ損:	大領			被災純損失金額	頁(震災特例法)	90"		
											要	件該当	特定非常災害発生	年特定純損失金額	90"		

資産 整理欄

### 令和 06 年分の 所得税及びの 復興特別所得税の 申告書(損失申告用)付表

(特定非常災害の被災者の方用)

(特定非常災害の俄災者の	の万用)	第
	整理番号	匹
現在の住所 又は 居 所 事業所等	フリガナ 氏 名	表付表
		(-

この付表は、所得税法第70条の2 (特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例)、同法第71条の2 (特定非常災害に係る雑損失の繰越控 除の特例)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第5条(雑損失の 繰越控除の特例)又は同法第7条 《純損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後 に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

### 3 翌年以後に繰り越す損失額

○ 純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

事業所	事業資産特定災害損失額		1	円
	事業所得に係る事業用固定資産の	価額の合計額		
得	⑦∕□≧0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください	١,	該当・非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額		(V)	円
	不動産所得又は山林所得に係る事	業用固定資産の価額の合計額		
	∅∕⊜≧0.1のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください	١,	該当・非該当

### ○ 翌年以後に繰り越す損失額

青	色	申告					の		金額		要件非該当	被災純損失以外	の純損失金額	83			円
			者	の	+44	失		金		5		被災純損失金額(所得税法)		83'			
		<del>т</del>	19	V)	損	大	U)	址	合只			被災純損失金額	(震災特例法)	83"			
											要件該当	特定非常災害発	生年純損失金額	83"			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額									84								
変	動	所	得		の	損	5	<del>Ļ</del>	額					85			
	所得	景の種類	被災事	業用資	資産の種類	頂など	損害	<b>手の</b>	原因	į	損害年月日	A 損害金額	®保険金などで補塡される金額	Ce	:引損失額	(A)-(I	B)
被												円	円	86			円
災			う	ち	棚	卸	資 産	特	定災	( ]	引	'		86'			
事	山	営業等 ・農業	う	ち	固	定	資 産	特	定災	€ ∄	引			86"			
業	林	人	う	ち	棚	卸	資 産	震	災損	員步	- 額			86"			
用	以		う	5	固	定う	資 産	震	災損	<b>3</b>	- 額			86""			
資 産	外	不動産										円	円	87)			
の			う	5	固	定)	資 産	特	定災	き書	引 失 額			87)'			
損			う	5	固	定)	資 産	震	災損	<b>美</b> 失	ラ 額			87"			
失 額	山	林										円	円	88			
			う	ち	固	定	資 産	特	定災	( ]	引 失 額			88'			
			う	5	固	定	資 産	震	災損	<b>J</b>	₹ 額			88"			
被災純損失以外の純損失金額								89			円						
.1. 44	. =r 4	B 1- 15 7	44	··· =	- <del>//</del> 17	1 2/22	<del>.</del> Δ	10	4		要件非該当	被災純損失金額	(所得税法)	89'			
山 林 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額							被災純損失金額	(震災特例法)	89"								
						要件該当	特定非常災害発生	年特定純損失金額	89"								
								90									
								90'									
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							大积			被災純損失金額	(震災特例法)	90"					
罗						要件該当	特定非常災害発生	年特定純損失金額	90"								
	_	_	_		_		_	_	_						_		

F A O 1 9 2

(特定非常災害の被災者の方用)

万用)	第
整理 一連番号	四四
m 13	表
うに生じた損失) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付
	表

## 4 繰越損失を差し引く計算(5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

全和元年が   特定 雄 損失   (所 得 税 ) 法   日   日   日   日   日   日   日   日   日	年分		損失	の	種 類		④前年分までに引ききれなかった損失額	⑧本年分で差し引く損失額	⑥翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)	[之]
10	Α		令和元年が	要件	特定非常災	山林以外				()
令和元年が			青色の場合	該当	損失	山林				
(5年第)			令和元年が	要件	特定非常災	山林以外				
15年前   大   大   大   大   大   大   大   大   大			白色の場合	該当		山林				
(青・白)	令和元年 			要	被災純損失	山林以外				付
(青・白) 紫藍 横災軽損失 (両・角・枝 法) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	(5年前)			非該	(所得税法)	山林				表
当 (東外線版) 山 林   日本	(0 + 69)				被災純損失	山林以外	円	H		は
(4年前)   (4						山林				
(4年前)   (4		雑	特定雑損	失	(所得	说 法 )				申
(4年前)   (4			特定雑損気	<del></del>	(震災特	例 法)	円	円		告
1	В			要件	害発生年純	山林以外				
1				該当		山林				笙
(4年前)   失   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次			令和2年が	要		山林以外				<u>—</u>
(4年前)   失   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	l			白色の場合	該当		山林			
(4年前)	令和2年	損			被災純損失	山林以外				•
Table   Ta	(4年前)	失			(所得税法)	山林				第
当 (農災特例法)	(4489)			該	被災純損失	山林以外	円	円	円	
# 持定 維損 失 (所 得 税 法)						山林				表
C     (3年前)     大 投 を		雑	特定雑損	失	(所得	说 法)				
第四表と		  失 	特定雑損5	夫 夫	(震災特	例 法)	円	円	円	八
青色の場合   特定非常災害発生純   山林以外   山林   内   内   内   内   内   内   内   内   内	С			要件	被災純損失	山林以外				
(3年前)     共       (3年前)     大       (3年前) <td< td=""><td></td><td rowspan="8">損</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td>山林</td><td></td><td></td><td></td><td>ᇒ</td></td<>		損				山林				ᇒ
(3年前)     共       (3年前)     大       (3年前) <td< td=""><td></td><td rowspan="2">害発生年純</td><td>山林以外</td><td></td><td></td><td></td><td>患</td></td<>					害発生年純	山林以外				患
(3年前)     共       (3年前)     大       (3年前) <td< td=""><td></td><td>山林</td><td></td><td></td><td></td><td>卫</td></td<>						山林				卫
## (3年前)				要	変動所得	の損失	円	円		_
令和3年     (3年前)     (3年前)     (3年前)     (3年前)     (4年前 定純損失 に経現失 に経現失 に対域が、対域を持定・(所得税法) に関する。     (1日本)				件非該当	被災事業用	山林以外				緒
令和3年     (3年前)     (3年前)     (3年前)     (3年前)     (4年前 定純損失 に経現失 に経現失 に対域が、対域を持定・(所得税法) に関する。     (1日本)						山林				に
(3年前) 失 被災純損失 (所得税法) 山林以外 (所得税法) 山 林 (東 (青・白) と (震災特例法) 山 林 (アーロール・ ) 日 (アー	令和3年			要件	特定非常災	山林以外				提
(3年前) 失 被災純損失 (所得税法) 山林以外 (所得税法) 山 林 (東 (青・白) と (震災特例法) 山 林 (アーロール・ ) 日 (アー				該当		山林				出
被災純損失	(3年前)	失		要	被災純損失	山林以外				U
T				件非		山林				て
当 ( (農災特例法) 山 林   居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額   特 定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失   特 定 雑 損 失 ( 所 得 税 法 )   日   日   日   日   日   日   日   日   日						山林以外	円	円	円	
特定雑損失以外の雑損失 損失       特定雑損失(所得税法)				当		山林				だ
# 特定維損失(所得税法) R R R R R R R R R R R R R R R R R R R			居住用財産に係	る通	算後譲渡損	失の金額				さ
損 特 定 雑 損 失 ( 所 得 税 法 )		摊	特定雑損	失」	以外の雑	負 失				
大 特定雑損失(震災特例法)			特定雑損	失	(所得	说 法 )				0
		矢	特定雑損失	ŧ_	震災特	例 法)	円	円	円 ————————————————————————————————————	

資産 整理欄

#### 令和 06 年分の 所得税及びの 復興特別所得税の 申告書(損失申告用)付表

整理番号	
------	--

## 4 繰越損失を差し引く計算(5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

				(	特定非	常災害の被災者の方	<b>ī</b> 用)		笋	
整理										
表。										
4 繰	越	損失を差し	引く	(計算(	5年前	、4年前及び3年前	に生じた損失)		第四表付表二	
年分		損失	の	種 類		A前年分までに引ききれなかった損失額	®本年分で差し引く損失額	⑥翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(▲-B)	[四]	
A		令和元年が	要件該当	特定非常災 害発生年純	山林以外				(-/	
	純	青色の場合	当	損失	山林					
	4,0	令和元年が	要件該当	特定非常災 害発生年特	山林以外					
令和元年	捐	白色の場合	当	定純損失	山林				この用紙	
TOTAL	170		要	被災純損失	山林以外				畄	
(5年前)	失	被災純損失	件非	(所得税法)	山林		E		紙	
		(青·白)		被災純損失	山林以外	円	円		ば	
				(震災特例法)	山林				掉	
	雑損失	特定雑損		(所得			E		は控用です。	
	失	特定雑損失		震災特		円	円		で	
В		令和2年が	要件該当	特定非常災 害発生年純	山林以外				す	
	純	青色の場合	当	損失	山林				. °	
		令和2年が	要件該当	特定非常災 害発生年特	山林以外					
令和2年	損	白色の場合	当	定純損失	山林					
			要	被災純損失 (所得税法)	山林以外					
(4年前)	失	被災純損失	件非	(四句龙山)	山林	円	—————————————————————————————————————	円		
		(青·白) 	該当	被災純損失 (震災特例法)	山林以外	П		П		
	<del>1,44</del>	## ## ID	· ·		山林					
	雑損	特定雑損		(所得		H	H	円		
	失	特定雑損失		震災特		1 1	1 1	17		
С			要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外					
		令和3年が 青色の場合		特定非常災	山林					
		育巴の場合	要件該当	害発生年純	山林以外					
				損失	山林	円	H			
	純		要件	変動所得		1 1	1 3			
		令和3年が	非該当	被災事業用 資産の損失	山林以外					
				山林						
令和3年			要件該当	特定非常災 害発生年特	山林以外					
(3年前)	生		当	定純損失	山林					
(3年制)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		要件	被災純損失 (所得税法)	山林以外					
		(主 点)	非		山林	H	H	円		
		(青・白)	該当	被災純損失 (震災特例法)	山林以外		T T	F)	-	
		日本田町寺にて			山林					
		居住用財産に係								
	雑	特定雑損								
	損失	特定雑損		(所得和		円	円	円		
		特定雑損失	< (	農 災 特	1列 法)		П		]	

整理番号	<ul><li>連番号</li></ul>
Щ . У	m .7

### 4 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)

				`		常災害の被災者の	_	タ 理			- 連											
							1	各理			番号											
↓繰	越	損失を差し	引〈	(計算(	2年前	及び前年に生じた	損失	€)														
₣分		損失	の	種 類		A前年分までに引ききれなかった損		B本年分で差し引			繰り越して差し引き	かれる損失額(A-B)										
)			要件非該当	被災純損失	山林以外		円		F			円										
		令和4年が	該当	以外の損失	山林																	
		青色の場合	要件該当	特定非常災 害発生年純	山林以外																	
			該当	損失	山林																	
	純		要件	変動所得	の損失		円		F.			円										
		令和4年が	要件非該当	被災事業用	山林以外																	
	損	白色の場合		資産の損失	山林																	
和4年			要件該当	特定非常災害発生年特	山林以外																	
(2年前)			該当	定純損失	山林																	
	失		要	被災純損失	山林以外																	
		被災純損失	件非	(所得税法)	山林		_															
		(青·白)	該	被災純損失	山林以外		円		<u> </u>			円										
			当	(震災特例法)	山林																	
		居住用財産に係																				
	雑	特定雑損																				
	雑損失	特定雑損		(所得和			_															
		特定雑損		(震災特			円		F.			円										
E			要件非該当	被災純損失	山林以外																	
		令和5年が					以外の損失	山林														
		青色の場合					要件。	要件該	要件該	特定非常災害発生年純	山林以外		_									
					山林		円		—————————————————————————————————————			円										
	純		要件非該当	変動所得								[]										
		令和5年が 白色の場合		非該	非該	非該	非該	非該	非該	非該	非該	非該	非該	被災事業用	山林以外							
	損			資産の損失 特定非常災	山林																	
和5年			要件該当	害発生年特	山林以外		_															
前年)	失		当	定純損失	山林		円					円										
Fij <del>* -</del> /		LL W / Ele vi	要件	被災純損失	山林以外		1 3			'												
		被災純損失	非		山林																	
損		(青・白)		被災純損失 (震災特例法)	山林以外																	
		<b>尼</b> 公田県立には			山 林																	
		居住用財産に係																				
	雑	特定雑損																				
	損 失	特定雑損																				
++-		特定雑損分				目体から光しコンセナボ	(A)		P.													
						导等から差し引く損失額 	91															
			_			から差し引く損失額	92															
本 年	分(	の先物取引	に係	らる 雑 所 行	号等か	ら差し引く損失額	93		P*.	']												

#### 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特	定	雑	損	失	以	外	の	雑	損	失	の	金	額
特	定	雑	損	失	(	所	得	税	法	)	$\mathcal{O}$	金	額
特	定	雑	損	失	( 層	震 纷	泛特	生 例	」法	; )	の	金	額

95	円
95	円
95"	円

資産	整理欄	

# **令和** 回る 年分の 所得税及び 申告書 (損失申告用) 付表

整理番号
------

#### 4 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)

1   接越損失を差し引く計算 (2 年前及び前年に生じた損失)   日   日   日   日   日   日   日   日   日					(特定	E非常災害の被災	そ者のた	7用)	•							
1   接越損失を差し引く計算 (2年前及び前年に生じた損失)   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日							# 1	整理		$\overline{}$						
指 失 の 種 類   機以純別   機以   機以   機以   機以   機以   機以   機以   機							_1	# 7   L J L J L J L J L J L J L J L J L J L								
###	1 繰越	詂	員失を差し	引 <	〈計算(2年	前及び前年に生	じた損タ	€)			<u>8-8)</u>					
#	F分		損失		種 類	④前年分までに引ききれな		⑧本年分で差し引く		後に繰り越して差し引かれる損失額(ク	A-B)					
#				要件非	1/2/2/11/2/2/2/	以外	円		円		川					
#	+15	1			Щ	林										
#		ì	青色の場合	要件		以外										
##		ļ		_	損失 山						_					
14	純	į		要件					H							
14			会和4年が	非該		以外										
本	損				11.						_					
(青・白)     要機能災総損失 (青・白)     機災総損失 (所得税法) 被災総損失 (原得税法) 被災総損失 (環災特別法) (環外制法) (国际制度) (国				安	害発生年特						_					
横災純損失   (情・白)	<b>π±\ #</b>	.		当	ALIFOTRY						_					
(青・白)   非   該	年則/ 大				/=c/= T/ \_						_					
Table   Ta										Н Н						$\blacksquare$
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額   特定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失   特定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失   特定 雑 損 失 ( 所 得 税 法 )		``` '''		(Z///d//////				13								
# 特定雑損失以外の雑損失		ŀ	日八四川寺に左		Г						_					
## 特定 雑損失 (所得税法) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円											_					
特定報損失   農災特別法   山林以外   青色の場合   要 特定非常災害   海炎年年純   海炎年年純   資産の損失   山林以外   資産の損失   山林以外   山林以外   東寺定非常共   資産の損失   山林以外   東寺定非常共   定純損失   上地林以外   山林以外   上地林以外   上地林山	雑	<u> </u>									$\dashv$					
特定報貨 大   (展 欠 付 内 仏 )	損   失	-					<u> </u>		<u></u>		=					
青色の場合   要件   特定非常災   山林以外   一円   円   円   円   円   円   円   円   円		+	特定維損を		1.1.11	·	- 13		- ',							
青色の場合   大   特定非常災害発生年純   山林以外   円   円   円   円   円   円   円   円   円			人和工生长	件   非   該	NA 044						_					
A					H-1											
(4) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本			1,0 - ,,,,	件  該	害発生年純						-					
15	¢.+:	-			13474		円		円		円					
15年	术电	F		件	1,1,14						$\dashv$					
15年				該当	次立の担告						$\dashv$					
(年) 失     要被災純損失 (所得税法) 山 林以外 (所得税法) 山 林 (所得税法) 山 林 (所得税法) 以 (所得税法) 山 林 (別税(利益) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本		1	白色の場合		特定非常災 山林						$\neg$					
(年) 失     要被災純損失 (所得税法) 山 林以外 (所得税法) 山 林 (所得税法) 山 林 (所得税法) 以 (所得税法) 山 林 (別税(利益) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	, , ,			該当	害発生年特 ──											
被災純損失 (青·白) 核 核災純損失 (香) (所得税法) 山 林 被災純損失 (香) (所得税法) 山 林	(年)	:			1,1,11		円	<u> </u>	円		円					
(青・白) 非 数災純損失 山林以外			被災純損失	件	/=r484X+)	林										
)/ /==((4+/a)+)					被災純損失 山林	以外										
					/命(((H/pl)+)	林										
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		ľ	居住用財産に係	る通	算後譲渡損失の金	<b>注</b> 額										
な 特定雑損失以外の雑損失	加	<u></u>	特定雑損	失」	以外の雑損	失										
	損	∄	特定雑損	失	(所得税法	; )										
失 特定雜損失 (震災特例法)			特定雜損失	夫	震災特例法	<u> </u>										
年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額 ⑨ 円	年分の	<u> </u>	-般株式等及び_	上場	株式等に係る譲渡	要所得等から差し引く損	失額 91		円							
S年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額 ⑨ 円	年分	の	上場株式等	に 1:	系る配当所得	等から差し引く損気	<b>キ額 92</b>		円							
k 年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額 ⑨3 円	5 年 分	O	つ 先 物 取 引 (	に係	くる雑所得等	から差し引く損労	€額 93		円							
推損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 兜 円		除	、医療費搾	除刀	ひ寄附金控	<u></u> 除の計算で使用する	所得金额		94		円					

### 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特	定	雑	損	失	以	外	の	雑	損	失	の	金	額
特	定	雑	損	失	(	所	得	税	法	)	$\mathcal{O}$	金	額
特	定	雑	損	失	( 層	更多	泛特	寺 例	」法	; )	の	金	額

95	円
95	円
95"	円

# 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算書

(令和	年分)	氏	名
( 1) (1)	$\pm 37$		<sup>7</sup> LJ

この計算書は、公的年金等に係る雑所得がある方で、各種の所得の損失額 (赤字) を他の各種の所得の黒字から差し引く方が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額を計算する場合に使用します。書き方については裏面を読んでください。

#### 1 損失額又は所得金額

Α	公 (E	的年: #告書	金等に係る 第一表の「①	雑所得以外の経常所得 )から⑥までの合計額」及で	: び「⑧及び⑨の合計額(赤写	マのときは0)」の合計額)	1	H
	所	得の	種 類	A 差引金額	B 「譲渡」の通算後	© 特別控除額	(D)	損失額又は所得金額
		短	分離譲渡	А	F		2	円 
	譲	期	総合譲渡			H	3	
В	渡	長	分離譲渡				4	
		期	総合譲渡			P	5	
		_	時		(赤字のときは0)		6	
С		山	林				7	
D		退	職	円			8	(赤字のときは0)
		一般 の i	株式等 譲 渡				9	
Ε		上場の	株式等 譲 渡				10	
		上場の配	株式等 当 等	(赤字のときは0) 円			11)	
F		先物]	取引等				12	(赤字のときは0)

#### 2 損益の通算

										-				
	所得	事 の	種 類		A) 通	算	前		B 第1次通算後	Ž	© 第2次通算後	0	第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
Α			等 に 係 る の経常所得	1			円	第	円	第	円	第	F	P
	譲	短期	総合譲渡	3				1		2				
В		長	分離譲渡 (特定損失額)	4	Δ			次		_   次		3		
	渡	期	総合譲渡	5				通		通		次		
		_	時	6				算				通		
С		山	林				>	7		算				
D		退	職						>	8		算		
損	損失額又は所得金額の合計額 ③													

### 3 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)	② 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(5)	⑪ 欄 の 金 額 円
(2)	④ 欄 の 金 額 (赤字のときはO)	円	(6)	① 欄の金額 円
(3)	⑨ 欄 の 金 額 (赤字のときは○)	円	(7)	① 欄 の 金 額 (赤字のときはO)
(4)	⑪ 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	(8)	公的年金等に係る雑所 得以外の合計所得金額 ((1)~(7)の合計の金額) (申告書第-表の⑤欄に転記します。) 円

#### 聿 き 方

「損失額又は所得金額」の各欄 ) 「A 公的年金等に係る雑所得以外の経常所得」欄 申告書第一表の「①から⑥までの合計額」及び「⑧及び⑨の合計額(赤 字のときはの)」の合計額を記入します。なお、所得金額調整控除の適用 がある場合は、⑥の代わりに『確定申告の手引き』10 頁の「C-F」の Aがまた会社1 ませ 金額を合計します。

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所 得がある場合に記入します。

[A 差引金額」欄

「分離譲渡」の各欄には『譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算 明細書)【土地・建物用】』に記載した収入金額から必要経費等の金額を 差し引いた金額を、 「総合譲渡」の各欄には「譲渡資産の収入金額」 「譲渡資産の取得費など(注)」を差し引いた後の金額を、それぞれ 記入します。

(注) 譲渡資産の取得費(既に必要経費として算入した金額を除きます。) から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要 した費用などの合計額をいいます。

「B 譲渡の通算後」欄

「譲渡」の「⑧ 譲渡の通算後」欄は、次により記入します。 「譲渡」の「④ 差引金額」欄の金額が全て赤字(0を含みます。) 又は黒字(0を含みます。)の場合には、「④ 差引金額」欄の金額

なるのまま転記します。 「譲渡」の「② 差引金額」欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引後の金額を記入します(赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。)。

「短期・分離譲渡」の赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から 差し引きます

(注) それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益 の通算をすることはできません。 「長期・分離譲渡」の赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から

| 「長別・力解は後」の赤子は、「短別・力解は後」の無子から 差し引きます。 (注)引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額(「居 住用財産の譲渡損失」又は「特定居住用財産の譲渡損失」の金 額をいいます。以下同じです。)の金額を除き、損益の通算を することはできません。

「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きま m 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きます(「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。)。ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きます。「一時」の「® 譲渡の通算後」欄は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額(赤字のときは0)を記入します。

「⑥ 特別控除額」欄 「総合譲渡」の「⑥ 特別控除額」欄は、次により記入します。 ・「総合譲渡」の「⑧ 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が50万円までの場合…それぞれ「⑱ 譲渡の通算後」欄の金額(赤字のときは0)を記入します。

るはり、を記へします。 「総合譲渡」の「® 譲渡の通算後」欄の金額の合計額が 50 万 円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ「総合譲渡」 の「® 譲渡の通算後」欄の金額を記入します。ただし、「短期」と 「長期」の合計額は 50万円が限度になります。 「一時」の「② 特別控除額」欄は、「⑧ 譲渡の通算後」の金額が

50 万円までの場合にはその金額を、50 万円を超える場合には50 万 円を記入します

「⑩ 損失額又は所得金額」欄 「⑪ 損失額又は所得金額」欄には、「⑱ 譲渡の通算後」欄の金額か 「⑫ 特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。 「® 譲渡の通算後」欄の金額が全て赤字(0を含みます。)の場合

には次により記入します。 ・ 「総合譲渡」欄には、「® 譲渡の通算後」欄の赤字をそのまま転

記します 「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離 譲渡」の「® 譲渡の通算後」欄の赤字のうち、特定損失額がある 場合には、その赤字を転記します。

「® 譲渡の通算後」欄の金額が全て黒字(0を含みます。)の場合

○ 「⑧ 譲渡の通算後」欄の金額か全て黒子(Uを占みます。) い物のには、そのまま転記します。
: 「⑨ 譲渡の通算後」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」(特定損失額に限ります。) 欄の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引後の金額を記入します。
- それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」(特定損失額)欄の赤字がある場合には、引ききれない赤字を金額の頭部に△をは」て皐ス」 ‡ ナート記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場

上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場 付して記入します。 また、 合には「0」を記入します。

山林」欄

」 し 山外」 側 山林所得がある場合に、『山林所得収支内訳書(計算明細書)』で計算した山林所得がある場合に、『山林所得収支内訳書(計算明細書)』で計算した山林所得金額は、収用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円の特別控除の特例(措法33条の4)などを受けている方は、特別控除後の金額を記入します。

「D 退職」欄

退職所得がある場合に記入します。

「A 差引金額」欄

退職所得の収入金額の合計額から退職所得控除額(注)を差し引いた

金額を記入します。 (注) 計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

「① 損失額又は所得金額」欄 退職所得金額を記入します

(注) 計算方法については、『確定申告の手引き』等をご覧ください。

「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄は、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に記入します。

式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に記入します。 「上場株式等の配当等」欄は、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。 「上場株式等の配当等」の「② 差引金額」欄 分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額から、 分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するため に要した負債の利子(株式を買ったり出資をしたりするために借り入 れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係る ものは除きます。)の額を差し引いた金額(赤字のときは0)を記入し ます

「型損失額又は所停金額」欄 「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、『株式 等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」 の「一般株式等」又は「上場株式等」の⑪欄の金額(「上場株式等の 譲渡」欄にあっては、赤字のときは『令和二年分の所得税及び復興特 別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算 及び繰越控除用)』の⑤欄の金額の頭部に△を付した金額)を、それ ぞれ転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明 でれい記します。たたし、『株式寺に保る譲渡所侍寺の金銀の計算明 細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用 されている方は、その「1 所得金額の計算」の「一般株式等」又は 「上場株式等」の⑮欄の金額(赤字のときは『令和\_年分の所得税及 び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失

び復興特別所得祝の催定甲告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失 の損益の計算及び繰越控除用)』の⑩欄(一般株式等)又は⑫欄(上 場株式等)の金額の頭部に△を付した金額)を転記します。 「上場株式等の配当等」の欄には、「② 差引金額」欄の金額を転記 します。ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分 の分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除( 益の通算)する場合は、『令和一年分の所得税及び復興特別所得税の 確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控 除用)』の⑩欄の金額又は『令和一年分の所得税及び復興特別所得税 の確定申告書は、(独定投資株式)に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控 除用)』の⑩欄の金額又は『令和一年分の所得税及び復興特別所得税 の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び 繰越控除用)』に係る付表の⑬欄の金額を転記します。

「F 先物取引」欄 分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、 『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の⑫欄の金額 (赤字のときはO) を「D 損失額又は所得金額」欄に転記します。

#### 損益の通算

・ | 通算前||の各欄、「山林||の「® 第1次通算後||欄及び「退職| 

「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を転記します。ただし、「④」 欄は、「1 損失額又は所得金額」の「④」欄が黒字(0を含みます。)の

(欄は、「「現人職人は所付金額」 (\*) 「倒か点子 (\*) できみょう。) が場合には転記しません。 ) 「 (\*) 第 1 次通算後」の各欄 イ 「 (\*) 通算前」の A、B 欄の金額がともに赤字か黒字の場合…「 (\*) 通

「® 第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場

「® 第1次通算後」 WA、B、「MODE TRANS COLOR」 W ボーラング 合…「® 第1次通算後」欄の金額をそのまま転記します。
「® 第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑥ 第2次通算後」欄 に記入します。

、「⑧ 第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合…C欄の赤字を、①から⑥欄の順に差し引き、その差引後の金額を20のハと同様に、「⑥ 第2次通算後」欄に記入します。

「① 第3次通算後」の各欄

「⑥ 第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が 黒字の場合…A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑩ 第3次通算後」欄に記入

イ以外の場合……「© 第2次通算後」欄の金額をそのまま転記しま

「® 損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し の金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に △を付して記入します。

#### 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算

(1)~(6)欄については「1 損失額又は所得金額」の各欄の金額を、(7)欄については「2 損益の通算」の③の金額を、それぞれ転記します。 (8)欄の金額((1)から(7)までの合計額)が、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額となりますので、申告書第一表の⑩欄に転記してください。

# 被災した住宅、家財等の損失額の計算書

主 所					氏	名			
損害年	月日	損害の原因							
	住 宅	· 家	財	等	の損	失	額の	計算	
住	宅	D	種	類	住宅・そ	その他(	)	住宅・その他	( )
住	宅 (	カ	区	分	平屋・二階	書・その他	( )	平屋・二階建・そ	の他 ( )
住	宅(	か	構	造			・鉄筋コンクリート )	木造・鉄骨鉄筋22 鉄骨造・その他	
住	宅の	取 得	年	月		年	戶 月		年 月
住	宅 の	床	面	積			m²		m²
被	害	の	X	分	全壊・流失・一部破損・			全壊・流失・埋没・一部破損・床上浸	
浸	水	時		間	2 4 時間以	以上・ 2	4時間未満	24時間以上・	2 4時間未満
土	砂 (海	水 ) 0	つ 流	入	有	•	無	有 •	無
1	(1) 取 得 価 額 等 住 宅 の			合 額 ①			円		円
住	(2) (1) 以			合 ②	=	刊/m²×	m²		m² ×m²
宅	1 m <sup>3</sup> 当 た り の 3 (①・②) × 0 . 9				=_		円	=	円
の	×経過年数 ( 被災直前の時価相当		(a) - (a)	$\perp$					
損	損害額(④×被			_					
失	保険金などで								
額	差引損失額	į (5	- 6	) ⑦					
2	(1) 取得価額等 家財の時価の合			. 1 (8)					円
家	家族構成 (2) (世帯主の年齢			(9)					円
財	生計を一にす	<sup>-</sup> る親族に』	よる加算を	g g	大人 1,3	00,00	0 円×	_人 =	円
0	(1)以 大人 (18歳以上の 外の 子供 (18歳未満	の者) 1 人につき の者) 1 人につき		10	子供 8	00,00	0 円×	_人 =	<u>円</u> 円
損	場合被災直前の限			) (1)	н			<del></del>	—————————————————————————————————————
失	損害額 ((⑧・⑪)	×被害割合(	(%)	) 12					
額	保険金などで	補塡され	n る 金	額 ⑬					
	差 引 損 失 額	į ( 12	- 13	) [4]					
	普 通 取	・ 軽 の 得 年	区 分 月		普	通 年		普通	<ul><li>軽</li><li>年</li><li>月</li></ul>
3	車 両 の	取 得	価	額 15			円		円
車両	(5) × 0 . 9 × (	賞 却 率 × ) (	経 過 年 (年						
0	被災直前の時価		(15) — (16)	) ①					
損	損害額(⑪×被								
額	保険金などで								
¥	差 引 損 失 額		- 19 - 10 ± 20 )	-					
差	引損失額の台	i it ((()) +	- (4) + (20)	21)					

## 書き方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損害年月日」欄: 災害の始まった日を記載してください。

「 損 害 の 原 因 」 欄 : 「○○地震」などと記入します。 「 住 宅 の 種 類 」 欄 : 該当するものを○で囲んでください。 「住宅の区分」、「住宅の構造」欄: 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を〇で囲み、( )内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「**住宅の取得年月**」欄: 住宅の取得年月を記載してください。 「**住宅の床面積**」欄: 住宅の総床面積を記載してください。 「**被害の区分**」欄: 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「 浸 水 時 間 」 欄 : 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄: 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で

囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄: 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨

てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取

得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄: 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかでない場合は(2)により計算してくだ

さい。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該

別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。 ⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄: 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。 ⑥欄の償却率は、**参考2**の種類の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨

てます。

①欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取

得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

二 「保険金などで補塡される金額欄: 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額が

その対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により

配分したところにより、記載してください。

#### 参考1:住宅の構造別耐用年数表

	構造	耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンク	フリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015
れんが造、石道	<b>き又はブロック造</b>	57年	0.018
	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
金属造	骨格材の肉厚3㎜ 超4㎜ 以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0. 036
木造又は合成権	期旨造 1	33年	0. 031
木骨モルタル流	± =	30年	0.034

- (注1) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。
- (注2) 償却率は、旧定額法で記載しています。
- (注3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

#### 参考2:車両の種類別耐用年数表

種類	耐用年数	数 1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6年	9年	0.111
軽自動車	4年	6年	0. 166

#### 参考3:被害割合表

157N	7117	サばハ	被害	<b></b>	\dz
区分	1992	:害区分	住宅	家財	摘要
	全壊・流生	夫・埋没・倒壊			被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準っ	(倒壊に準ずるものを含む)			住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50%以上 であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70% 以上である場合
損壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合	
		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当 の復旧費を要する被害を受けた場合	
	床上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以 外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。
	1.5m以上	二階建以上	55 (40)	85 (70)	なお、長期浸水 (24 時間以上) の場合には、各割合に 15% を加算した割合を使用します。
	床上	平屋	75 (60)	100 (100)	・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合 は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用
	1 m以上 1.5m未満	二階建以上	50 (35)	85 (70)	します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用し
浸水	床上	平屋	60 (45)	90 (75)	ている場合をいいます。
	50cm 以上 1 m未満	二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上	平屋	40 (25)	55 (40)	
	50cm 未満	二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床下		15 (0)	_	

<sup>(</sup>注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100% とする など、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考4:地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)【令和6年分用】

(単位:千円)

T		鉄骨鉄筋	鉄筋	早位:十円)
	木造	コンクリート造	コンクリート造	鉄骨造
全国平均(注)	207	318	304	294
北海道	234	318	304	294
青森	208	318	353	294
岩手	222	318	352	294
宮城	207	318	304	294
秋田	207	318	304	294
山形	224	318	304	294
福島	212	318	370	294
茨城	207	318	304	294
栃木	211	318	304	294
群馬	207	318	304	294
埼玉	207	318	317	296
新潟	227	318	304	294
長野	255	328	337	294
千葉	207	354	304	294
東京都	217	349	385	354
神奈川	207	383	333	328
山梨	234	318	306	294
富山	226	318	304	294
石川	226	318	308	314
福井	216	318	304	300
岐阜	213	318	304	294
青争[四]	216	318	304	294
愛知	207	318	304	294
三重	228	318	304	294
滋賀	207	318	304	294
京都	207	318	304	312
大阪	207	353	304	294
兵庫	207	341	304	294
奈良	207	318	311	294
和歌山	207	318	304	294
鳥取	225	318	304	294
島根	239	318	304	294
岡山	225	318	304	294
広島	207	318	304	310
山口	223	318	304	294
徳島	217	318	304	294
香川	219	474	304	294
愛媛	212	318	304	294
高知	230	437	304	294
福岡	207	318	304	294
佐賀	207	414	304	294
長崎	207	318	304	294
熊本	207	318	304	294
大分	209	318	304	294
宮崎	207	318	304	294
鹿児島	207	318	306	294
沖縄	207	318	304	299

(注) 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

参考5:家族構成別家財評価額

. 2 S2.02(11)/031/S2(11)   Image:		
世帯主の年齢	夫 婦	独身
歳	万円	万円
~ 29	500	
30 ~ 39	800	
40 ~ 49	1, 100	300
50 ∼	1, 150	

<sup>(</sup>注1) 大人 (年齢18歳以上) 1名につき130万円を加算し、子供 (年齢18歳未満) 1名につき80万円を加算します。

<sup>(</sup>注2) 配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人1名分(130万円)を差し引いて計算 します。

# 被災した家財の個別明細書

(この用紙は、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の2(1)を計算する場合に使用します。)

1)	品	名	②取得年月	③ 取 得 価 額	④(③×0.9×償却率×経過年数)	⑤ 時	価(③-④)
			年月	円	円		F
			•		, ,		
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
			•				
	合	計					

# 居住形態等に関する確認書

#### Confirmation of the Type of Resident Status etc.

(令和	1 6	年	分)

氏 名					
Name (Last, First, Middle)					
住所又は居所					
Domicile or residence					
電話番号					
Telephone number					
国 籍					
Nationality					
在留力一ド番号等 Residence Card number or					
Alien Registration number					
	居住形態等 (Type of Resident Statu	us)			
1 下記事項を記 	只入してください。(Please fill out the following items.)	<b>/</b> \	(	( <del>-</del> )	
   (1) 当初の入国	年月日 (Date of original entry into Japan)	(Year) 年	(Month) 月	(Day) 日	
	1-71 H (Date of original entry into Japan)			H	-
(2) <u>在留資格(</u>	(Visa status in Japan)				-
(a) <del>/.</del> (57.111188	(D				
(3) 在留期間	(Permitted period of stay in Japan)				-
2 令和6年中に	出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2024	4?)	(Ye	.	(No) いいえ
3 2の答えが				<del>/                                    </del>	/ · V · X
	er to 2 is "Yes", please fill out the following items.)				
	(Period of absence from Japan)	月	$_{ m H}$ $\sim$	月	日
		月	${\rm p}\sim$	月	日
		月	日~	月	日
(2) 出国の目的	(Purpose of absence from Japan)				
4 令和6年中の	居住形態による期間区分 (Period of each type of residen	nt status	during 202	4)	
(1) 非居住者期	間(Period of Non-resident Taxpayer)	月	日~	月	日
(a) 北京伊老畑		П	П	В	
(2) 非永住者期	間(Period of Non-permanent Resident Taxpayer)	月	日~	月	<u> </u>
(3) 永住者期間	(Period of Permanent Resident Taxpayer)	月	∃~	月	日
(2) (1)の答え	F永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉e a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of pureceive any foreign source income during that period?  が「はい」の人は下の欄に記入してください。	のある。	所得はあり (Yes) はい	ますか。	(No) いいえ
	answer to (1) is "Yes", please fill out the following items.)	,			ш
	に源泉のある所得の金額(Amount of foreign source income				円
2 105	ち国内で支払われた金額(Amount paid in Japan out of (	<u>1</u> )			——
3 <u>(1</u> 005	ち国外から送金された金額(Amount remitted to Japan o	ut of ①	)		円

# 住所又は居所を有していた期間の確認表

#### Confirmation Table of the Period of Resident Status

面

〇 平成26年1月1日から令和5年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding  $10 \text{ years } (2014 \sim 2023)$ .

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)						年数・月数・日数 (The number of years, months and days)				
	(Year)	(Month)	(Day)		(Year)	(Month)	(Day)			
	年	月	日	$\sim$	年	月	日	年	月	Ħ
	年	月	目	$\sim$	年	月	日	年	月	日
	年	月	目	~	年	月	目	年	月	日
	年	月	目	~	年	月	目	年	月	日
	年	月	日	~	年	月	日	年	月	日
	年	月	目	$\sim$	年	月	目	年	月	日
	年	月	目	~	年	月	目	年	月	日
	年	月	目	$\sim$	年	月	目	年	月	日
	年	月	目	$\sim$	年	月	目	年	月	日
	年	月	目	$\sim$	年	月	Ħ	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計(Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	Ħ	

○ 令和 6 年 において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。 Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2024.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month)	(Day)		(Month)	(Day)			
月	目	~	月	日	年	月	日
月	目	~	月	日	年	月	日
月	目	~	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計(Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.						月	П

(令和6年分)

面

#### **Resident Status**

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.

Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

#### [1] Resident

A person who has a "JUSHO" (domicile) in Japan, or has had a "KYOSHO" (residence) in Japan for one year or more.

NOTE: In general, you have a "JUSHO" in Japan if your base of living is in Japan, and you have a "KYOSHO" in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your "JUSHO".

#### (i) Non-permanent resident

A resident who has not Japanese nationality and has had his/her "JUSHO" or "KYOSHO" in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.

#### (ii) Permanent resident

A resident other than non-permanent resident.

#### (2) Non-resident

A person other than resident.

#### **Taxable Income**

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

#### SCOPE OF TAXABLE INCOME

333.1 3.							
CLASSIFICATION		INCOME OTHER THAN	FOREIGN SOURCE INCOME				
CL	ASSIFICATION	FOREIGN SOURCE INCOME	PAID IN JAPAN	PAID ABROAD			
	PERMANENT RESIDENT	Tax	able				
RESIDENT	NON- PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)			
CLASSIFICATION DOMESTIC SOURCE INCOME INCOME OTHER							

 CLASSIFICATION
 DOMESTIC SOURCE INCOME
 INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME

 NON-RESIDENT
 Taxable in principle
 Not Taxable

**NOTE:** Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as "domestic source income", whether they are paid in Japan or abroad.

#### "Confirmation Table of the Period of Resident Status"

- O"Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years" may be checked in the manner as mentioned below.
- To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.
- OIn place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

# 「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
  - その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴
- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。

120